

平成29年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期8月30日(水)～9月20日(水)

(会期22日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
8月30日	水	本会議(開会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会(午前9時開会)</li> <li>・理事者提案理由説明</li> <li>・質疑</li> <li>・即決議案採決</li> <li>・各委員会協議会</li> </ul>
8月31日	木	休 会	
9月 1日	金	休 会	
9月 2日	土	休 会	
9月 3日	日	休 会	
9月 4日	月	休 会	
9月 5日	火	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問(午前9時開会)</li> </ul>
9月 6日	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問(午前9時開会)</li> <li>・質疑・委員会付託</li> </ul>
9月 7日	木	休 会	
9月 8日	金	休 会	
9月 9日	土	休 会	
9月10日	日	休 会	
9月11日	月	常任委員会	
9月12日	火	常任委員会	
9月13日	水	休 会	
9月14日	木	休 会	
9月15日	金	休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・討論通告〳切</li> </ul>
9月16日	土	休 会	
9月17日	日	休 会	
9月18日	月	休 会	
9月19日	火	休 会	
9月20日	水	本会議(閉会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会(午後1時開会)</li> <li>・委員長報告</li> <li>・質疑・討論・採決</li> </ul>

平成29年第3回西予市議会定例会会議録（第1号）

- |                              |               |  |             |
|------------------------------|---------------|--|-------------|
| 1. 招 集 年 月 日                 | 平成29年8月30日    | 明 浜 支 所 長                              | 山 下 玉       |
| 1. 招 集 の 場 所                 | 西予市議会議場       | 野 村 支 所 長                              | 尾 下 孝 二     |
| 1. 開 会                       | 平成29年8月30日    | 城 川 支 所 長                              | 高 橋 司       |
|                              | 午前10時00分      | 三 瓶 支 所 長                              | 中 須 賀 敏 幸   |
| 1. 散 会                       | 平成29年8月30日    | 消 防 本 部 消 防 長                          | 西 川 傳       |
|                              | 午後 2時26分      | 総 務 課 長                                | 宇 都 宮 裕     |
| 1. 出 席 議 員                   |               | 財 政 課 長                                | 山 住 哲 司     |
| 1 番                          | 宇 都 宮 久 見 子   | 監 査 委 員                                | 正 司 哲 浩     |
| 2 番                          | 信 宮 徹 也       | 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 |             |
| 3 番                          | 宇 都 宮 俊 文     | 事 務 局 長                                | 道 山 升 文     |
| 4 番                          | 加 藤 美 香       | 議 事 係                                  | 三 好 祐 介     |
| 5 番                          | 中 村 一 雅       | 1. 議 事 日 程                             | 別 紙 の と お り |
| 6 番                          | 河 野 清 一       | 1. 会 議 に 付 し た 事 件                     | 別 紙 の と お り |
| 7 番                          | 佐 藤 恒 夫       | 1. 会 議 の 経 過                           | 別 紙 の と お り |
| 8 番                          | 山 本 英 明       |  |             |
| 9 番                          | 竹 崎 幸 仁       |  |             |
| 10 番                         | 小 玉 忠 重       |  |             |
| 11 番                         | 源 正 樹         |  |             |
| 12 番                         | 井 関 陽 一       |  |             |
| 13 番                         | 菊 池 純 一       |  |             |
| 14 番                         | 中 村 敬 治       |  |             |
| 15 番                         | 二 宮 一 朗       |  |             |
| 16 番                         | 兵 頭 学         |  |             |
| 17 番                         | 小 野 正 昭       |  |             |
| 18 番                         | 宇 都 宮 明 宏     |  |             |
| 19 番                         | 森 川 一 義       |  |             |
| 20 番                         | 藤 井 朝 廣       |  |             |
| 21 番                         | 酒 井 宇 之 吉     |  |             |
| 1. 欠 席 議 員                   |               |  |             |
|                              | な し           |  |             |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員             |               |  |             |
|                              | 2 番 信 宮 徹 也   |  |             |
|                              | 3 番 宇 都 宮 俊 文 |  |             |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り |               |  |             |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名  |               |  |             |
| 市 長                          | 管 家 一 夫       |  |             |
| 副 市 長                        | 河 野 敏 雅       |  |             |
| 教 育 長                        | 保 木 俊 司       |  |             |
| 総 務 企 画 部 長                  | 宗 正 弘         |  |             |
| 会 計 管 理 者                    | 山 口 正 人       |  |             |
| 公 営 企 業 部 長                  | 三 好 敏 也       |  |             |
| 産 業 建 設 部 長                  | 山 岡 薫 彦       |  |             |
| 生 活 福 祉 部 長                  | 酒 井 信 也       |  |             |
| 教 育 部 長                      | 松 川 伸 二       |  |             |

議 事 日 程			(第2号)
1	会議録署名議員の指名 (2番 信宮徹也、3番 宇都宮俊文)	議案第 81号	平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
2	会期の決定 (8月30日～9月20日 22日間)	議案第 82号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
3	議案第 67号 西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について	議案第 83号	平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
4	議案第 68号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	7 認定第 1号	平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 69号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	8 認定第 2号	平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 70号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	認定第 3号	平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 71号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	認定第 4号	平成28年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 72号 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について	認定第 5号	平成28年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 73号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	認定第 6号	平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 74号 西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第 7号	平成28年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
5	議案第 75号 平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号)	認定第 8号	平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	議案第 76号 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	認定第 9号	平成28年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 77号 平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	認定第 10号	平成28年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 78号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	認定第 11号	平成28年度西予市水道事業会計決算の認定につ
	議案第 79号 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		
	議案第 80号 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算		

- いて
- 認定第 12号 平成28年度西予市病院  
事業会計決算の認定につ  
いて
- 認定第 13号 平成28年度西予市野村  
介護老人保健施設事業会  
計決算の認定について
- 9 報告第 8号 平成28年度西予市一般  
会計継続費精算報告につ  
いて
- 報告第 9号 平成28年度健全化判断  
比率の報告について
- 報告第 10号 平成28年度資金不足比  
率の報告について
- 報告第 11号 西予市土地開発公社の経  
営状況について
- 報告第 12号 株式会社野村町地域振興  
センターの経営状況につ  
いて
- 報告第 13号 株式会社エフシーの経営  
状況について
- 報告第 14号 株式会社城川ファクトリ  
ーの経営状況について
- 報告第 15号 株式会社どんぶり館の経  
営状況について
- 報告第 16号 あけはまシーサイドサン  
パーク株式会社の経営状  
況について
- 報告第 17号 株式会社グリーンヒルの  
経営状況について
- 報告第 18号 一般財団法人宇和文化会  
館の経営状況について
- 報告第 19号 西予CATV株式会社の  
経営状況について

#### 追加議案

- 1 議案第 84号 野村学校給食センター厨  
房設備機器の取得につ  
いて

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名			集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
2	会期の決定	議案第	82号	平成29年度西予市公共
3	議案第 67号 西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について			下水道事業特別会計補正予算（第2号）
4	議案第 68号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	議案第	83号	平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第 69号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	7	認定第 1号	平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 70号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	8	認定第 2号	平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 71号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について		認定第 3号	平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 72号 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について		認定第 4号	平成28年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 73号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について		認定第 5号	平成28年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 74号 西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について		認定第 6号	平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
5	議案第 75号 平成29年度西予市一般会計補正予算（第4号）		認定第 7号	平成28年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
6	議案第 76号 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）		認定第 8号	平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 77号 平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）		認定第 9号	平成28年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 78号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）		認定第 10号	平成28年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 79号 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）		認定第 11号	平成28年度西予市水道事業会計決算の認定について
	議案第 80号 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）		認定第 12号	平成28年度西予市病院
	議案第 81号 平成29年度西予市農業			

		事業会計決算の認定について
認定第	13号	平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
9 報告第	8号	平成28年度西予市一般会計継続費精算報告について
報告第	9号	平成28年度健全化判断比率の報告について
報告第	10号	平成28年度資金不足比率の報告について
報告第	11号	西予市土地開発公社の経営状況について
報告第	12号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について
報告第	13号	株式会社エフシーの経営状況について
報告第	14号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について
報告第	15号	株式会社どんぶり館の経営状況について
報告第	16号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について
報告第	17号	株式会社グリーンヒルの経営状況について
報告第	18号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について
報告第	19号	西予CATV株式会社の経営状況について
追加議案		
1 議案第	84号	野村学校給食センター厨房設備機器の取得について

開会 午前10時00分

○議長 ただいまの出席議員は21名であります。これより平成29年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長 平成29年西予市議会第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

暦の上では暑さが終わるところとされている処暑を過ぎ、秋の気配が深まりつつある時期となつてまいりましたが、まだまだ厳しい残暑が続いております。

さて、先月の福岡及び大分県を中心とする九州北部で発生した集中豪雨では、河川の氾濫、土砂崩れ等により甚大な被害が発生いたしました。改めまして、尊い命を失われた皆様に対し哀悼の意を表するとともに、被災をされました皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

西予市では被災地の一日も早い復旧・復興を願い、義援金の受付を行ってまいりましたが、市民の皆様から106万円余りの温かいお気持ちをお寄せいただきましたこと厚くお礼申し上げます。

今回の豪雨災害でも時期や場所にかかわらず発生し、激しさを増す近年の異常気象と災害の怖さを改めて見せつけられたところであり、台風や大雨警報、土砂災害警戒情報等が出された場合には、身を守る行動、早目の安全対策をとって被害を最小限に抑えられるよう一層の啓発を行うとともに、防災行政無線デジタル化整備などにより、正確かつ迅速な情報伝達ができる体制を強化してまいりたいと考えております。

さて、第72回国民体育大会「愛顔（えがお）つなぐえひめ国体」まで、いよいよ1カ月となりました。今月の19日には直前のイベントといたしまして、市内5カ所から集めた炬火を一つにする集火式を市営宇和球場で行いました。公募により「海と山 ジオでつながる希望の火」と名づけられ、9月30日の開会式では、県内他市町の炬火と一つになり大会を見守ることになります。

また、9月を「愛顔（えがお）つなぐえひめ国体」清掃強化月間として、西予市一斉クリーン運動を計画しております。全国から当地を訪れる約2万人と見込まれる相撲、ソフトボール成年女子の観客や大会関係者の皆さんをおもてなしの心で

お迎えするとともに、大会の成功に向けてさらに機運を盛り上げて、連帯感を高めていただきたいと思いますと考えております。市民の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、西予市において、誇らしく喜ばしいニュースがございました。このたび、西予市野村町出身で人形浄瑠璃文楽人形遣いの吉田和生氏が、国の文化審議会から重要無形文化財保持者（人間国宝）に認定するよう文部科学大臣に答申がされました。市民を代表いたしましてお喜びを申し上げますとともに、今後とも人形浄瑠璃文楽の発展に一層ご活躍されますことをお祈り申し上げます。吉田和生氏は1967年に文楽協会人形部研究生となり、後に人間国宝となられた吉田文雀氏に入門し、1968年に初舞台を踏まれて以来、半世紀にわたり研さんを積まれ、高度な技量を体得され、日本の演劇史に多大な功績を残されました。これまで、国立劇場文楽賞文楽大賞、芸術選奨文部科学大臣賞を始め、愛顔のえひめ文化・スポーツ賞など数々の賞を受賞されております。また、県下5座の文楽座のうち、本市には愛媛県指定民俗文化財である俵津文楽と朝日文楽の2座があり、長年指導、助言をいただいております。そのご功績を検証し一昨年7月の朝立会館落成の折、西予市特別栄誉賞を授与させていただきました。今回の人間国宝認定がその貴重な伝統芸能文楽を再認識する機会となり、今後とも地域で大切に守り継がれ、内外に誇れる西予市の宝として地域活性化にもつながることを切に願っているところでございます。

さて、本定例会議会でございますが、一般質問に対する答弁とともに、条例改正、補正予算案を中心に議案17件、歳入歳出決算などの認定13件、並びに出資法人等の平成28年度経営状況などの報告12件、計42件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。議案等の提案理由につきましては、上程の際に説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、ご承認、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであ

ります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、2番信宮徹也君、3番宇都宮俊文君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から9月20日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から9月20日までの22日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、議案第67号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

西川消防長。

○西川消防長 それでは、議案第67号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、西予市消防団野村方面隊惣川分団第2部に配備しております消防ポンプ自動車は平成8年に導入したもので、以来21年が経過しており更新計画に基づいた検討を行ってきたところであります。このたび購入いたします消防ポンプ自動車は、迅速な消火活動を可能にするため放水性能にすぐれた高機能ポンプを搭載し、また、消防団員が夜間安全に活動できるよう、最新の照明器具を装備するなど機能向上を図る仕様としております。今回の購入に当たりましては、去る8月9日に指名競争入札を行い、惣川自動車工業代表者永田清秋氏が、2,408万4,000円で落札と決定し、備品購入仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、消防ポンプ自動車の詳細な性能及び主要装備につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第67号「西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について」は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり決定いたしました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第68号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」から議案第74号「西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの7件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

松川教育部長。

○松川教育部長 議案第68号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

近年の教職員宿舍の入居状況につきましては、宇和地域を除く地域の小学校の統合が完了したことに加え、近年の持ち家の増加や道路交通網の整備等によりまして、教職員の利用は減少しております。このような状況の中、僻地学校に勤務する教職員のための住宅としての市内教職員宿舍につきましては、一部を除きまして、その目的と役割を終えたと判断できるため、西予市公共施設等総合管理計画に基づきまして、関係部局間で協議を



進め、今後の教職員宿舎の運用に関する方針を決定いたしました。今回の改正は大野ヶ原教職員宿舎を除いて、教職員宿舎条例から削り、施設の整理及び有効活用を図るものでございます。

続きまして、議案第69号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、明浜支所を旧高山小学校跡地へ移転改築することに伴いまして、現在の西予市明浜高山地区グラウンドを明浜支所の駐車場や多目的広場等として活用することから、社会体育施設としての西予市明浜高山地区グラウンドを廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第70号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、本市が進める「はちのじ」まちづくり整備事業におきましては、ワークショップやアンケート、推進委員会等を開催し、さまざまな市民の皆様の意見を取りまとめて作成されました卯之町「はちのじ」まちづくり基本構想に基づき、具体的な事業に着手しているところでございます。平成28年度におきましては、西予市有料駐車場条例の規定により設置しております第2駐車場につきまして、伝統的な町並みの区域内にある施設として、その景観にふさわしい緑豊かな広場となるよう、トイレの整備や緑化の修景工事を実施し、本施設の名称につきましても地域住民の投票により「まちなみ広場」と決定したところでございます。

今回の改正は、町並みの入り口に位置し、景観的にも町並みの印象に影響が大きいこの施設を、西予市宇和文化の里条例に「まちなみ広場」として追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、本条例の改正に伴い、西予市有料駐車場条例につきましても、所要の改正を行っております。

以上、3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第71号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市が設置する多田保育園及び石城保育園につきましては、西予市公立保育所のあり方に関する方針に基づき民営化の検討を進めてまいりました。今年度におきまして、市内の社会福祉法人を対象に民営化に伴う運営法人の公募をいたしました結果、対象2施設に対して、それぞれ1法人の応募があり、7月18日に西予市公立保育所民営化移管先法人選定委員会において審議され、移管先候補となる社会福祉法人が決定いたしました。今後、平成30年4月1日を施設の移管期日として所要の進める必要があることから、移管期日を施行日として本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 議案第72号「西予市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、浄化槽使用料の徴収方法につきまして口座振替及び集金を加えるとともに、使用料の金額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 西川消防長。

○西川消防長 議案第73号「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、消防団員の定数と実団員数の乖離是正を図るため、定数を1,895人から1,752人とするものでございます。本市では、近年の人口減少や過疎、高齢化により徐々に消防団員数が減少し、平成29年4月現在で1,725人と条例定数から170人不足しております。このような状況を踏まえ、地域の事業に応じた実現可能な定数に改める一方で、新たな消防団員の確保に向けてさまざまな対応を検討してまいり所存でございます。

続きまして、議案第74号「西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、国の指針や県内他市町と比較しても低い状況にある報酬額及び手当額を引き上

げ、処遇の改善を図るものでございます。近年の消防団活動は多様な災害に対する幅広い活躍が必要とされ、その重要性が増している反面、人口減少や就業形態の変化により、年々団員数が減少している状況にあります。このため、団員を始めその他の階級の報酬、及び出動危険手当額を増額することにより、消防団員の士気高揚を図るとともに、地域の消防力を強化するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第75号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長 議案第75号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算の説明に先立ちまして、現在、国では平成30年度予算の概算要求時期となっております。その対応について少し触れたいと考えております。

その概算要求の基本方針でございますが、歳出改革の強化とともに、施策の優先順位の洗い直し、無駄の徹底排除、予算の中身を大胆に重点化するとされております。地方交付税におきましても、地方財政の「見える化」などの制度改革が進められる中で、引き続き厳しい見通しであります。当市では平成31年度までの合併特例期間の満了に向けて、財政的優遇措置の段階的な縮減に入っており、人口減少の影響等も相まって、今年度は昨年度に比較して普通交付税が4億円を超える減額となっております。当市の財政健全化に関する各指標につきましては、現在においては健全性を保っているところですが、今後地方交付税の減額の影響により、各指標ともに厳しいものになることが予想されております。事務事業の必要性や計画性を慎重に判断しつつ、地方創生に積極的に取り組むとともに、厳しい財政状況を踏まえ、一層の財源確保の努力が必要となります。各省庁の予算要求内容の情報、特に新しい日本のための優先課題推進枠における国の新たな施策動向を的

確につかみ、当市の来年度事業の有効な財源確保に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

先ほど、平成31年度までの合併特例期間と申し上げましたが、現在、岐阜市を中心に合併特例債適用期間の再延長を要望する動きがございます。合併特例債は元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債であり、当市でも貴重な財源として活用しているところでございます。全国の多くの合併自治体で新市建設計画に基づき事業が進められておりますが、東日本大震災の復興促進や、東京オリンピック開催準備等の影響などもあり、事業の進捗が遅延し、特例期間内の事業完成が危惧されております。当市におきましても、今後、支所建設や消防庁舎の建設など大型事業を計画しており、その財源に合併特例債を活用する予定であります。残りの特例期間内で短期間に取り組む必要があり、工期の問題や集中的な財政負担の増大などが懸念されているところであります。合併特例債の適用期間延長の実現に向けて、当市もこの動きに同調し、国に要望してまいる所存でありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の補正予算の概要でございますが、国・県補助事業において内示による事業費及び財源の調整、突発的な施設修繕及び設備更新経費、豪雨により被災した施設の災害復旧費等を計上し、また、平成28年度決算に伴い、繰越金の調整、及び各特別会計への繰出金を調整するものであります。

主な内容といたしましては、総務費では、わがむらは美しく推進事業により城川地区全体に設置いたしております花壇の集約化を含め、あわせて常緑化を図ります。

民生費では、旧宇和病院跡地で市内法人が進めております特別養護老人ホーム、及び認定こども園の整備に係る用地造成費の市負担分について、工法変更に伴う事業費の増額分の負担金を計上いたしております。

児童福祉費では、明浜地区における学童保育施設を明浜中学校内の教室に移転することに伴う改修経費、認定こども園の事業実施主体である法人に対する国庫補助金の内示増に伴う補助金の増、また、来年4月に開園予定の城川保育所に設置する遊具の購入にかかわる経費を計上いたしております。

ます。

衛生面では、ツルのねぐらである宇和町山田地区のため池に防護柵を設置し、ツルが安心できる環境の整備を図ります。

農林水産業費では、農業振興対策として出荷者組合に加入している農家の小型農業用機械等の整備に対する支援、畜産業対策として意欲ある畜産担い手が取り組む収益力向上のための畜産関連施設の整備や、家畜導入の支援、有害鳥獣対策として狩猟期以外に限定した補助対象期間を通年実施に変更することに伴う補助金を増額しております。

土木費では、原子力防災時において一時集結所になっております三瓶中学校への進入路の改修経費を計上しております。教育面では、野村小学校グラウンドにおいて防球ネットを設置し、打球のフェンス越えによる事故を防止するものでございます。

災害復旧費では、台風3号及び7月31日の豪雨災害による林道、及び市道等の復旧事業を実施するものでございます。

また、地方財政法に基づき、平成28年度決算による余剰金の一部を財政調整基金へ積み立てております。

これらの事業の主な財源につきましては、地方交付税分担金、災害復旧費国庫負担金、保育所等整備交付金、意欲ある愛媛の畜産担い手応援事業費県補助金、公共施設木材利用推進事業費県補助金、特別会計繰入金、基金繰入金などの追加、前年度繰入金の確定額、及び災害復旧事業債ほか地方債の増額などであります。これらの結果、歳入歳出予算の補正は既決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ、5億5,424万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を、275億5,195万5,000円と定めるものであります。

また、債務負担行為の追加として、平成30年度中の稼働を予定しております、西予市野村学校給食センターで導入する給食運搬車購入経費の限度額を設定しております。

以上が、今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 山住財政課長。

○山住財政課長 それでは、予算書に沿いまして、歳出から補足説明を申し上げたいと思います。

今回の補正予算は、今年度実施予定の国・県補助事業におきまして、補助内示を受けた事業費及び財源の調整、緊急に対応する必要が生じた施設の修繕及び設備更新経費、台風等の豪雨によりまして被災しました施設の災害復旧費等を計上し、また、平成28年度決算に伴う繰越金の調整、また、各特別会計への繰出金を調整するものでございます。

それでは、補正の主な内容につきましてご説明いたします。

予算書の13ページをお開き願います。

総務費1項11目情報推進事業費、CATV整備事業453万円であります。明浜支所の移転建設に伴うCATV明浜サブセンター移設工事に係る設計委託料を計上いたしております。

8項5目わがむらは美しく推進事業217万1,000円あります。城川町内全域に設置いたしております花壇の集約化を図るとともに、常緑化によります維持管理のしやすい環境づくりを行うため、芝桜の苗代等の事業費を計上するものであります。

14ページをお開き願います。

民生費1項3目老人福祉費、老人福祉施設整備事業761万5,000円あります。旧宇和病院跡地で整備されております地域密着型特別養護老人ホームに係る用地造成費等の市負担分につきまして、工法変更に伴い事業費が増額したことによる負担金を計上するものでございます。

2項1目児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業640万5,000円あります。明浜地区における学童保育施設の移転に伴い、移転先であります明浜中学校内の余裕教室を学童保育が実施できる環境に改修するための工事請負費を計上するものでございます。また、保育所等施設整備事業3,635万6,000円では、平成30年4月に旧宇和病院跡地におきまして開園予定の認定こども園の事業実施主体である法人への補助金につきまして、国庫補助金の内示増等による市補助金、及び用地造成費等の市負担分の増額分を計上するものでございます。また、同じく平成30年4月開園予定の城川保育所におきまして設置する木製遊具について、県補助を活用いたしまして

整備するための工事請負費を計上するものでございます。

15ページをお開き願います。

衛生費1項4目環境衛生費、田園ロマンの里づくり推進事業107万5,000円でございますが、ツルがねぐらとして利用しているため池の一つである山田地区のため池に、ツルの目隠し用の寒冷紗を張る防護柵を設置するための工事請負費を計上するものであります。

16ページをお開き願います。

農林水産業費1項3目農業振興費、農業用機械・施設整備事業289万7,000円でございますが、老朽化が進んでおります短機動の動力車、及びレールの更新・整備に対する補助、また、産直や地産地消推進に必要な小型機械や簡易施設等の整備費用の一部を補助するものであります。

4目畜産業費、野村エコセンター運営事業428万2,000円でございますが、エコセンターに配備しておりますホイールローダーが2台、これの更新を行うもので、今回指定管理者である東宇和農協が購入する運びとなり、市の負担分を計上するものでございます。また、意欲ある愛媛の畜産担い手応援事業3,287万1,000円でございますが、意欲ある畜産担い手が取り組む収益力向上のための畜産関連施設の整備、また、家畜導入に対する補助金を計上するものであります。

17ページをお開き願います。

2項2目林業振興費、有害鳥獣捕獲対策事業845万9,000円でございますが、現在4月1日から10月31日の期間で実施しております捕獲事業につきまして、通年実施に変更することに伴う補助金を計上するものでございます。これにより、西予市全体の捕獲圧を高め、農林作物への被害防止を強化するものであります。

18ページをお開き願います。

土木費2項2目道路橋梁維持費、道路橋梁維持修繕事業1,294万1,000円でございますが、原子力災害時におきまして、バス避難のための一時集結所となっております三瓶中学校横の水路を横断する床板の劣化が進んでおり、車両の通行に支障を来す可能性があるため、改修のための工事請負費等を計上するものであります。

19ページをお開き願います。

消防費1項2目非常備消防費、非常備消防一般管理事業38万2,000円でございますが、消防

団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備等助成金の交付決定を受けまして、救命胴衣を現在未配備の消防団へ配備するための備品購入費を計上いたしております。

20ページをお開き願います。

教育費2項1目学校管理費、小学校施設修繕事業529万8,000円でございますが、野村小学校グラウンドのフェンスにつきまして、ソフトボールなどの打球のフェンス越えによる事故を防止するため、防球ネットによる防護策を講じ、設置に係る工事請負費を計上するものであります。

21ページをお開き願います。

災害復旧費1項2目農業用施設災害復旧費117万円、3目林業用施設災害復旧費4,220万円、続いて、6項1目道路橋梁河川災害復旧費2,865万2,000円でございますが、平成29年7月3日、4日にかけての台風3号、及び7月31日の豪雨により発生しました災害復旧のための委託費、そして工事請負費を計上するものであります。

22ページをお開き願います。

諸支出金2項1目基金費、財政調整基金事業3億2,600万円でございますが、地方財政法第7条に基づきまして、平成28年度決算による剰余金のうち、2分の1を下らない額を財政調整基金に積み立てるものであります。

予算書は前に戻っていただきまして、9ページをお開き願います。

続いて、主な歳入につきましてご説明を申し上げます。

地方交付税では、普通交付税1,010万5,000円でございますが、普通交付税の算定結果により、今年度の交付額が確定したため増額するものであります。

分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金67万5,000円、及び2目災害復旧費分担金95万円については、各事業実施における受益者の分担金となっております。国庫支出金1項5目災害復旧費国庫負担金3,155万5,000円は、災害復旧事業費の補正に合わせ計上するものであります。

10ページをお開き願います。

2項国庫補助金では、国の補助金内示により1目民生費国庫補助金で子ども・子育て支援交付金213万4,000円、子ども・子育て支援整備

交付金436万円、保育所等整備交付金3,187万円、5目土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金の木造住宅耐震工事分で228万円などの増額を行い、国庫支出金合計では7,538万3,000円の増額となったものでございます。

引き続き、10ページになりますが、県支出金2項2目民生費県補助金、子ども・子育て支援事業費県補助金213万4,000円、子ども・子育て支援整備事業費県補助金436万円は、県の補助金内示により増額する一方、認定こども園施設整備事業費県補助金は、事業費の見直しによりまして2,080万9,000円の減額となっております。

4目農林水産業費県補助金、次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費県補助金60万円、意欲ある愛媛の畜産担い手応援事業費県補助金2,191万4,000円、公共施設木材利用推進事業費県補助金300万円、これらにつきましては、事業採択を受けて計上するもので、その他県支出金合計では1,419万7,000円の増額となっております。

このほか、平成28年度決算に伴う繰越金や、各事業の事業費調整等による特定財源といたしまして、地方債や基金繰入金などの調整を行っております。

5ページをお開き願います。

債務負担行為補正といたしまして、平成30年度に供用開始予定の野村学校給食センターにおける給食運搬車導入事業について、その期間を平成30年度1,287万4,000円の限度額を設定するものであります。

6ページをお開き願います。

今回の事業費の調整等に伴いまして、地方債補正を行っております。起債の目的別では、緊急防災・減災事業1,290万円、災害復旧事業3,430万円を増額いたしまして、旧合併特例事業80万円、臨時財政対策債3,587万7,000円を減額するものであります。

詳細につきましては、12ページになりますのでごらんをいただきたいと思います。

事業の財源となります国庫支出金の内示額の増減による起債額の調整や新たな起債事業の計上等によりまして、総額で1,052万3,000円を増額し、地方債の限度額を全体で38億6,1

22万3,000円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第76号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」から議案第83号「平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」までの8件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第76号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算をそれぞれ119万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を279万1,000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 議案第77号「平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年度決算による繰越金の確定によるものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ975万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を4,269万8,000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 議案第78号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。今回の補正の主な内容につきましては、前年度の療養給付費等、負担金等の返還額が確定したことにより償還金を増額するとともに、前年度決算による繰越金が確定したことから、その一部を

財政調整基金に積み立てるものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ9,033万円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を61億4,256万5,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算の補正の主な内容につきましては、前年度決算による繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金の調整を行うものであります。

この補正につきましては、歳入予算の組み替えを行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

続きまして、議案第79号「平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ1,822万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6億3,476万円と定めるものであります。

続きまして、議案第80号「平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、前年度繰越金の確定、及び前年度介護給付費及び地域支援事業の精算による介護給付費負担金及び交付金の返還によるものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1億910万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を57億9,794万5,000円と定めるものであります。

以上、3議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 議案第81号「平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。歳出におきましては、歳入の補正に伴う充当財源の組み替えを行うもので、これによりまして歳出予算総額の変更はございません。

続きまして、議案第82号「平成29年度西予

市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定に伴う財源の調整により、歳入予算の組み替えを行うもので、歳入予算総額に変更はございません。

以上、2議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 議案第83号「平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、水道使用料過年度分及び前年度繰越金の確定に伴うものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出にそれぞれ156万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億6,081万5,000円と定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時03分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時20分）

（日程7）

○議長 次に、日程第7、認定第1号「平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山口会計管理者。

○山口会計管理者 認定第1号「平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

お手元に地方自治法に基づきます平成28年度決算における主要な施策の成果報告書をお配りさせていただいておりますが、主にこれに基づきまして説明をさせていただきます。

まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は1ページをお開きください。

平成28年度は本市の最上位計画である第2次西予市総合計画の開始年度であり、健全な行財政運営を維持しながら、既存の価値観、前例、自治体間の横並び意識といったものに縛られずに、改革・チャレンジ精神をもって本市の特性を生かし

た独創的で質の高い政策を果敢に実行し、市民が安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すとともに、急激な人口減少社会を迎えた本市の状況を踏まえ、「変革、それこそ夢と希望を叶える唯一のすべである。」を副題とし、変わることの重要性を強調し、市政運営に取り組んだところであります。

それでは、平成28年度一般会計の決算の状況とあわせて、普通会計における財政指標等の状況についてご説明し、主要な施策の成果につきましても、その概略をご報告いたします。

まず、一般会計の決算規模と決算収支についてご説明いたします。

資料は14ページをお開きください。

平成28年度の一般会計の決算規模につきましては、歳入決算額306億7,968万7,000円、歳出決算額298億2,549万2,000円、歳入歳出差引額8億5,419万5,000円となっておりますが、繰越財源2億235万8,000円を差し引きますと、実質収支は6億5,183万7,000円となり、前年度と比較しますと、歳入では6.8%、歳出では8.4%それぞれの決算が増加となっております。

次に、歳入決算の概要についてご説明いたします。

平成28年度の決算額は、前年度に対しまして、19億5,390万円増加しております。その主な要因といたしましては、事業計画最終年度となりました汚泥再生処理施設整備事業費、及び宇和学校給食センター建設事業費の増による国庫支出金、基金繰入金及び市債の増によるものであります。

また、市税につきましては、市民税で個人所得割、固定資産税における家屋及び償却資産が増となったこと、軽自動車税の増等により前年度と比較しまして、8,938万4,000円の増となり、31億4,538万3,000円となっております。

普通交付税は112億5,114万円となっております。平成27年度から交付税算定上の財政的支援措置が5年間の段階縮減期間に入り、平成28年度がその2年目を迎えていることに加え、普通交付税算定の基礎数値であります国勢調査人口の減少によりまして前年度と比較し、5億2,066万6,000円の減となっております。

歳入のうち、79.8%を国や県に依存する本市は、依然として財政基盤が脆弱な状況でありますことから、今後も国の歳出・歳入一体改革や、国・地方が一体となって取り組む経費削減、財政の健全化施策により大きな影響を受けることが想定されるとともに、合併による財政的支援措置が今後減少することを考慮いたしますと、予算規模は縮小せざるを得ない状況となっております。

次に、地方交付税の状況についてご説明いたします。

資料は16ページをお開きください。

普通交付税につきましては、前年度と比較しまして、全国総額ベースで0.3%減、全国市町村平均で3.3%減、愛媛県内市町平均で4.0%減という状況の中で、本市におきまして一本算定へと段階的な減額が始まっていること、及び平成28年度は基準財政需要額に社会保障関係費に係る需要額が新たに加算されたものの、基準財政収入額において増額となったことにより前年度と比較しまして、5億2,066万6,000円、率にして4.4%の大幅な減額となり、交付額は112億5,114万円となっております。

特別交付税につきましては、前年度と比較しまして、全国総額ベースで4.7%増、全国市町村平均で1.9%減、愛媛県内市町平均では2.4%減という状況の中で、本市におきましては0.2%増の12億4,729万9,000円が交付されました。

また、臨時財政対策債発行可能額につきましては、前年度と比較しまして、25.3%減の6億2,947万3,000円となり、これを含めた交付税総額は前年度に比べ、7億3,056万7,000円の減少となっております。

次に、財政力指数の状況についてご説明いたします。

資料は17ページをお開きください。

本市の平成28年度財政力指数は昨年度と同じく0.24で、平成27年度の全国市町村平均は0.50、平成28年度の県市町平均が0.42でありますことから、極めて脆弱な状況にあります。今後の見通しにつきましては、地方消費税交付金による基準財政収入額に変化があるものの、人口の減少等により基準財政需要額が縮減傾向にあるため、結果としてこの指数がわずかながら上昇することが予想されます。

次に、市債の状況について説明いたします。

資料は18ページをお開きください。

市債の発行につきましては、汚泥再生処理施設整備事業、及び宇和学校給食センター建設事業等の大型建設事業の実施によりまして、前年度と比較しまして、14億1,242万1,000円、34.4%増の55億1,957万3,000円となり、地方債残高は前年度と比較して、24億3,372万円増の372億2,965万5,000円となっております。

次に、歳出決算の概要についてご説明いたします。

資料は19ページをお開きください。

平成28年度の決算額は298億2,549万2,000円で、前年度と比較しまして、23億560万7,000円、8.4%の増となっております。その主な要因は、民生費で臨時福祉給付金支給事業の増、衛生費で汚泥再生処理施設整備事業の増、土木費で市道湯の川・くらぬき線改良事業の増、災害復旧費で市道赤木佐須線道路災害復旧事業の増によるものであります。

性質別決算額では、普通建設事業費が70億6,909万3,000円、人件費が43億2,349万3,000円、物件費が35億610万4,000円、公債費が33億8,289万2,000円で、これらの合計が歳出の61.3%を占めております。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の合計は112億8,376万円となっております。前年度と比較しまして、普通建設事業費では汚泥再生処理施設整備事業、宇和学校給食センター建設事業等の大型事業の事業費増により22億3,623万5,000円の増、災害復旧事業費では、市道赤木佐須線道路災害復旧事業等の増により1億9,175万3,000円の増となっております。

目的別に見ますと、民生費が72億3,078万5,000円、公債費33億8,259万2,000円、教育費が41億4,758万5,000円、農林水産業費が25億5,658万7,000円、土木費が18億6,906万7,000円で、これらの合計が歳出の6割以上を占めております。

次に、実質公債費比率の状況についてご説明いたします。

資料は22ページをお開きください。

平成28年度の実質公債費比率は8.7%で、前年度より0.4%減となっております。これは、公営企業債償還繰入金が減額となり、また、普通交付税において合併算定替により減額となった一方で、標準税収入額等が増額となったことが主な要因となっております。

今後は、地方債の現在高は増額傾向であり、公営企業会計への繰出金についても増加する見込みであるとともに、普通交付税において、合併算定替の特例措置分が段階的に縮減されることにより、比率は上がっていくと見込まれるところであります。

次に、健全化判断比率の状況についてご説明いたします。

資料は23ページをお開きください。

平成28年度決算における健全化判断比率は24ページの表のとおりであります。先ほど申し上げましたとおり、実質公債費比率は前年度に比べ、0.4%減の8.7%、将来負担比率は前年度に比べ、0.8%減の49.4%となっており、いずれの指標も早期健全化基準を下回っている状況であります。しかしながら、今後一般会計における公債費の増加と特別会計等への繰出金のうち、元利償還の財源に充てたと認められる額の増大等により、実質公債費比率は上昇し、将来負担比率につきましても、特別会計等への地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出し見込み額や、充当可能基金の減少等により上昇することも見込まれ、財政全般にわたる慎重な運営が求められるところであります。

このほか、単年度歳出額の性質別、目的別の内訳と前年度比較につきましては、20ページと21ページに記載をしております。また、過去5年間の一般会計の歳出性質別決算額及び自主財源と市債を除く歳入等の推移につきましても、25ページに記載しておりますので、お目通しをいただけたらと思います。

特に、歳出総額と市債を除く歳入との差が大きい場合は、市債で補っているということでありまして、多額の地方債発行が続きますと地方債残高も増加の一途となり、将来に大きな負担を残すこととなります。そのため、地方債発行につきましては、可能な限り有利な起債を利用し、後年度にできるだけ影響が出ないよう計画的に行っているところであります。



次に、主要な施策の成果についてその概略をご報告いたします。

資料の4ページにお戻りください。

先に申し上げましたとおり、平成28年度は本市の最上位計画である第2次西予市総合計画の開始年度でありました。目指す将来像を実現するための基本目標の下に、「しごとづくり」「ひとづくり」「まちづくり」「行財政」の4分野の政策、39項目の施策を設定した基本計画に基づき、各種事業を実施いたしました。

資料3ページをごらんください。

政策別の主な事業といたしましては、「しごとづくり」では、商工業振興助成支援や企業誘致促進など、商工業振興事業、担い手育成支援、農業経営法人化等促進、地産地消推進、森林環境基盤整備、市産材等活用促進、水産物流通円滑化推進など農林水産業振興事業、観光資源の発掘や適正管理、イベント運営健全化など観光振興事業を実施いたしました。

「ひとづくり」では、結婚・出産及び子育て支援事業、健康増進事業、高齢者及び障害者福祉、生活困窮者支援事業、火災・救急体制整備及び消防団活動推進事業、生涯学習の場の提供やスポーツ及び文化振興事業を実施いたしました。

次に、「まちづくり」では、移住・定住・安住体制整備事業、ジオパーク推進事業、空き家・店舗対策等不動産の流動化事業、地域主導の地域コミュニティ強化推進事業、地域防災力の強化等防災・減災事業、道路・水道・下水道等インフラ整備及び維持管理事業を実施いたしました。

最後に、「行財政」では、業務の簡素化及び生産性・サービスの向上を目指し、職員一人一人が働き方改革を実行し、今後の健全財政の維持に取り組みました。

なお、基本計画の主要な施策の成果に係る事業の概要につきましては、成果報告書の5ページから10ページに記載しておりますので、お目通しいただけますようお願いいたします。

以上、主要な部分のみをご説明申し上げましたが、詳細につきましては、委員会におきまして施策の成果報告書に基づき各担当部課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご認定いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、認定第2号「平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山口会計管理者。

○山口会計管理者 引き続きまして、平成28年度西予市特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

資料は11ページをお開きください。

公営企業会計を除きます特別会計全体の歳入決算額は141億9,635万5,000円、歳出決算額は139億4,261万3,000円、歳入歳出差引額は2億5,374万2,000円となりましたが、翌年度への繰越財源66万2,000円を差し引きますと、実質収支は2億5,308万円となっております。

それでは、会計別にご説明を申し上げます。

まず、認定第2号「平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は同じく成果報告書143ページをお開きください。

授産場特別会計は、歳入総額、歳出総額ともに2,236万3,000円で、前年度と比較しまして、歳入総額は99万9,000円の増、歳出総額は229万8,000円の増となり、形式収支、実質収支ともに0円となっております。なお、歳入のうち、手袋加工賃等の事業収入につきましては593万7,000円で、前年度と比較しまして、52万5,000円9.7%の増となっております。これは当該施設の閉場に伴い、販売業者からの駆け込み受注等がふえたことによるものであります。

続きまして、認定第3号「平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は147ページをお開きください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額372万4,000円、歳出総額は252万7,000円となり、形式収支、実質収支ともに119万7,000円となっております。

続きまして、認定第4号「平成28年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定

について」ご説明を申し上げます。

資料は148ページをお開きください。

平成28年度決算額は、歳入総額が6,422万8,000円で、前年度と比較しまして、341万5,000円の増、歳出総額は4,780万9,000円で、前年度との比較では2,034万8,000円の増となり、形式収支、実質収支ともに1,641万9,000円となっております。なお、平成28年度貸付者は継続48人、新規12人の合計60人で、貸付総額は2,398万5,000円、償還者は延べ397人で償還総額は3,087万7,000円となっております。

続きまして、認定第5号「平成28年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は149ページをお開きください。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が62億6,301万5,000円、歳出総額は61億7,268万4,000円となり、形式収支、実質収支ともに9,033万1,000円の黒字となっております。しかしながら、この黒字額につきましては、前年度精算による療養給付費等負担金等の返還、及び財政調整基金積立てに当てたものであり、昨年度に続き本年度におきましても、約1億6,500万円を一般会計から繰り入れて、収支均衡を図っている状況であります。当会計におきましては、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などに伴う医療費の増加、さらには、保険料収入の減少等により極めて厳しい財政運営を強いられております。安定的な運営と財政の健全化を図るためにも、引き続き保険料の高い収納率を維持するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進、健康の保持・増進や保険事業の効率的な実施による重症化予防に取り組むことにより、国保会計の健全化に努めてまいります。

次に、診療所施設勘定についてご説明いたします。

資料は154ページからになります。156ページをお開きください。

市内8診療所の歳入総額は2億8,605万4,000円、歳出総額が2億8,425万2,000円となり、形式収支、実質収支ともに180万2,000円の黒字となっております。しかしながら、診療所勘定におきましても、一般会計

から7,151万4,000円を繰り入れることにより収支均衡を図っている状況にあることから、引き続き医薬材料費等の経費削減に努めるとともに、今後は医療体制の見直しを図るなど地域の実情に応じた医療提供体制の確保に努めてまいります。

続きまして、認定第6号「平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は161ページをお開きください。

まず、歳入総額は6億1,609万1,000円で、前年度と比較いたしまして、1,525万9,000円の増、歳出総額が5億9,786万5,000円で、前年度と比較して、1,344万5,000円の増となりまして、形式収支、実質収支ともに1,822万6,000円となっております。

歳入につきましては、被保険者の保険料が3億3,484万5,000円、繰入金2億5,412万5,000円、後期高齢者医療健康診査の受託収入などの諸収入1,062万8,000円が主なものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が5億6,441万8,000円となり、歳出全体の94.4%を占め、歳出のほとんどが実績額確定に伴う保険料、保険基礎安定分、広域連合の共通経費となっております。

続きまして、認定第7号「平成28年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

資料は163ページをお開きください。

介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が56億8,105万1,000円で、前年度と比較しまして、1億4,339万1,000円の増、歳出総額は55億7,194万6,000円で、前年度と比較しまして、1億2,995万9,000円の増となりまして、形式収支、実質収支ともに1億910万5,000円となっております。今後も介護サービスや介護予防サービス、介護予防日常生活支援サービスが多様な事業者、または施設等から適正かつ安定的、継続的に提供されるよう指導管理し、介護保険の健全運営を図ってまいります。

続きまして、認定第8号「平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて」ご説明を申し上げます。

資料は173ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は3億8,457万2,000円で、前年度と比較いたしまして、2,514万9,000円、6.1%の減、歳出総額が3億8,347万円で、前年度と比較しまして、2,506万5,000円、6.1%の減となりまして、形式収支、実質収支ともに110万2,000円となっております。本事業につきましては、現在10処理区が稼働しておりますが、平成24、25年度に実施いたしました機能診断調査の評価結果に基づき、施設の維持管理に努めているところであります。

続きまして、認定第9号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料は179ページをお開きください。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額7億2,123万2,000円で、前年度と比較いたしまして、25万7,000円、0.04%の減、歳出総額が7億2,031万6,000円で、前年度と比較いたしまして、635万9,000円、1.0%の増となり、形式収支が91万6,000円、実質収支が25万4,000円となっております。事業内容につきましては、宇和处理区、野村処理区ともに供用を開始しており、拡張区域の整備及び施設の維持管理等鋭意進めているところであります。

以上、西予市簡易水道事業特別会計を除く、平成28年度西予市特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきました。

大変大まかな説明になりましたが、詳細につきましては、委員会におきまして各担当部課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定いただけますようお願い申し上げます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 認定第10号「平成28年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

資料は平成28年度決算における主要な施策の成果報告書169ページからになります。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入総額が1億5,402万5,000円で、主な収入といたしましては、給水収入6,961万円、繰入金4,299万9,000円、分担金及び負担金6

82万円、市債2,000万円などでありまして、歳出総額は1億3,938万1,000円で、主な支出といたしましては、事業費1億1,346万8,000円、及び公債費2,591万3,000円でありまして、以上によりまして、形式収支、実質収支ともに1,464万4,000円の黒字を計上いたしております。

続きまして、認定第11号「平成28年度西予市水道事業会計決算の認定について」ご説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の18ページをお開きください。

まず、平成28年度の西予市水道事業の概要を報告いたします。

総括事項として、営業収益における給水収益につきましては、夏場の水需要の増加等により、前年度比1%の増となりました。また、業務量につきましては、給水人口が前年度から454人減少し、3万1,639人、年間総有収水量は、前年度比1.1%増の341万9,125立方メートルとなりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額についてご説明いたします。

4ページをお開きください。

水道事業収益7億2,269万6,628円に対しまして、水道事業費用は7億895万5,163円となり、前年度と比較しまして、収益は2.6%の減、費用は6.5%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。

8ページをお開きください。

このことを、損益計算書でご説明いたしますと、営業収益5億8,859万2,365円に対しまして、営業費用が6億3,028万6,207円となり、差し引き4,169万3,842円の営業損失となりました。

次に、営業外収益は水道加入金など8,628万4,783円となっており、営業外費用は企業債の支払い利息など3,581万395円を支出いたしております。

以上によりまして、経常利益は878万546円、当年度純利益111万1,370円となり、当年度未処分利益剰余金が1億1,471万3,553円となっております。なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は5億6,541万6,1

36円であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

6ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額1億993万7,863円となっております。その内訳は、負担金346万7,800円、企業債6,000万円、補助金4,647万63円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額3億3,831万4,573円で、建設改良費として2億440万3,400円、企業債償還金として1億3,391万1,173円を支出しております。建設改良の主な工事は、宇和給水区域の清沢地区排水管敷設替事業、野村給水区域の野村第1浄水場4号ろ過地更生事業等であります。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する2億2,837万6,710円につきましては、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんをいたしました。

その他決算資料を掲載しておりますのでご参照ください。

続きまして、認定第12号「平成28年度西予市病院事業会計決算の認定について」ご説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の54ページをお開きください。

全国的な医師及び看護師の不足など、医療を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いております。そのような中、西予市民病院におきましては、平成27年度に引き続き、内科、外科、整形外科及び泌尿器科の常勤医師を確保し、年間を通して入院外来診療を行うことができました。また、野村病院でも非常勤医師による診療や当直業務を拡充するなど、診療体制の充実を図ることができました。今後におきましても、医師及び看護師等の確保に努めていく所存でございます。

次に、55ページの業務量でございますが、西予市民病院では、年間入院延べ患者数4万142人、外来延べ患者数4万5,560人、野村病院では、年間入院延べ患者数3万633人、外来延べ患者数5万6,665人となっております。

次に42ページ、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

病院事業収益35億4,024万5,450円

に対しまして、病院事業費用は38億4,631万8,939円となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。その詳細につきましては、46ページの損益計算書でご説明いたします。

医業収益31億3,456万4,979円に対し、医業費用は35億9,200万8,877円で、差し引き4億5,744万3,898円の営業損失となりました。その主な要因といたしましては、新病院建設、及び野村病院の大規模改修に係ります減価償却費の増、医療スタッフの確保に伴う給与費の増、医療機器の保守委託料の増などでございます。

次に、医業外収益は3億9,160万247円で、うち2億2,838万6,180円が一般会計からの負担金及び補助金でございます。

医業外費用は1億6,839万3,725円で、主に企業債の利息及び控除対象外消費税として計上される雑支出でございます。

以上によりまして、経常損失2億3,423万7,376円、当年度純損失3億801万3,489円となり、当年度未処理欠損金は518万7,966円となっております。

なお、積立金と合わせた利益剰余金の合計は1億551万2,034円であります。

続きまして、44ページの資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入の総額は1億3,950万3,305円で、内訳は一般会計出資金45万円、一般会計負担金1億1,705万3,305円、企業債2,200万円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額は3億6,868万6,336円で、これは医療機器の更新などの建設改良費1億7,420万3,160円、企業債償還金1億9,403万3,176円、奨学資金制度に係る投資45万円となっております。

これにより資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億2,918万3,031円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

また、平成28年度から翌年度へ繰り越した額は、地方公営企業法第26条に基づく建設改良繰越1,198万8,000円でございます。

81ページから西予市民病院及び野村病院の決

算資料を掲載しておりますのでご参照ください。

続きまして、認定第13号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」ご説明を申し上げます。

同じく、公営企業会計決算書の114ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

施設事業収益は4億9,086万1,966円に対しまして、施設事業費用は4億8,605万9,089円となり、前年度と比較しまして、収益は約4.7%の増、費用は約0.5%の増となっております。なお、これらは消費税込みの金額でございます。

118ページをお開きください。

このことを損益計算書でご説明いたしますと、施設運営事業収益は4億1,916万2,289円に対しまして、施設運営事業費用は4億5,576万2,808円となり、差し引き3,660万519円の営業損失となりました。

次に、施設運営事業外収益は、市からの補助金などにより7,083万8,110円となっております。施設運営事業外費用は、企業債の支払い利息などで1,674万8,266円を支出いたしております。

以上によりまして、経常利益は1,748万9,325円、当年度純利益は480万2,877円となりました。なお、前年度までの繰越欠損金と合わせた当年度末の未処理欠損金は7,020万9,770円となりました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

116ページをお開きください。

資本的収入につきましては1億8,343万2,000円となっております。市からの補助金である企業債償還元金と増築事業に係る企業債借入額を計上したものでございます。

一方、資本的支出につきましては、4,903万9,008円となっております。増築工事に係る建設改良費と企業債償還元金を支出しております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する690万7,008円につきましては、繰越工事資金と過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

これらに伴います事業の概要につきましては、

123ページの貸借対照表、及び128ページからの事業報告書をご参照願います。

今後とも関係機関との緊密な連携を図り、効率的な施設運営と利用者の確保及び経費節減に努め、さらなるサービスの向上と健全経営を図ってまいりたいと考えております。

以上、4認定案件、よろしくご審議を賜り、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時08分）

○議長 再開いたします。（再開 午後1時10分）

ただいま議題となっております認定第1号から認定第13号までの監査報告を求めます。

正司代表監査委員。

○正司代表監査委員 決算審査意見についてご報告申し上げます。市長から地方自治法の規定に基づいて審査に付されました平成28年度西予市一般会計、特別会計の決算、及び西予市基金運用状況、並びに地方公営企業法の規定に基づいて審査に付されました平成28年度西予市公営企業会計の決算について慎重に審査し、審査結果の意見書を去る8月16日に市長に提出したところでございます。以下、その内容につきましてご報告いたしますが、金額につきましては万円単位でご報告させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、まず、平成28年度西予市一般会計、及び特別会計決算審査意見書の1ページをごらんください。

第1 審査の対象は平成28年度一般会計、及び平成28年度授産場特別会計他8特別会計の歳入歳出決算であります。

第2 審査の概要であります。まず、審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係法令に準拠して正確に表示されているか、並びに予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを念頭に置き、関係諸帳簿及び証拠書類と照合いたしました。あわせて計数の正確性、予算の執行状況の適否等、通常実施すべき審査手続を全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して実施し、定例監査、例月現金出納検査の結果も参考にしながら

審査をいたしました。次に、審査の期間ですが、平成29年7月3日から、平成29年8月7日までの間、実施をいたしました。

第3 審査の結果であります。審査の結果、計数に誤りはなく、歳入歳出予算の執行及び関連する事務処理についても適正に行われていると認められました。

次に、決算の概要であります。2ページの決算規模のウ総計決算額の比較をごらんください。

平成28年度一般会計及び特別会計の総計決算額は、歳入が448億7,604万円、歳出が437億6,810万円で、前年度に比べ、歳入が19億3,089万円、歳出が23億3,314万円それぞれ増加しております。

続いて3ページの決算収支状況をごらんください。

総計決算収支の状況は合計欄に記載のとおりで、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支ですが、11億794万円、実質収支が9億492万円と、いずれも黒字となっております。一般会計、特別会計に分けてみますと、一般会計の形式収支は8億5,420万円、実質収支は6億5,184万円と、いずれも黒字であり、財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支におきましても、1億2,804万円の黒字となっております。

また、特別会計の形式収支は、2億5,374万円、実質収支は2億5,308万円と、こちらも黒字であり、基金、積立金、取崩金を含めた実質単年度収支におきましても、8,048万円の黒字となっております。

なお、4ページ以降に各会計の決算審査の状況及び意見を記載しておりますので、お目通しいただき、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、55ページ中ほどをごらんください。

まとめといたしまして、決算の状況をもとに、今後の行政運営におきましてご配慮いただきたいことについて、3点を要望事項として上げさせていただきます。

まず、1点目ですが、4ページの普通会計の財政指標等の状況で明らかなように、財政状況はほぼ前年並みに推移しておりますが、公債費負担比率17.8%、経常収支比率86.6%、財政力指数は0.24と、依然として厳しい状況が続いております。施策の推進に当たりましては、将来を見据え、オフィス改革、イクボス宣言の内容の

実践を検証しつつ、事務の効率化・経費節減を図り、事務事業の総合的な調整により、健全な財政運営に努めていただくよう望むものであります。

2点目は、8ページと46ページでおわかりのように、歳入におきまして一般会計では不納欠損額は1,550万円、前年度に比べ553万円、55.5%増加し、収入未済額は1億4,238万円で、前年度に比べ240万円、1.7%減少しております。特別会計では、不納欠損額は1,367万円で、前年度に比べ912万円、200.5%増加し、収入未済額は2億178万円で、前年度に比べ750万円、3.6%減少しております。不納欠損分の増加に伴って、一般会計、特別会計ともに収入未済額は減少しておりますが、滞納となってる税の徴収強化など、実効性のある方策によりその解消を図り、不納欠損処分に至らないよう公平性の確保に努めていただくことを望むものであります。

最後に、3点目ですが、20ページと49ページでおわかりのように、歳出におきまして翌年度繰越額が、一般会計は26億7,943万円、特別会計は1,136万円となっております。前年度に比べ全体で8,174万円、2.9%減少はしておりますが、依然として多額の繰越額となっております。国の補正予算に対応した事業も含まれてはおりますが、計画的、効率的な事業の執行を図り、早期発注・進捗管理の徹底に努めていただくよう望むものであります。

以上、一般会計及び特別会計決算の審査結果報告とさせていただきます。

次に、56ページをごらんください。

西予市基金運用状況審査の結果ですが、各基金の計数はいずれも正確であり、おおむね適正に運用されていると認められました。ただ、西予市野村町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金、及び西予市城川町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金につきましては、長期間新規貸し付けがなく、当年度末には貸付金、未償還金も0円になり、基金の運用が十分とは言えない状況が見られました。同種の基金もありますことから、当該基金の必要性も検討し、基金の有効活用を図っていただきたい旨を記載しておりますので、合わせてご報告させていただきます。

続きまして、平成28年度西予市公営企業会計決算審査意見書の1ページをごらんください。

第1 審査の対象は、平成28年度水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計の3事業会計の決算であります。

第2 審査の概要であります。まず、審査の方法につきましては、市長から提出されました3事業会計の決算報告書、財務諸表、事業報告書及び政令で定めるその他の書類が、地方公営企業法その他関係法令の規定に基づいて作成され、かつ、これらの計数、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかについて、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、あわせて、定例監査、例月現金出納検査の結果も参考にしながら審査をいたしました。また、審査に当たりましては、全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して実施いたしました。

次に、審査期間ですが、平成29年6月21日から平成29年8月7日までの間、実施をいたしました。

第3 審査の結果であります。審査の結果、いずれも法令に基づいて作成され、計数、経営成績及び財政状況についても適正に表示されていると認められました。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は2ページ以降に記載しておりますので、お目通しいただき、詳細説明は省略させていただきます。

次に、各会計の経営状況についての概要を説明させていただきます。

14ページのまとめウ以下をごらんください。

水道事業会計の経営状況についての概要であります。ウの経営状況を見ていただければ、当年度の収支の状況は、総収益6億7,488万円に対し、総費用は6億7,377万円で、収支差引額は111万円の純利益となっております。

結びといたしまして、水道事業は少子高齢化が進み、年々給水人口は減少傾向にあります。今年度は夏の水需要の増加により、前年度と比べ給水収益は増加しております。

15ページを見ていただければおわかりのように、経営分析の結果では、財務比率の流動比率は492.6%、当座比率は483.6%と良好に推移しておりますが、損益その他の比率の総収支比率は100.2%と、収益で費用が辛うじて賄われているものの、営業収支比率は93.4%と営業損失が出ており、現在の経営は厳しい状況にあります。

もとに戻っていただきまして、今後、給水人口の減少や老朽施設の更新、耐震化への対応等を考えますと、長期にわたり多額の資金が必要となり、経営は厳しくなることは予測されます。これから先の事業経営に当たりましては、老朽施設の健全性等を適切に評価し、更新する場合には持続可能で災害に強い施設に整備し、重要度・優先度を検証しつつ将来を見据えた安心・安全な給水の推進に努めていただきたいと思います。

また、簡易水道事業は、施設維持管理者の高齢化等により、維持管理が困難になることが予想されていることから、統合も視野に入れ、水道事業の将来構想を構築すべきであると考えます。

次に、32ページのまとめウ以下をごらんください。

病院事業会計の経営状況についての概要であります。水道事業と同様ウを見ていただければ、当年度の収支の状況は、総収益35億3,041万円に対し、総費用は38億3,842万円で、収支差引額は3億801万円の純損失となっております。

結びといたしまして、病院事業は平成26年度から電子カルテを導入し、外来患者の待ち時間短縮、患者情報の共有・関係部署の連携など一定の効果を上げ、医業収益に結びついております。

一方経費面では、病院の建てかえなどにより多額の減価償却費、委託料が計上され、損益は赤字となっております。

33ページの経営分析の結果では、財務比率の流動比率は349.4%、当座比率は344.7%、現金預金比率は216.3%と良好に推移しておりますが、構成比率の固定資産構成比率は79.9%と高く、硬直状態が続き、損益その他の比率の総収支比率は92.0%と収益で費用が賄われていないなど、経営は厳しい状況にあります。経営に当たりましては、当面資金を伴わない、長期前受金戻入や、減価償却費を除いた決算が黒字になるように努め、西予市立病院新改革プランに掲げる取り組みに着実に実行し、一層の経営健全化を図るとともに、公立病院としての役割を果たすよう努めていただきたいと思います。

あわせて、安心と信頼の医療の提供を望むものであります。

最後に、48ページのまとめウ以下をごらんください。

野村介護老人保健施設事業会計の経営状況についての概要であります。

当年度の収支状況は、総収益4億9,076万円に対し、総費用は4億8,596万円で、収支差引額は480万円の純利益となっております。

結びといたしまして、野村介護老人保健施設事業は、平成27年度の介護報酬減額改定などの影響により、収益の確保が厳しくなっており、一般会計からの補助金を得て経営を維持しているのが現状であります。

49ページの経営分析の結果では、構成比率の固定資産構成費率は74%と高く硬直状態が続き、財務比率の現金預金比率は17.0%と支払い能力に乏しく、損益その他の比率の総資本利益率は、2.25%と収益性がなく、また、営業収支比率は92.0%と収益で費用が賄われていないなど、財務的に見て非常に厳しい状況にあります。現在増築している施設が完成すれば、職員の採用等費用面での増加はあるものの、利用者数の増加等、収益面での伸びが期待され、経営努力次第では将来が見通せる状況にあります。経営に当たりましては、経費面での節約、利用者数の確保など、関係機関との連携に努め費用対効果を考えた、安定した経営基盤を築いていただきたいと考えます。

以上、公営企業会計決算審査意見の報告とさせていただきます。

これで、決算審査意見についての報告を終わります。

○議長 以上で監査報告は終わりました。

(日程9)

○議長 次に、日程第9、報告第8号「平成28年度西予市一般会計継続費精算報告について」から報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」までの12件を一括議題といたします。

理事者の報告を求めます。

河野副市長。

○河野副市長 報告第8号「平成28年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年度において、愛媛国体施設整備事業に係るグラウンド及び外構工事、宇和学校給食センター建設事業に係る建設工事、及び監理委託料の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地

方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を添えてご報告申し上げます。

続きまして、報告第9号「平成28年度健全化判断比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断4比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付し報告するものであります。なお、財政健全化判断比率と申しますのは、市の財政運営が将来を含め、今どうい状態であるのかを見るためのものがございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計並びに全ての会計を通して実質赤字はございません。

次に、実質公債費比率は借入金返済の度合いを、将来負担比率は将来の財政運営を圧迫する度合いを見るものがございます。いずれの比率につきましても、早期健全化が必要とする基準値を下回っており、現状では健全な財政運営状況であることをご報告いたします。

続きまして、報告第10号「平成28年度資金不足比率の報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、及び公共下水道事業特別会計につきましては、平成28年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付し報告するものであります。

この資金不足比率とは、公営事業の経営状況の悪化の度合いを見るものですが、一覧表のとおり、全ての会計において資金不足を生じておらず、健全な経営がなされている状況であることをご報告申し上げます。

続きまして、報告第11号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第12号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」、報告第13号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第14号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」、報告第15号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告



第16号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第17号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第18号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%以上の法人等については、同法第243条の3、第2項の規定により、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられており、本議会に9法人の平成28年度経営状況について報告するものであります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 報告第11号「西予市土地開発公社の経営状況について」補足説明申し上げます。

平成28年度西予市土地開発公社の実績報告につきましては、完成土地売却としてさくら団地3区画を販売し、2,517万2,850円の収入がありました。平成29年度の事業計画につきましては、宇和町さくら団地全82区画のうち残り52区画を、城川町高野子団地全15区画のうち残り7区画を、三瓶町いぶき団地全24区画のうち残り12区画を、宇和町みどり団地残り13区画の販売促進を行っております。

次に、平成28年度の収支報告をいたします。

収入の部では、事業収益2,517万2,850円、事業外収益7万4,577円、繰越金4,521万4,738円、事業借入金2億1,000万円の、合計2億8,045万8,045円でございます。

歳出の部は販売費及び一般管理費353万6,243円、事業外費用56万2,842円、事業借入金元金償還2億3,520万円の、合計2億3,929万9,085円でございます。

差し引き繰越金といたしましては、4,115万8,960円でございます。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上で、西予市土地開発公社の経営状況の補足

説明を終わります。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 それでは、産業建設部が所管をしております報告第12号から報告第17号までの6つの第三セクターにつきまして、補足説明をいたします。

まず、報告第12号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況」につきましてご説明いたします。

同社は西予市指定管理者として、農業公園ほわいとファームの管理経営に当たり、乳製品の加工製造販売、レストラン事業のほか、施設を使ったイベントによる地域内外の振興事業などに取り組んでおります。

平成28年度におきましては、南予博や桂川渓谷ジオサイト、野村自治振興会との連携イベント等の効果もあり、年間利用者数は4万8,000人余りと、昨年度に比べ約1,000名の増、2%程度の伸びとなっております。

経営実績につきましては、取引業者の開拓によりまして、昨年度の11社から21社と10社ふえたこともあり、全事業の売上高が約7,600万円で、前年度比4%程度の伸びとなり、わずかながら回復傾向にあります。

損益につきましては、約420万円の純損失を計上いたしておりますが、昨年度と比べますと約50万円の損失減となっております。

雇用状況につきましては、昨年度同様、正職員、パート社員を含めて14名でございます。平成29年度は、施設への誘客による売り上げ増と、都市部松山圏域等への販売増に努め、それにこたえる製造に取り組むとともに、新たに獣肉加工施設を生かした新商品の開発を行う予定でございます。

営業販売では、昨年度に引き続き、新規取引先の開拓、ホームページやSNSによる情報発信のほか、誘客の取り組みとしては話題となるようなメニューづくりや商品開発、レストランを生かした宴会、レストランウェディングの利用促進を行うなど、積極的な展開を行い、慢性的な現在の状況を打破するための方策を継続して行っております。

次に、報告第13号「株式会社エフシーの経営状況」につきましてご説明いたします。

同社は森林の保全や林業の担い手育成等を主な

目的に林産物の生産、加工販売、農林業基盤整備に係る除伐間伐、作業道開設と、木質ペレット製造施設の指定管理者として林業生産活動の活性化に取り組んでおります。

平成28年度は人材育成と機械化によるコスト削減を目標に取り組んでまいりましたが、職員の減少と天候不順の影響もあり、素材生産量は9,000立米弱と、前年度比29%減となりました。森林整備面積におきましても、146ヘクタールと、前年値の23%減となっております。また、木質ペレットと木材加工品の生産及び販売額は、ペレット393トンと、前年度比10%の伸び、おが粉395立米と、約9%減少の生産実績であります。これらを合わせた売上額は約1億2,000万円となっており、昨年度に比べまして約1,000万円8%の減少となりました。

また、退職金に伴う特別損失を約350万円計上したことにより、当期純利益では300万円余りのマイナスとなりました。雇用者数は現在26名でございます。事業目的に林業従事者の人材育成が位置づけられていることから、事業規模を拡大する上でも増員を計画しておりますが、平成28年度も募集を行いました採用には至らず、計画どおりの労働力確保ができませんでした。平成29年度は引き続き人材の確保と育成、機械化による効率化と林家の手取り向上等を指すとともに、計画的な森林管理を行い、安定的な木材の生産と供給が可能となるよう地域の森林整備に取り組む所存でございます。

次に、報告第14号「株式会社城川ファクトリーの経営状況について」ご説明いたします。

同社は農産物の生産加工、飲食店、温浴施設の管理運営などを主な業務とし、特産品センター、加工センター、クアテルメ宝泉坊など8施設の指定管理者として地域特産品の製造販売のほか、市民の健康増進、観光交流など多角的に事業を行っております。これら8施設部門の平成28年度売上高は、昨年度に比べ約4,200万円8%増加して、約5億8,400万円で、純利益を昨年度に引き続き250万円となっております。

主な要因としては、自然牧場と道の駅きなはい屋の売り上げが好調であったことと、クアテルメ宝泉坊についても、灯油価格がある程度落ちついていたことから、光熱水費が抑えられたことが上げられます。第三セクターのもつ重要な使命であ

る公益性確保につきましては、今年度も正職員を2名ふやし、臨時、パート、期間雇用も含めた雇用人数全体では90名を確保いたしております。今後も雇用をふやす見込みではありますが、求人募集をしても集まりにくく、雇用の確保が難しい状況でございます。

平成29年度につきましては、今まで以上にクアテルメ宝泉坊など城川ファクトリーのPRを行い、松山等の観光客の誘致を行うとともに、ネット販売、予約体制の強化や、食肉端材の有効活用などお客様の視点に立った商品、サービスの開発を行ってまいりたいと考えております。

また、公有財産の維持管理、健康福祉、人材育成、情報発信等に努め、常に挑戦する姿勢のもとに信頼される地域の中核企業として地方活性化に貢献してまいります。

次に、報告第15号「株式会社どんぶり館の経営状況について」ご説明いたします。

同社は西予市指定管理者として指定を受け、農産物、観光物産、特産品の販売、レストランの経営、加工品の製造販売を目的にどんぶり館のふれあい市場、レストランなど管理経営に当たり、農林水産物や地域産品の販売などの事業に取り組んでおります。

平成28年度は姉妹都市である北海道黒松内町と相互の特産品を販売する交流事業を展開するとともに、どんぶり館のホームページの更新や、道の駅の認定などの効果もあり、年間の来場者数が7,700人増となり、5万人を突破いたしました。順調に売り上げも伸びており、昨年比770万円5%の増の約1億8,000万円となっておりまして、最終的には970万円の純利益が上がりました。

また、参考といたしまして、資料には載っておりませんが、各部門を総合いたしました総売り上げにつきましても6億7,600万円と、昨年から1%の伸びがありました。

雇用状況につきましては、正職員、臨時パート職員を含め、前年度比1名増の28人で運営しておりますが、繁忙期におきましては職員への負担がふえているため、さらにパートの職員の採用をふやし、必要な休暇を確保しております。

そのほか、売上向上を目指す集客活動として定期的なイベントの実施や、どんぶり館オリジナル商品の開発、レストランメニュー検討委員会を設

置するなどして、継続した改善を行っております。

また、近年問題視しておりました駐車場の確保につきましては、平成29年度にはなりますが、西予市衛生センター「みずすまし」の落成に伴い、繁忙期のゴールデンウィークやお盆には駐車所を使わせていただき、改善することができました。今後も利用客の増加に十分対応できることが見込まれます。今後は四国ジオパークを目的に訪れる方の窓口となる施設づくりを目指すとともに、10月から「愛顔（えがお）つなぐえひめ国体」が開催されますが、会場へ売りに行くのではなく、来てもらうための対策を考え、国体会場でのクーポン券の配布など、人を誘導する仕組みを考えるため、社内に国体活用対策委員会を設置して、積極的に集客や情報発信機能のさらなる充実に努めてまいります。

次に、報告第16号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」ご説明いたします。

同社は農林水産物、地場製品の加工販売、レストラン、宿泊、温浴施設の経営管理を主な業務とし、西予市指定管理者としての指定を受けております。主な業務として、ふるさと創生館、塩風呂、民宿故郷、オートキャンプ場の経営管理を行い、基幹産業であるかんきつ等を使った地域特産品の製造販売のほか、市民の健康増進、観光交流事業など雇用確保を含めた地域を担う4施設の経営管理を行っております。

これら4部門の平成28年度売上高は約1億9,400万円で、前年度対比7%減となりました。その主な要因といたしましては、収益の柱となる創生館加工事業において、搾汁数量の減少等により大幅に収益が減少したことと、塩風呂の利用客者数の減少などが上げられます。

また、施設利用者数では約8万人となり、前年度比1,000人程度の増加となりました。これは、民宿故郷のネット予約の導入等が効果を上げております。

あけはまシーサイドサンパークは、明浜地区で唯一の集客施設であり、温浴、宿泊、製造など多岐にわたる部門を経営管理することから、多くの人出を必要とします。近年、営業商品企画部門の強化のための職員を募集しても集まらない状況がありますが、そのような状況の中でも公益性の確

保を進めるうえでも、パートを含めて41名の雇用を確保しております。今後は、サービス、加工、営業、商品企画などの責任者の人材が不可欠であるため、その要請確保に努めてまいります。

平成29年度におきましては、地域住民を交えて事業のあり方について、協議検討のための協議会の立ち上げや、外部人材の活用による経営改善、改革を進めていく考えであります。

また、新たな自主事業の企画などを行い、事業改革のさらなる取り組みと利用者数の増加や販路拡大を図り、一層の収益向上に努めてまいります。

最後に、報告第17号「株式会社グリーンヒルの経営状況」につきましてご説明いたします。

同社は農産物の生産、加工、販売を主な業務とし、西予市指定管理者として指定され、野村青汁工場の管理経営を行っております。

平成28年度につきましては、約7億8,700万円の売上高を計上いたしました。前年度比で700万円、0.9%減とわずかに下回り、純利益につきましては約2,400万円となり、対前年比500万円、18%の減となりました。その要因といたしましては、天候不順と害虫の発生に伴うケールの生産量の減少と、市内生産者の高齢化による作付面積の減少などにより、県内産原材料出荷率が計画比82.2%となり、県外からの原料の仕入れが増加したこと等によるコスト増が上げられます。

平成28年度は新商品製造のための製造ラインを増設しておりまして、現在新しい製造ラインで濃縮青汁の自社生産体制を整えており、新商品の製造などにより受注が拡大する見込みで、農家の契約量をふやす必要が生じてまいります。反収造営の取り組みとともに、離農による作付面積減少への対応策として新規契約農家を計画的にふやすよう、JA東宇和を中心にJAと連携を取りながら原料確保に努めてまいります。

また、期末におけるパートを含めた雇用者数は30名となり、平成29年4月には野村高校から新卒者を1名採用いたしました。今後は従業員の高齢化も進み、将来を見据えた若手人材の雇用育成が急務となっております。求人募集をしても応募者が少なく、今後も人材確保のため地域の高校への募集も継続して行っていきたいと考えております。

なお、いずれの第三セクターにつきましても、詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上で、産業建設部所管の第三セクターの経営状況の補足説明とさせていただきます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 報告第18号「一般財団法人宇和文化会館の経営状況について」補足説明を申し上げます。

一般財団法人宇和文化会館は、本年4月からも引き続き指定管理者として、西予市宇和文化会館における芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。

平成28年度の芸術文化事業では、自主事業公演を6公演、うち、宇和文化会館4公演、三瓶文化会館2公演及び共催事業等7公演を実施いたしました。

人気アーティストの公演としては、幅広い年齢層からなる人気のある松山千春や坂本冬美のコンサートを実施し、安定した集客を得ることができました。また、第4回となります西予市民劇団「もんたかな」の演劇につきましては、三瓶町に伝わる姫塚を題材とし、脚本から舞台照明、美術、音響に至るまで全ての実行委員会のメンバーで運営し、オリジナルの歌や音楽も作成されました。舞台当日は宇和文化会館、三瓶文化会館の2会場ともに満席となりまして、観客の皆様から大変好評を得ることができました。

共催事業としては、西予市民主体によります歌謡祭や合唱祭が恒例行事として定着し、宇和文化会館は地域文化の拠点施設としての役割を果たしております。

今後も地域住民の皆様を巻き込んだ事業の展開や市民ニーズに踏み込んだ取り組みに期待を寄せているところでございます。貸館業務としては年間923件で、延べ3万9,455人が利用されております。

次に、収支の状況についてでございますが、1,000円単位でご報告をさせていただきます。

収入におきましては、西予市からの受託料収入3,732万6,000円、事業収入2,960万8,000円、会場利用収入898万5,000円、及び利息収入と雑収入50万8,000円を含めた事業活動収入合計7,659万1,000

0円であり、前年比8.6%の増であります。

事業活動支出につきましては、管理費2,729万1,000円と、事業費4,166万2,000円の、合計6,895万3,000円であります。事業活動収入合計7,659万1,000円から事業活動支出合計6,895万3,000円を差し引きますと、763万8,000円になります。さらに、投資活動収支差額マイナス366万5,000円を合わせますと、397万3,000円となり、前期繰越額マイナス110万8,000円と合わせて、286万5,000円が次期繰越額となっております。

平成29年度におきましては、実行委員会形式の市民参加型事業の推進を図り、市民の皆様との連携も密にした会館運営に努めているところでございます。

施設の整備に関しましては、平成28年度は1階女性用トイレの洋式化や舞台設備の反射板改修等を実施いたしました。今年度におきましても、残りのトイレの洋式化への改修工事を行うことで、より利便性が高まり、今後の集客力向上により文化会館経営の安定化につながるものと考えているところでございます。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきますよう、お願い申し上げます。

以上、宇和文化会館の経営状況についての補足説明とさせていただきます。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 報告第19号「西予CATV株式会社の経営状況について」補足説明申し上げます。

西予CATV株式会社の事業は、光ケーブルを伝送路としたCATV事業であり、自主放送番組制作、有線テレビジョンによる再送信などであります。

平成28年度におきましては、平成27年度から取り組んでまいりました社屋改修が完了いたしました。本改修により今後予定されますセンター機器の更新への対応と、事務作業の一体化と効率化が図られます。今後も経営の安定化を図るため、新たな事業展開と自社制作番組の充実等顧客満足度の向上を図り、加入世帯の獲得に努めてまいります。

平成29年3月末現在の西予CATVが提供す

るテレビ加入世帯は9, 137世帯、加入率は49.8%、インターネットサービス加入世帯は5,076世帯、加入率は27.7%で、世帯数の合計では1万873世帯で、加入率は59.3%となっております。

収支は損益計算書の当期純利益に示しますとおり、4,200万1,434円となっております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しいただきたいと思っております。

以上で、西予CATV株式会社の経営状況の補足説明を終わります。

○議長 理事者の報告は終わりました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時03分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時20分)

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 失礼いたします。先ほどの報告第15号、株式会社どんぶり館の経営状況報告の補足説明中、平成28年度の年間来場者数を誤って50万人突破と言うべきところを5万人突破と説明いたしましたので、おわびを申し上げ訂正いたします。

○議長 お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第84号「野村学校給食センター厨房設備機器の取得について」の1件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって本件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加日程1)

○議長 追加日程第1、議案第84号「野村学校給食センター厨房設備機器の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

松川教育部長。

○松川教育部長 議案第84号「野村学校給食センター厨房設備機器の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

野村学校給食センターは、安心・安全でおいしい学校給食を提供していくという基本理念のもと

に、徹底した衛生管理を行う施設として、新たに整備を進めております。

今回ご提案申し上げます当該給食センターに設置します厨房設備機器の購入につきましては、学校給食を安定的に提供する施設として、納入後の保守や機器の不具合等の緊急時の対応についても十分に考慮し、事業者を選定する必要があることから、指名型プロポーザル方式を採用しております。厨房機器の機能性や保守体制、緊急時の対応といった施設管理の体制、納入経費、維持管理経費等について事業者より提案を募り、去る8月17日に、野村学校給食センター厨房設備機器納入事業者選定委員会審査会において審査を行いました結果、株式会社中西製作所松山営業所所長荒井新一氏を契約相手方と決定し、1億2,376万8,000円で8月22日に物品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるところでございます。

なお、主要な設備機器につきましては、別紙参考資料をご参照ください。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第84号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第84号「野村学校給食センター厨房設備機器の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第84号は

原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月5日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時26分

平成29年第3回西予市議会定例会会議録(第2号)

- |              |           |               |         |
|--------------|-----------|---------------|---------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成29年9月5日 | 三 瓶 支 所 長     | 中須賀 敏 幸 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場   | 消 防 本 部 消 防 長 | 西 川 傳   |
| 1. 開 議       | 平成29年9月5日 | 総 務 課 長       | 宇都宮 裕   |
|              | 午前 9時00分  | 財 政 課 長       | 山 住 哲 司 |
| 1. 散 会       | 平成29年9月5日 | 監 査 委 員       | 正 司 哲 浩 |
|              | 午前11時30分  |               |         |

1. 出 席 議 員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10 番 小 玉 忠 重
- 11 番 源 正 樹
- 12 番 井 関 陽 一
- 13 番 菊 池 純 一
- 14 番 中 村 敬 治
- 15 番 二 宮 一 朗
- 16 番 兵 頭 学
- 17 番 小 野 正 昭
- 18 番 宇都宮 明 宏
- 19 番 森 川 一 義
- 20 番 藤 井 朝 廣
- 21 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |         |         |
|---------|---------|
| 市 長     | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長   | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長   | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長  | 宗 正 弘   |
| 会計管理者   | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長  | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長  | 山 岡 薫 彦 |
| 生活福祉部長  | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長   | 山 下 玉   |
| 野村支所長   | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長   | 高 橋 司   |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- |         |         |
|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 議 事 係   | 三 好 祐 介 |

1. 議 事 日 程

別紙のとおり

1. 会 議 に 付 した 事 件

別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過

別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問



本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日は新規採用職員14名を初め傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、10番小玉忠重君。

○10番小玉忠重君 おはようございます。

議員番号10番小玉忠重です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、議員規則及び申し合わせ事項に従い一般質問をいたします。

まず、名誉市民についてお尋ねします。

8月30日の市長の挨拶の中にもありますが、野村町出身の文楽人形遣い吉田和生氏が重要無形文化財保持者、つまり人間国宝に認定されるよう文部科学大臣に答申されました。聞き及ぶところによりますと、10月末に皇居で認定式があるようであります。ちなみに、私は、つねちゃん、本名荻野恒利ですが、の同級生であります。私はもとより同級生、市民の皆様も吉田和生氏が人間国宝になることは誇りに思っていると思います。

西予市にとって初めてのことであります。そこで、吉田和生氏を西予市の名誉市民にする考えはおありかどうか、お尋ねいたします。

なお、現在、名誉市民は何人いらっしゃいますか。さらに名誉市民にする手続、どういう手続があるのか質問したいと思います。

仮に吉田和生氏を名誉市民にするとすれば、現時点での予定ですか、スケジュールはどうなっているか、お尋ねいたします。

○議長 管家市長。

○管家市長 皆さんおはようございます。本日は一般質問に当たりまして早朝より傍聴においでいただきまして心から感謝を申し上げます。

きょうと明日の2日間にわたりまして6名の議員の皆様から一般質問をお受けをいたします。それぞれの質問に対しましては真摯に回答させてい

ただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

市政運営の根幹にかかわる質問に対しましては私の方で回答することといたしまして、それ以外の専門的分野におきましては、副市長、教育長、各部長を中心として回答をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

ただいま小玉議員から吉田和生氏の名誉市民に対する考えについてのご質問がありました。小玉議員からのご質問にお答えする前に、まず、このたびの人形浄瑠璃文楽の人形遣いとして人間国宝に認定されることになりました吉田和生氏の長年にわたるたゆまざる努力とご功績に敬意を表するとともに心からお祝いを申し上げたいと存じます。

ここで招集のご挨拶でも少し触れさせていただきましたけれども、吉田氏の経歴につきまして若干ご紹介をさせていただきたいと思えます。

吉田和生氏は昭和22年野村町溪筋のお生まれであり、今ほど小玉議員からお話がありましたとおり野村高校へ進学され小玉議員とも同級生として高校時代をお過ごしになりました。その後、昭和42年に、20歳のときに、後に人間国宝とされます吉田文雀氏に入門されて、昭和43年に初舞台を踏まれ、人形遣いとしての厳しい修行を経て、現在は文楽を代表する人形遣いの1人となりました。

これまでの主な受賞歴といたしましては、国立劇場文楽賞文楽大賞、芸術選奨文部科学大臣賞を初め、愛顔のえひめ文化スポーツ賞など数々の賞を受賞されております。ふるさとの野村町を離れ、現在は、吉田氏は兵庫県芦屋市にお住まいですが、西予市との関係は今でも大変深いものがございます。

平成27年7月には、文楽界におけるご功績と本市の文楽発展に寄与されたご功績により、西予市特別栄誉賞を贈り、その際には、三瓶朝立会館のこけら落とし公演を行っていただきました。地元野村町の皆様はもとより、市内に朝日文楽、俵津文楽の二つの座を擁する当市といたしましても、郷土の誇りとして西予市初の人間国宝誕生を大変喜ばしく感じている次第でございます。

さて、議員のご質問にありました名誉市民についてのうち、吉田氏を名誉市民にする考えがある

かについてお答えをさせていただきたいと存じます。

昨今の報道等により、既にご案内のとおり、去る7月21日、国の文化審議会が吉田氏を国の重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝として認定する旨を文部科学大臣に答申しました。重要無形文化財とは、文化財保護法に基づき、我が国にとって、歴史上、または芸術上、価値の高い無形文化財のうち、特に重要なものとして文部科学大臣が指定するもので、同時に、これらの技を高度に体现している者が保持者として認定され人間国宝と呼ばれます。

このことを受けまして、市は、現在、西予市名誉市民条例に基づき、文化の進展に功績があり市民が郷土の誇りとして深く敬愛する方として、吉田氏に対して名誉市民の称号を贈り顕彰することについて準備を進めていきたい、そのように考えている次第でございます。

以上、小玉議員の吉田和生氏を名誉市民にする考えはあるかについての答弁とさせていただきます。

**○議長** 宗総務企画部長。

**○宗総務企画部長** 小玉議員ご質問2点目の現在の名誉市民の数についてのご質問にご答弁申し上げます。

平成16年の合併以降、現在までに西予市名誉市民として栄位に浴された方は7名いらっしゃいます。その内訳といたしましては、合併前の旧町時代において、既に名誉町民となられ、合併後、引き続き名誉市民となられた方が4名、西予市合併後に名誉市民になられた方が3名となっております。

次に、質問3点目の名誉市民に対する手続はどうなっているかのご質問にお答えをいたします。

名誉市民の選考につきましては、西予市名誉市民条例に基づき、市長の委嘱、または任命により西予市名誉市民選考委員会を設置をし、同委員会の規約により市長の諮問に応じて必要な審査を行うこととなります。

委員会は、議会の代表、学識経験者、副市長及び市長が必要と認める者により組織することとなっております。

なお、名誉市民の選考は、条例により定められた称号を贈る条件をもとに行えることとなりま

す。その後、選考委員会から市長に対し答申が出され、市長は議会に諮り、同意を得た後、名誉市民として顕彰することとなっております。

次に、今後のスケジュールは、現時点の予定はどう考えているかのご質問でございますけれども、現時点の具体的なスケジュールは未定でございますが、市の予定といたしましては、官報による告示を経て、正式に人間国宝として認定された後、先ほどのご質問でもお答えいたしましたとおり、まずは名誉市民選考委員会を設置の上、吉田和生氏に名誉市民の称号を贈ることについて諮問をし、委員会としての答申を求めたいと考えております。

その後、直近の議会で本件を諮りまして、名誉市民としての同意を得る必要がございます。また、必要経費の予算化につきましてもご決定いただく必要がございます。

その手続を終えましたら、吉田和生氏とのスケジュールの調整を行いまして、できるだけ早い時期に贈呈式を進めたいというふうに考えているところでございます。

また、贈呈式と合わせまして、本人による公演等も計画できないか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 小玉忠重君。

**○10番小玉忠重君** 済みません。再質問なんです。今まで名誉市民になられている方は、政治家といますか、行政に何か功績のあった人ばかりじゃないかと思えます。この際、この範囲を、名誉市民の範囲を広げるといいますか、西予市のために、経済なり、文化なり、ほかのジャンルでも活躍された方を名誉市民にするような方向性は持てないかを質問したいと思います。

**○議長** 宗総務企画部長。

**○宗総務企画部長** ただいまの再質問でございますけれども、現在7名の方が名誉市民となっておりますけれども、その中には政治家の方だけではなくて実業家と言われる方も中に入っておりますし、条例に基づきまして、名誉市民につきましては、広く郷土の誇りとして深く尊敬される方がその称号が与えられるというふうな形になっておりますので、その条例に基づきまして選考をいただきたいというふうなことを考えております。

以上でございます。

○議長 小玉忠重君。

○10番小玉忠重君 それでは、次の質問に移ります。

各支所の権限についてを質問したいと思いません。

まず、支長の権限はどうなっているのかを大ざっぱにお尋ねします。

支長は部長クラスであると聞いておりますが私の感じるころでは支長の権限は小さいという言い方は、済みません、支所長でございました。支所長の権限は小さく曖昧で、合議の印はつきませんが、支所のことでありながらその内容について深く議論、決定に参加していないように聞いております。

次に、支所独自の予算、支所長権限での使用できる予算はあるのかどうか、予算がなければ何もできませんので、これをお尋ねします。

支所長は、仕事ができる人がなっていると思いますので、支所長が十分仕事ができるような環境をつくっていただきたいと思いません。

次に、地域交付金、特に、手上げ式交付金は地域住民がやりたいこと、自分たちでできることのための交付金ですが、これは旧小学校単位の制度であります。そこで、町単位、または幾つかの旧小学校単位として、支所としてやりたいこと、したいことなどの企画を募集して、よい企画・アイデアがあれば予算をつけて支所として、支所長権限でその予算を実行されてはいかがでしょうか、質問いたします。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 私のほうで、今のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、支所長の権限はどうなっているかということですが、西予市では平成23年度に、当初、合併当時は総合支所方式を採用してございましたけれども、本庁支所方式に移行をさせていただきました。支所におきましては、日常的な業務、または市民からの各種申請や相談に対する窓口機能を維持、充実させる一方、専門的な事務等については本庁で処理をするという体制をとらせていただきました。

その中で支所長の職務につきましては、西予市支所及び出張所設置条例施行規則第5条第1項に「支所長は、上司の命を受け、支所を管理し、所属職員を指揮監督する」と規定をしております。

すなわち支所長は、支所内の総括をする立場にあるということと考えております。

支所内を統括する立場にあるということは、支所の全てを把握し、支所の全ての意思決定に関し意見が言えるという立場であろうと解釈をしております。

続きまして、条件の異なる各支所が地域に合った単独で使用する、できる予算はあるかというご質問でございますけれども、支所に限らず各部署が単独で自由に使える予算を持つということは、非常に便利で機動性の面でも有用なことであろうと思われませんが、予算は地方自治法及び同施行令に基づき一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入して議会の議決を経なければならないということになっておりますので、その性質、目的、人に応じて款・項・目・節と明確に予算科目を区分し計上しなければならないとされております。

したがって、原則、目的や人等を定めずに支出科目の区分のない予算を計上することはできませんので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

予算は、その編成時において行政各部署が所管する分野で、地域の住民の皆さんが必要とする行政サービスを提供するためにそれぞれの地域の特色を生かした事業に要する予算も含め、必要な経費を積算して要求をすることとしております。しかしながら予算にも限りがございますので、当然その中で西予市全体の調整も含めながら、総務企画部長、財政課長、そして理事者査定を経ますので、要求全てが認められるというものではありませんので、その点をご理解をいただきたい。ただ、要求はいろんなアイデアを出していただきたいと、このように思っております。

今ちょっと答え入れましたけれども、次の各支所独自の企画・アイデアを募集して、よい企画であれば予算をつけ、支所長権限で施行してはどうかというご質問でございますけれども、本市の場合は県下2番目の広大な面積を有し、そして5町が合併したわけですけれども、各町それぞれの地域によって歴史文化も異なりその特性も異なるため、基本的なサービスは公平性を維持しつつ、各地域の特徴を生かした地域づくりを進める必要があると、そのように思っております。

各支所につきましては、単なる政策を実施する

だけの末端の出先機関ではなくて、市民との協同の最前線であり、施策課題の発見と政策形成の出発点になるところだと、そのように思っております。

また、議員から提案いただきましたアイデア募集につきましては、平成20年6月に西予市職員提案制度に関する規定を設けております。職員からの創意工夫による事務改善、まちづくり等に関する提案を受け、採用が決定したものは実施したいと、そのように考えておりますので、ぜひ積極的な提案を期待をいたしているところでございます。したがって、各支所独自の企画・アイデアに対する予算化は可能でございます。

また、その執行につきましては、西予市では事務決裁規程に基づいて行っているところでございますが、事務処理に係る意思決定につきましては、その事務の内容や予算規模に応じて部課長、あるいは支所長に市長の権限を委ねて専決をさせることといたしておりますので、議員提案の支所の企画事業を全て支所長権限で施行することにつきましてはできないものでありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

以上、答弁といたします。

○議長 小玉忠重君。

○10番小玉忠重君 支所長の権限について言いましたけれども、支所の課長さんとか職員さんに対して、もう何かこう、本庁に比べると割合出先機関の職員という、まあ、言い方悪いですが、格下みたいな印象を受けますので、この人たちも一生懸命やりがいのある仕事ができるような環境をつくっていただきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

3番目ですが、人口減少防止についてです。

市長は取り組むべき7つの目標の最初に人口減少対策を上げております。そこで、出生から中学生までの通院医療費を無料にするのはどうでしょうか。

今日まで財政に余裕があるとの理由で、出生から就学前までの医療費を無料にしている地方自治体に対して、国はペナルティーとして交付金を減額していると思っております。平成30年4月からはこのペナルティーが廃止されるというふうに聞いております。

県内では、松山市と西予市だけが中学生までの通院医療費の無料化が手つかずの状態でありま

す。他の自治体では、歯、歯科ですか、歯科通院費を無料にしているところかいろいろ工夫しているところもあると思いますが、通院医療費を無料にするお考えはないのでしょうか、お尋ねします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 ただいまの小玉議員のお尋ねにお答えをいたします。

現在、西予市では就学前6歳までの医療費自己負担分と小学生及び中学生の入院医療費自己負担分が無料となっております。ご質問にありましたとおり、中学3年生までの医療費無料化につきましては、子供の保険の控除及び子育て世帯の経済的負担の軽減のためには重要な施策と考えております。

ご指摘にありましたとおり、近年、県内におきましても多くの自治体が中学校卒業まで医療費拡充をしている中、当市においては財源確保が困難であることや、重複受診及び頻回受診、コンビニ受診等の増加に伴う医療費の増大、国民健康保険の引き上げにつながる等課題があること。また、一方、市町村間の過度のサービス競争につながることを懸念し、実施を見合わせておりました。

しかしながら、平成30年度には助成範囲の拡充について前向きに進めていくこととし、助成の内容について現在検討をしております。

本来、医療費助成は日本中どこに住んでいても同じサービスを受けることが望ましく、国の制度として早急に取り組む必要があると考えます。国において、1日も早く児童に係る十分な医療体制が構築されるよう、多方面から強く要望をしていくことも継続してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小玉忠重君。

○10番小玉忠重君 人口減少対策はきめ細かく実施してほしいと思っております。そこで、まず子供を生み育てる環境を整備してほしいし、まずは結婚を推進していただきたいと思っております。家庭をつくりたいと思えるような環境にいただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

節電についてお尋ねいたします。

電力自由化が話題になっておりますが、西予市は電力契約時に入札等により、より安い電力会社を検討したことはないのでしょうか、お尋ねいた

します。

続いて、東京都では、新聞によりますと白熱球2個とLED1個とを交換することが載っておりました。西予市でもLED化を検討してはどうでしょうか。

今後、新しく建設する施設はLED化をするのかどうか、お尋ねいたします。

いまだLED化していない庁舎や関係施設のLED化は考えていないのでしょうか、質問いたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまの節電についてのお尋ねにお答え申し上げます。

まず、学校あるいは庁舎などに対する節電のことなんですけれども、電力自由化による電力会社の変更につきましては、平成12年3月に主に大規模工場やオフィスビルを対象とした特別高圧区分の電力小売り自由化が始まって以降、自由化領域が拡大されております。

平成28年4月1日以降につきましては、電力小売りの全面自由化となりまして、議員ご指摘のとおり、各家庭の多くが契約をしております低圧電力の契約につきましても、電力会社や料金メニューも自由化して選択できるというふうな状況となっております。

国の統計によりますと、平成29年8月現在、登録小売電気事業者については414業者であるとされておりまして、各社において多彩な料金プラン等が提案されている状況となっております。

そうした状況を踏まえまして、西予市におきましても電力自由化に伴う節電、そして電力料金の節減につきまして調査研究の必要があるというふうにご考えているところでございます。

現在、西予市では四国電力株式会社との電力契約を締結しているところでありますが、先般、四国電力株式会社より高圧電力に該当する契約について3年間の長期契約とすることで基本料金の3%、額にしまして約940万円の割引となる提案をいただきました。

内部で検討いたしました結果、歳出削減効果と安定的な電力供給についても問題ないと判断されることから、3年間の長期継続契約を締結して、節電、そして節減に努めている状況でございます。

今後の電力事業者との契約につきましては、引

き続き財政面、そして安全面の両面から慎重に検討してまいりたいというふうにご考えております。

次に、LED化の考えについてご質問いただきました。

庁舎や関係施設のLED化につきましては、消費電力や耐久性能の面で大きなメリットがあり、数年前にも検討したことがございますけれども、その当時はLED照明機器も高価でありまして、見送った経緯がございます。最近では、以前と比べまして電灯の価格もかなり安価となっております、LED化のメリットを十分に生かせる環境になっておるのではないかと考えております。

既に建設をされました西予市衛生センター、せいの西学校給食センター、現在、建築中のつくし園、増築中がございますけれども、つくし園は、その増築部分、そして基礎の改修部分も含めまして、LED照明で施工しておるという状況でございます。

また、今後、計画をいたしております支所の建設及び図書館が入ります社会教育複合施設等につきましてもLED設備を導入する予定でございます。

今後は新設のそういった施設はもとよりでございますけれども、照明機器等を含む施設の改修に当たりましては、LED化を基本に進めてまいりたいというふうにご考えております。

市役所本庁につきましても、先般、LED設備導入につきまして、民間事業者からの提案があったところでございます。現在、内容を精査しているところでございます。西予市公共施設等総合管理計画では、市の保有するインフラ資産に要する維持管理経費を低減する方針も示しております。費用対効果等を勘案しながらLED設備導入の可否、対象範囲等を総合的に判断してまいりたいというふうにご考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 小玉忠重君。

○10番小玉忠重君 今後も節電に十分努力をしていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時35分）

○議長 再開いたします。（再開 午前9時50分）

次に、8番山本英明君。

○8番山本英明君 おはようございます。議席番号8番山本英明です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の前に、けさ、私は城川町から出てきました。毎年この季節になると城川町から野村町の県道、野村町から宇和町までの県道が草がいっぱい茂りまして、ガードレールが見えないような状態になっているのが通常なんですけど、けさは全線とまでは申しませんが、至るところで草刈りが実施されておりましてガードレールがたくさん見えていました。道路の両サイドが非常にきれいになっていました。これも西予市で国体が開催されるいい影響なのかなと思いつつありがたい気持ちで来させていただきました。この草刈りが全線に延びることを期待をして質問に入らせていただきます。

質問は分割で以下の3点について質問をいたします。

1点目、市内の簡易水道事業について。

2点目、浄化槽設置補助について。

3点目、ジオブランド推進事業及びジオパーク再認定についてです。

それでは、最初に市内の簡易水道事業についてお尋ねをいたします。

昨年度、この場で簡易水道の今後の取り組みについてお尋ねをしたところ、経営統合なども視野に入れながら市民生活の向上のためにできるところから取り組んでいきたいとのお返事をいただきました。その後、実際にこの1年間で経営統合などの動きがあった簡易水道及びその地域はあるのでしょうか。市内の簡易水道の改修に対するその後の具体的な取り組みの進捗状況をお伺いしたいと思います。

次に、経営統合などの話は私の耳には余り入ってきていないんですけども、取り組みに余り進展が見られないようであるならばどのような問題点があるのでしょうか。もし構わなければ教えてくださいたいと思います。

続いてお尋ねをします。簡易水道とは離れますが、私の住んでいる城川町土居には老人ホーム条例水道の施設があります。かつては土居老人ホーム、土居小学校にも水を供給していました。今で

は土居保育所に水を供給しています。しかし、現在では老人ホームがなくなり、昨年度に土居小学校が閉校となり、来年4月には土居保育所も閉所となる予定になっています。十分に水道水を供給する能力のある条例水道施設がありながら需要がなくなるという現実があります。

私のように給水施設で水を得るのに苦労している人間にとりまして、せつかく水道水の健全な供給施設があるのですから、この施設から近隣住民の水道施設につなぎかえをして、給水施設や簡易水道施設の補助的な役割に使用することは制度的に、または物理的にできるのかどうかを、以上、3点お伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 ただいま山本英明議員から市内の簡易水道事業の統合等の進捗状況と具体的方策、対応についてのお尋ねがございました。議員のほうも触れられましたけれども、山本議員におかれましては、昨年9月の定例会におきましても、この簡易水道や県条例水道の現状、今後の統合を含めた市としての簡易水道事業への対応等についてのご質問をいただいております。

地域において重要なライフラインである小規模な水道施設の今後をご心配いただいておりますことをこの場をおかりしましてお礼を申し上げます。

さて、その後の簡易水道事業等の上水道事業統合への取り組み状況でございますけれども、昨年度、各地区で開催をいたしました市政懇談会におきましても、地域の皆様から施設の老朽化や高齢化により水源地の清掃、ろ過地の砂洗い等施設の維持管理が非常に困難になってきているという生の声を直接届けていただきました簡易水道組合もございました。

この声を受けまして、市におきましては、本庁、支所の水道担当職員が現地に出向きまして、水道施設の現状を再確認いたしますとともに、水道組合の役員の皆様と膝を交え、統合に向けての意見交換の場を設けた地域もございます。

この中で簡易水道施設が集落単位で構成をされておりまして、各集落間の距離も離れていることなど、地理的要因で施設を管路で連結する施設統合が困難な地域が多いことから、市の基本方針といたしましては、経営基盤を強化するため会計の

みを一本化する経営統合を基本として協議を行っております。しかしながら、現在のところ事業統合にまで進展していないのが現状でございます。

このように事業統合が思うように進まない要因といたしましては、まず簡易水道事業におきましては、現在の安価な水道料金が上水道料金体系へ移行されることに伴い、ほとんどの皆様が大幅な料金改定により負担が増大すること。また、統合を行い、水道施設として運用を開始することによる初期の整備費用にかかる分担金が発生することなどの問題を抱えております。

しかしながら、今後、簡易水道等の小規模な水道事業につきましては、利用者の減少や高齢化が進み、より一層地元単位での水道事業としての経営や維持管理が困難となってくることが想定をされております。

このようなことから、水道利用者の皆様とより具体的な意見交換の場を重ね、地域での理解が得られ、統合できる体制が整ったところから順次進めてまいりたいと、このように考えております。

最後に、城川町土居宮田地区の一部へ給水を行っております老人ホーム県条例水道施設についてのご質問にお答えをいたします。

この水道施設は、昭和50年に養護老人ホームへの給水を目的に整備をされておきまして、その後、城川総合運動公園整備に伴い増設されておりますけれども、その給水のほとんどは運動公園施設と近隣の小学校、保育園などの公共施設が使用しております水道施設となっております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在では老人ホームは移転、小学校は統合し閉校に、さらに保育園が閉所することにより県条例水道施設として整備をいたしました給水を行っていた施設はほとんどなくなりまして、水需要は大きく減少をいたしております。

そこで、この施設を近隣住民の水道施設として利用できないかのご質問でございますけれども、現在の給水区域を拡張し給水を行う場合や水源の種別、位置等を変更する場合は、許認可変更の手続が必要となってまいります。制度的には隣接します土居簡易水道組合の皆様の同意を受け、愛媛県の変更認可を受ければ給水は可能となります。

また、物理的には、水位高低差に応じた管路であると施設整備を講ずる必要がございます。な

お、この整備にかかる費用につきましては、当該受益者からの応分の負担が必要となってまいります。

なお、今後このような具体的な話が進むようであれば、担当職員を現地向かわせまして、現状を確認した上で将来にわたり最良の施設整備ができるよう協力したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 山本英明君。

○8番山本英明君 ご答弁ありがとうございます。

ただいま市政懇談会などでも話題に上って簡易水道で動きのあった地域があると、こういうふうに言われましたけれども、参考のためにお伺いしたいんですけど、具体的にはどの地域でしょうか、構わなければ教えていただけたらと思います。

あわせて簡易水道の経営統合などは非常に難しい問題であることは理解をしているつもりです。でも、全国や愛媛県内のほかの中山間地域では同じような状況があるのではないかなというふうに個人的に推察をするんですけども、近隣の市町、または県外の同じような山間地域の実態を調査されたことはあるのでしょうか。もし、そのような県内、県外で、中山間地域で同じようなところでうまく解決を図っておられるところがあるというふうな情報をお持ちでしたら教えていただきたいのですがいかがでしょうか、お願いをします。

○議長 三好公営企業部長。

○三好公営企業部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

市政懇談会で意見が出た地域につきましては、野村地区横林自治振興協議会、大野ヶ原むらおこし会、城川地区では遊子川地域活性化プロジェクトからご意見をいただいております。

そのときの意見を受けまして、野村町横林地区となりますけれども、河成簡易水道、さらに予子林簡易水道の役員さんと統合についての協議を行っておりますが、その中で予子林簡易水道組合からは、当面、地域で維持管理を行っていくという回答をいただいております。

それから、2点目の同じような問題を抱えている近隣の事業についてのご質問がございましたが、この簡易水道の箇所数ですけれども、平成28年3月末日現在の全国で5,629事業、愛媛県では145事業ございますが、県内で野村、城



川と同じような地形を有する地域の中では、平成28年度に内子町の14事業ございましたけれども、これが上水道へ事業統合をしております。この統合の方法も会計のみを一本化する経営統合でありまして、管理につきましては従来どおり地元管理というふうに伺っております。

その他県内では、大洲市、伊予市、久万高原町、松野町等の山間部におきましては、本市同様、高齢化等によりまして施設の維持管理が厳しくなっておりまして、同じような問題を抱え苦慮されているのが現状でございます。

統合につきましてもいろいろ進めてはいるものの、先ほど申し上げましたとおり、料金体系等が問題となりネックとなりうまく進んでいないというのが現状であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 山本英明君。

○8番山本英明君 具体的な情報をありがとうございました。また、聞きに行き参考にしたいと思います。簡易水道や我々が行ってます給水施設は、西予市の山あり谷ありのこのような地形では、非常に物理的な統合が難しいというふうに理解しております。

しかしながら、前回も申し上げたんですけれども、我々が使っている給水施設などは、本当に自分たちでお金も労働力も出し合って、毎月、毎年の清掃作業や砂洗い、改修工事を細々と実施しながら運営をしております。後継者も少なく、作業や施設の維持が年々困難になってきているのも現実です。将来的な時間も年齢的に少なくなっているのも否めません。

給水施設や、今、部長さんが言われましたけれども、施設や簡易水道の維持管理そのものが危うくなっている現状を考えれば、ぜひとも経営統合などのでき得る限りの手助けをしていただけたらありがたいというふうに思っております。また、よろしく願いしたらと思います。

最後の土居の老人ホームの条例水道の今後の活用方法につきましては、制度的にも物理的にも対応ができて、多少の問題は残るけども、将来的な善処できる余地があるとの回答でしたので、私にとりまして非常に光明が見えたようなありがたい気持ちになりました。この後は、地域に持ち帰って話題にしてみたいというふうに考えております。ありがとうございました。

続いて、浄化槽設置の補助についてお尋ねをします。

初めに、現在、西予市の個人の家庭での浄化槽の設置についてはどのような補助制度があるのでしょうか、お伺いをします。

次に、過去5年程度でお伺いしたいんですが、浄化槽の設置申請件数と西予市が出されている補助金等があれば、その金額がわかれば教えていただけたらというふうに思います。

最後に、近隣の市町と比較して西予市の浄化槽設置補助金等がありましたら、その額はどのようなレベルになっているのかなというふうに思いますが、その3つをお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 山本議員からの西予市の個人住宅の浄化槽設置のための補助制度について、3点のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、個人住宅の浄化槽設置についてどのような補助制度があるのかというご質問についてご答弁申し上げます。

西予市は美しく豊かな自然に恵まれており、肱川流域や宇和海に面した公共水域の汚濁防止に寄与するため、また肱川中流域の野村ダムから南予用水として水を供給していることなどから、水の浄化は必務であるため、及び市民の生活環境の改善のため、市全体の汚水処理人口普及率と水洗化率を上げていくことは重要であります。

そういったことなどから、環境省の循環型社会形成推進交付金及び愛媛県の浄化槽設置整備事業費補助金を活用し、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水共用区域を除く西予市全域において、合併浄化槽設置予定者に対して予算の範囲内で西予市浄化槽設置整備事業補助金を交付して水の浄化及び市民の生活環境の改善に努めております。

浄化槽設置整備費用の補助金額は、合併後の調整の後、平成18年度の見直しにより改定し、平成19年度以降、新築と単独浄化槽やくみ取り式からの変更を、転換といいますが、これも同額で、住宅面積160平米未満の場合、5人槽で20万4,000円、住宅面積160平米以上の場合、7人槽で24万6,000円、このほか2世代住宅の場合などで10人槽で32万1,000円を限度として交付しております。

次に、過去5年間の設置件数と補助金の状況はどのようになっているかというご質問についてご答弁申し上げます。

過去5年間の設置件数と補助金の状況でございますが、平成24年度が5人槽46基、7人槽8基、10人槽6基の合計60基、1,327万8,000円、平成25年度が5人槽42基、7人槽14基、10人槽2基の合計58基、1,265万4,000円、平成26年度が5人槽32基、7人槽5基、10人槽6基の合計43基、968万4,000円、平成27年度が5人槽25基、7人槽11基、10人槽3基の合計39基、876万9,000円、平成28年度が5人槽32基、7人槽10基、10人槽はなしで合計42基、894万8,000円とやや減少傾向になっております。

また、新築と単独浄化槽やくみ取り式からの転換の近年のおおむねの平均的な比率は、新築が6割で転換が4割となっております。

最後に、他市町の補助金の状況はどのようになっているかというご質問についてご答弁申し上げます。

他市町の合併浄化槽補助金の状況でございますが、宇和島市は新築の場合、5人槽で16万8,000円、7人槽が20万7,000円、10人槽は27万6,000円、転換の場合、5人槽で33万2,000円、7人槽が41万4,000円、10人槽は54万8,000円の補助金となっております。

大洲市は新築の場合、5人槽で22万2,000円、7人槽が27万7,000円、10人槽は36万7,000円、転換の場合、5人槽で40万円、7人槽が48万円、10人槽は64万円の補助金となっております。

最後に、内子町は新築の場合、5人槽で33万2,000円、7人槽が41万4,000円、10人槽は54万8,000円、転換の場合、5人槽で40万円、7人槽が48万円、10人槽は64万円の補助金となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 山本英明君。

○8番山本英明君 詳しい数字をありがとうございます。私は給水施設へ水を得る苦勞もしておりますけれども、同時に、やっぱり水ですので大事なことだと思ひまして、水をきれいにすること

が大切だと考えております。浄化槽の設置率を向上させて西予市の河川の水をよりきれいにすることができれば、市長さんが言われております移住・定住政策にもよい意味でつながるのではないかなというふうに考えたりしております。

そこで再質問です。現在の西予市の汚水処理人口普及率などの現状はどのようになっておりますか、お伺いをしたいと思います。

また、今のお答えの中でありました近隣市町と比較したときの西予市の補助金のレベルは若干低いかというような感じもしたんですけども、水道も排水も、水のきれいな西予市をアピールすべく、今後、個人家庭の浄化槽設置に対する補助金をもっとふやしてもらうことはできないでしょうか。

先日の山口会計管理者からのご説明で非常に西予市の財政が厳しいことは再確認したんですけども、補助金等を上げていただければありがたいなというふうに思っておりますが、お伺いします。

以上です。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 山本議員からの2点の再質問がございました。まず、西予市の汚水処理人口はどのようになっているかというご質問についてご答弁申し上げます。

まず、議員お尋ねの汚水処理人口普及率とは、公共下水道や農業集落排水施設等を利用できる人口、この中には未接続の人口も含んでおりまして、これに合併浄化槽を利用している人口を加えた値を市内総人口で除して算定した汚水処理施設の普及状況、いわゆる汚水処理施設がどれだけあるのかという指標で、これと、また類似した指標で水洗化率がございしますが、水洗化率は、それに対して公共下水道や農業集落排水施設等に実際に接続している人口に合併浄化槽を利用している人口を加えた値を市内総人口で除して算定した実際の水洗を利用している市民の割合であります。

西予市の平成29年3月末の汚水処理人口普及率は56%で、水洗化率は44%であります。ただし、現在、工事中の公共下水道宇和处理区の整備事業完了後の汚水処理人口普及率は61%台を超え、また水洗化率は50%近くに改善される見込みであります。

参考に申し上げますと、同時期の愛媛県の汚水処理人口普及率は77%であります。愛媛県は全

国でも下位のほうでありまして、これから勘案しますと、西予市は、今後、改善が必要であると考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

2点目の他市町と比べて補助金が少ないが補助金の増額は考えていないのかというご質問についてご答弁をさせていただきます。

現行の浄化槽設置整備事業は、平成26年度から5カ年計画で実施しておりますが、設置件数は減少傾向にあり、水洗化の促進を図るためにも新築単独浄化槽やくみ取りからの転換補助金の弾力的な運用と推進が必要であり、平成30年度の最終年度に検討を行い、平成31年度からの新たな整備計画により施行予定であります。西予市の第2次総合計画にもありますように、再度、現状分析や今後の全体の汚水処理人口普及率と水洗化率の向上の方策や推進の方法、また公共下水道料金の適正化や個人住宅の今後の合併浄化槽に対する適正な助成なども含めた総合的な検討を早期に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 山本英明君。

○8番山本英明君 前向きな答弁、ありがとうございました。

下水道が設置されている地域では、排水を下水道に接続するのか、あるいは個人で浄化槽を設置するのか選択ができると思うのですが、下水道が設置されていない地域にとりましては、浄化槽を設置するしか選択肢がないと思いますので、その辺のところも考慮していただければありがたいかなというふうに思います。

今、部長さんの説明にもありましたけども、家を新築される際には、当然ながら浄化槽を設置する時代だというふうに思っておりますが、水の浄化のためには、くみ取り式から浄化槽へ転換する家庭がふえることが、排水の水質浄化は難しいんではないかなというふうに個人的に考えます。

どの地域も高齢者がふえてきており、今後、浄化槽転換の時期は、各家庭で和式のトイレから洋式のトイレに変更される時期がよい機会ではないかなというふうに思います。環境問題への対応、それから高齢者対策の意味合いからも、個人の浄化槽の設置に対する補助金を増額していただきたいというふうに考えます。

今後、この設置補助金がアップすれば浄化槽設

置家庭がふえて河川に流れ込む汚水が少なくなり、結果的に川の水がきれいになるというふうに思います。そうなれば水のきれいな西予市をさらに西予市内外にアピールできるのではないかなというふうに思いますので、浄化槽設置補助金の増額について、どうかお考え、実践していただきますようお願いをいたします。

最後に、ジオブランド推進事業についてお尋ねをいたします。

ジオブランドの推進事業で西予市PR動画を作成する予定だというふうに聞いておりましたけども、でき上がりはいかがでしょうか。でき上がっているのでしょうか。西予市を十分にアピールできるきばえになっておるのでしょうか。その後のジオブランド推進事業の進捗状況をお伺いをします。

次に、西予市内外へ、また愛媛県内外へですけれども、ジオブランドも含めた西予市のアピール方法はどのようなことをお考えでしょうか。また、現在どのようなことを実践をしておられますでしょうか、お伺いをいたします。

最後に、ジオパーク再認定の審査が間近に迫っていると思います。再認定には非常に厳しい状況があるというふうに聞いてますけども、再認定に対する具体的な取り組みの現状とその進捗状況、そしてそれに対する現在の手応えをお伺いできればというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 山本議員お尋ねのジオブランド推進事業、1点目、2点目について回答申し上げます。

西予市におきましては、多くの特産品がございます。その多くの特産品を「ジオの恵み」としてPRをしているところでございます。

さらに、昨年度末には、四国西予ジオブランド認定制度によりまして、奥地あじなど4点の市内産品をよりすぐりの最高の逸品、ジオの至宝として認定をしたところでございます。

認定ブランドの産品を初め市内産品等ジオパークの物語を結びつけた地域産品の魅力向上、販売力の向上を目指すため、地方創世推進交付金を活用いたしまして産品のジャンル別動画の作成を現在行っているところでございます。

本事業につきましては、市内産品を取り扱うふ

るさと納税推進事業とも連携をしていることから、より魅力的に産品をPRできる動画としたいと考えております。

具体的なスケジュールでございますけれども、10月にはプロポーザル方式による事業者の選定を予定をしているところでございます。

また、撮影する動画のジャンルにつきましては、かんきつ類、魚介類、そして肉類、米などの一次産品、そして、加工品、工芸品などの細かいジャンルや海、里、山など大きくくりで産品をまとめたジャンルを予定しております。これら動画につきましては、今年度中の完成を予定しているところでございます。

また、その動画を市内外への宣伝方法にどのように使っていくかというご質問でございますけれども、当事業の目的につきましては、まちづくりの担い棒であるジオパークを中心としてジオパークの物語と西予市の産品を結びつけた地域産品の魅力向上、販売力の向上を目指しております。

また、ジオパークと地域産品の魅力をセットにした新ブランド「ジオの至宝」の創出を行うなど、都市部をターゲットに全国規模の商談会や即売会、イベントに市内事業者ブース及び西予市ブースを構えまして展示、商談、そして即売、特産品のPR活動を行っております。

平成28年度の主な実績におきましては、東京で4回、大阪で2回のイベントに参加するなど、四国西予ジオの恵みの統一イメージによります展示、商談、即売、特産品のPR、さらに、観光PRにも努めているところでございます。

今年度に制作をいたしますそのPR動画を、これら東京や大阪などで開催される商談会、即売会に積極的に参加し、放映するなどPR活動に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、市内におきましても、道の駅、またはその他の公共施設、また市のホームページ等々でその動画を放映するなど、さまざまな場所、場面で市内産品をPRできる、そういった積極的な活用をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 管家市長。

○管家市長 ジオパーク再認定への取り組みとその手応えについてのご質問に対しまして回答をさせていただきます。と思っております。

ご存じのように、四国西予ジオパークは平成25年の9月24日に日本ジオパークに認定をされました。それから4年がたち、本年度は再認定の年となっております。来る11月14日から16日にかけて、3名の審査員をお迎えし再審査を行っていただくこととなっております。日本ジオパーク再認定に向けて認定時に提出されました課題を解決し、万全の体制を整えて再認定に臨まなければならないと考えております。

昨年度、日本ジオパークでは現地審査研修会が行われまして、ジオパークの定義に関する議論が行われました。その中でジオパークにおけるサイトは世界ユネスコジオパークの定義に準ずることが確認をされましたので、現在、西予市で74あるサイトの見直しを進めているところでございます。

また、市内を訪れていただく訪問客にマップやパンフレットを配布いただくジオパーク応援店制度やジオパークの簡単な説明やジオサイトの簡単な説明をいただくジオパークマイスター制度の創設を、今、進めているところでございます。

あわせて、職員が地域に出かけまして市民の皆様から直接意見をお伺いし、ジオカフェとして事業を市内の各公民館単位で開催をいたしております。

地域の中でジオパークについて研修いただくとともに、まだまだ地域に残っているいろんなジオの恵み、そういうものを新たに発掘する、そして市民の方と意見を交換することによってジオパークに対するご理解をいただくという活動を行っております。

これまで再審査につきましては、25の地域が全国で審査を受けられ、その中で7つの地区が条件付再認定を受けている状況でございます。この7つというのは2年間の間に問題とされているものを解決して、また審査を受けるという取り組みでございます。日本中に、今、ジオパークの数がふえております。現在43の地域がありまして、今年度、西予市を含めて10地区が再審査を迎えます。日本ジオパーク委員会では、ジオパークの数をふやして広める段階から質の高いジオパークをつくる段階に入ってきており、認定時より評価基準が高くなってきているのが現状でございます。

当市といたしましては、市民の皆様がジオパー

クという地域の宝に気づいていただき、それを地域づくりに活用していただき、後世に伝えていく必要があると考え、その動機づけを推進しております。

また、子供たちには自分たちが住んでいる地域の魅力を再発見することにより、郷土を愛する気持ちの醸成を図り、将来この地域を守っていただける人材の育成につなげていかなければならないと考えているところでございます。あわせてジオブランド等を活用した産業振興やジオツーリズムによる観光振興など、新たな経済環境活動を進めていく必要があるとも考えております。これらによりまして、西予市が将来につながる持続性可能な地域社会の形成を実現していきたいと考えているところでございます。

手応えはというご質問でございましたけれども、日本ジオパークの現地審査員のある先生からこのような言葉を伺いました。「再審査をテストだと思わないでほしい。困っていることや問題点を隠さずにどのように解決していけばいいのかアドバイスをもらって次のステップに進んでいくものです。」という助言をいただきました。

再審査までの期間というものはあとわずかではございますが、現在まで実施してきました活動を市民の皆様と共有をさせていただきながら審査員への十分な情報提供を図り、ぜひとも再認定が受けられるよう努力していく所存でございます。

最後に、ジオパークについてうれしいニュースが入りましたので、お知らせをしたいと思います。

それは、総務省及び全国過疎地域自立促進連盟主催により平成29年度過疎地域自立活性化優良事例表彰において、四国西予ジオパークの雰囲気盛り上げるためにBGMが加わればよいということで、そのことにより一層すばらしい風景になるはずだとの思いから取り組みましたジオミュージック事業が、総務大臣賞に続きまして、全国過疎地域自立促進連盟会長賞を受賞することが決定をいたしました。このことも再審査でアピールをしていきたいと考えております。

議員各位の再審査へのご協力をお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長 山本英明君。

○8番山本英明君 再質問をさせていただきます。ジオブランド推進事業についてですけども、

宗部長さんのほうからPR動画等作成のための業者の選定方法でプロポーザル方式を採用されたというふうなご回答をいただきました。プロポーザル方式を採用された理由が特別にあればお伺いしたいと思います。

また、愛媛県が出している冊子に「スゴ技」、「すごモノ」、「すご味」という、いわゆる愛媛県内のすごい人や物、目立つ人や物を紹介している本があります。2015年から2016年度版に明間のりくうさんや明浜の松下海産が掲載されておりました。「すご味」の冊子には西予市内の飲み物や食べ物がたくさん掲載されておりました。しかし、同時に、この冊子の中で八幡浜市、宇和島市、大洲市を中心とした南予地域という文章表記がなされておまして、西予市民の私としましては若干寂しい気がしました。

西予市の認知度をもう少し上げていただくべく取り組む必要もあるのかなというふうに思ったのですが、このような情報誌は、既にご存じだと思うんですけども、西予市としてのこういうふうな情報誌などへの情報提供と、そういうような動きはどのような対応をとっておられますか。

以上、2点お伺いをしたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま山本議員の再質問、1点目のプロポーザル方式を選定した理由について、私のほうから答弁させていただきます。

価格で決定をする一般の一般競争入札とは異なりまして、今回この事業におきましては、プロポーザル方式をとっていく予定でございます。これは業務の委託先とか、あるいは建築物の設計者等を選定する際に、価格の安さだけで選定していたのでは期待した結果が得られないという場合も生まれるというふうなことを想定をしまして、複数の業者にその目的物に対する企画の提案をしていただきまして、その中からすぐれた提案を行った業者を選定していくということにしております。

これによりまして、魅力ある動画の制作、企画、そして、また特色ある製品のPRをその業者から出していただき進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 山本議員からの県産品をPRされている、愛媛県ですが、「スゴ技」、

「すごモノ」、「すご味」の冊子を見たことがあるが、その中に西予市が余り掲載されていないのはなぜかということ、市内の産品をさらに広くPRするために県の取り組みを活用することはできないのかと考えるが、市としてはどのように考えているかというお尋ねについて答弁をさせていただきます。

山本議員の言われますとおり、愛媛県では「すごモノ」、「すご味」、「スゴ技」の3部門におきまして、県産品や伝統的特産品などをデータベースとして整備、また冊子として愛媛県が主導で行う営業活動、PR活動などに活用されております。

ご質問の「すごモノ」につきましては、県指定伝統的特産品の伝統工芸士や次代を担う技術者が製作した市場価値の高い商品のほか、愛媛県産品として特徴のPRができる商品を発掘して、これら製品に生かされているすぐれた技術力や愛媛産の商品のすばらしさを対外的に広くアピールし、その社会的価値を高めるとともにさまざまな分野における販路拡大を図るためにデータベース化し、ウェブサイトで公開、さらに冊子として営業ツールとして活用されております。

県ホームページでは、西予市に関しましては、昨年2月に国の地理的表示保護制度GIに登録されました西予市で生産される伊予生糸が掲載されております。

次に、「すご味」につきましても、本県のすぐれた県産農林水産物や加工食品等をPRする商品カタログとして、県内金融機関並びに関係団体から県内生産者や事業者へ広く掲載を呼びかけ、データベースとして作成されております。

県ホームページでは、西予市に関しましては、JAひがしうわの奥伊予特選栗、愛媛甘とろ豚普及協議会の愛媛甘とろ豚、そのほか三瓶ヒラメ養殖協議会のハーブ媛ひらめなど市内10社12品目が掲載されております。

次に、「スゴ技」につきましても愛媛県が誇るものづくり企業のすぐれた技術や製品をデータベースとして整備され、愛媛の底力とも言える本県の魅力ある企業や産業集積を国内外に広くPRすることにより販路の拡大につながっております。

県ホームページでは、西予市に関しましては、宇和町明間で佐藤さんが取り組まれておりますりくらのゼオライトを使った和紙商品の開発など2

件が掲載されております。

西予市におきましても、西予市及び西予市特産品のPRのため、ジオブランド推進事業や市産品PR事業等を活用しまして、市内外での展示商談会や即売等で広くPRするように努めておりますが、このような愛媛県での取り組みもいただいておりますのが、市としても有効なPR手段として県及び関係機関とも今後連携を図りながら、西予市及び多くの市産品をPRできるよう、市内事業者や関係者と情報共有を図り連携して推進してまいります。

また、ご指摘の冊子の文書表現等についても、見直しの際には再検討をいただくよう働きかけてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 山本英明君。

○8番山本英明君 ジオパークについて再質問をさせていただきます。

ただいま市長さんより非常に手応えについて力強いお言葉をいただきました。また、うれしいニュースもお伺いをいたしました。

市長さんのご回答のほうで審査の方法とかその内容は大体わかったのですが、この審査結果はどのような方法で西予市に告知されて、結果はいつ出るのかをお伺いしたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問の審査の結果ではどういうふうな状況になるのかということ、いつぐらいに発表されるのかということとございまして、まず審査の結果でどういうふうになっていくかということなんですが、日本ジオパーク委員会が早急に解決を要する重要な問題があると判断した場合には、2年後に審査を行う条件付再認定というふうなことになります。

条件付再認定となったジオパークにつきましても、2年間の間で問題点の解決のための計画を立てて、その解決を図ることとなっております。2年後の再審査におきましても、その重要な問題の解決が図られていないと日本ジオパーク委員会が判断した場合におきましても、認定の取り消しというふうなことになります。

ちなみに本年までに取り消しとなったジオパークはないというふうに聞いております。

ことしの再審査におきましても、2カ所のジオパークが条件付の再認定というふうなことになる

ているところでございます。

また、結果はいつどこで発表されるのかということなんですけれども、審査結果につきましては、ことし12月の22日に東京で開催されます日本ジオパーク委員会で審査がされて、その場で発表がされる予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 山本英明君。

○8番山本英明君 具体的なお答弁ありがとうございました。西予市内には、まだまだすばらしい人や物や地域があると思います。さらに西予市をアピールしていただいてよいものにつなげていただいたらというふうに思います。

そして、今お答えがありましたけれども、ジオパークは西予市の根幹だというふうに思っています。ぜひとも12月の厳しいと言われております再認定審査を勝ち抜いていただいて、観光面でも経済面でも、また自然環境面でもジオパークを西予市の担い棒としていただいて、今後とも夢のある施策を実践していただいたらというふうに思っています。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前10時46分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時00分)

次に、5番中村一雅君。

○5番中村一雅君 改めまして、おはようございます。議席番号5番中村一雅です。議長より発言の許可を得ましたので、会議規則及び通告書に従って一問一答形式で一般質問をさせていただきます。

本題に入ります前に一言ご報告を申し上げます。

去る3月の定例会議におきまして、私、子育て支援に関する一般質問をさせていただきましたが、その折に、子だくさんな家庭の1例として野村町在住の9人の子供がおられるご夫婦のことをご紹介させていただきました。このご夫婦にこの6月20日にめでたく10人目のお子様が生まれました。去る7月2日、城川町のどろんこ祭りの日に、午前中ですがけれども、私を含めて議員4名でご自宅をお伺いしてお祝いの言葉を言わせていただきました。元気な男の子で、名前はろくちゃ

ん、10人目なのに「ろく」という名前にしたというふうにお父さんが笑って言うておられました。先日行われました地元の運動会で市長よりお祝いのお言葉をいただきましたというようなことでもご連絡をいただきましたので、ここで、この場をおかりして一言ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

では、一般質問に入ります。

現在、駐車場として一般開放されております旧三瓶支所跡地の利活用についてお尋ねをいたします。

平成27年12月の定例会における一般質問で小野議員がこの件について質問されておられます。その折、当時の三瓶支所長が次のように答弁をされておられます。一部抜粋でご紹介いたします。「現在、西予市総合計画及び公共施設等管理計画の策定中であり、利用方法は決定していないため、当面の間、駐車場として利用する。今後、跡地利用につき検討する事案が発生したときは、必要に応じて対処したい。」このような答弁でございました。今現在も駐車場として無料開放されておりまして、先日行われました三瓶町奥地の海のカーニバルでも町外から来られたたくさんの来場者がこの駐車場に車をとめておられました。イベントのない平日などにおいては、近隣の方が利用されているようにお見受けいたしております。

一方で、三瓶町内には食料品が一通り買えるスーパーというものは、農協系のAコープみかめ店1軒しかありません。以前には民間のスーパーが1軒ありましたけれども、平成24年5月15日に閉店をいたしました。それまではそのスーパーとAコープの2店舗で食料品は賄えておりましたけれども、その後、そのスーパーを引き継ぐ新たなスーパーが出店されることを三瓶の住民は切望しておりましたけれども、長らく買い手がつかず一昨年やっとドラッグストアが新規オープンをいたしました。

大変重宝されており、よく三瓶に出店していただいたなあと感謝しておりますけれども、やはり生鮮食料品は置いてごさいませぬので、日常の食料品はほかの店に行かなければならないという状態でございます。

運転免許を持ちマイカーで出かけられる方においては、宇和町や八幡浜など近隣の町へ出かけて

買い物をする事ができますけれども、過疎化、高齢化が進行している三瓶町においては、日々の買い物に苦勞されている方もおられます。米袋を10キロも自転車で運べば相当に重いと。車がなければ買い物はとても不便であります。タクシーを利用される方もおられますけれども、やはり近くにこしたことはない、このように思います。

なので、以前から旧三瓶支所跡地については、あそこにスーパーがあったら便利になるんやがなあという声をよく耳にしておりました。三瓶町の真ん中に立地しており、ロケーションも非常にいいところにあるというふうに認識しております。

そこで、跡地をよく見てみますと、敷地の全てを白線を引いて駐車場にしているわけではないということに気がつきました。新設された消防団詰所の裏側が空いております。また、まだ取り壊されていない建物も数棟残っております。議員の皆様と理事者の方々には、お手元に写真を配信していただくようお願いしておりますのでごらんになっていただけたらと思います。

写真としてはこのようなことに、見えますでしょうか、ここが空いていると、そのような現状でございます。よろしいでしょうか。

ここの空き地を何とかスーパーとして利用できないのかというふうに私は考えました。そうすれば駐車場はこのまま活用できるということになるかと思っております。民設民営型のスーパーにして市が土地を長期借地契約で貸与する形にすれば、市には賃貸収入が期待できます。経営が軌道に乗れば移動販売なども積極的に展開していただけるのではないかとこのように考えております。

以上、私の私見も少し述べましたけれども、行政のほうで一度検討してはいただけないでしょうか。このことについてお尋ねをいたします。

○議長 中須賀三瓶支所長。

○中須賀三瓶支所長 ただいま中村議員の跡地にスーパーマーケットがあればいいという要望があるが検討は可能かというご質問にお答えいたします。

まず、旧三瓶総合支所跡地の総面積でございますが3,257.36平米、約985坪ほどの広さを有しております。平地が少なくまとまった土地の確保が困難な三瓶地域におきましては、貴重な土地であり市民の大切な財産だと考えております。

その利活用につきましては、庁舎解体前の平成22年度に三瓶町各地区の役員と三瓶関係の市職員のアンケート調査などを、また平成26年度には三瓶町内の各種団体、組織の代表による検討会を開催して、地域住民の要望把握に努めてきたところでございます。

その後、関係部署におきまして検討いたしました。平成27年12月定例会において答弁いたしましたとおり、市に有効な利活用が決定されるまでは、駐車場として市民の皆さんに利用していただくとしたところでございます。

現在のところ、跡地の利活用が駐車場に決定しているものではありませんが、運動会など学校関係行事、奥地の海のカーニバル等、三瓶での大きな行事の際はもちろん、ふだんの買い物や食事等の外出におきましても多くの皆様に利用され喜ばれていると聞いております。

さて、スーパーマーケットの用地に利用することについて検討は可能かのご質問でございますが、現在、三瓶町内で最も大きな生鮮食料品を扱う店舗は、議員先ほどおっしゃられたとおりAコープみかめ店ですが、そのほかにも鮮魚店や青果店、雑貨店が三瓶町内各地で営業をされております。その全てが地域の高齢者と交通弱者にとっても心強い商店であり、営業の継続が強く望まれているところでございます。

議員ご質問のとおり、もう1店舗スーパーマーケットがあれば生鮮食料品の取り扱い量がふえ選択肢が広がり、より便利で豊かな買い物ができることも想像されます。

しかし、新たなスーパーマーケットの出店は、生鮮食料品を扱う商店に限らず、その他の全ての既存商店の営業継続に大きな影響を与えることも懸念されているところでございます。このような状況によりまして、本市みずから積極的に市有地の利用目的をスーパーマーケットに決定し提供するという事は慎重にあるべきだと現在のところ考えております。

1度利活用方法が決定され、施設等が整備されますと長い場合は十数年にわたり利用が制限されることとなります。大切な財産でありますので、現在暮らしている市民だけでなく、未来の市民にとりましても最も有益な利活用が決定できるよう慎重に検討することが必要ではなかろうかと考えております。



しかしながら、事業者から具体的な事業提案があった場合につきましては検討を行うなど、必要に応じて対応はしていきたいと考えているところでございます。

さきに申しましたとおり、現在のところ、跡地の利活用は全く定まっておりません。公共施設の整備等に限らず、民間の利用も十分考えられます。市民及び民間事業者の皆様から具体的な計画が提案されますことも期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 中須賀支所長の答弁を受けて再質問をさせていただきます。

事業者からの申請があれば検討すると、あるいは市民からの要望が直接に伝われば検討するという回答をいただいたように思います。検討課題になるということをどなたが決定されるのか。その決定権者はどなたかを1点お伺いいたします。

それから、検討するという事になった場合、検討委員会を立ち上げるということになるかと思えますけれども、その検討委員会の委員の選定基準はどうなっているのか、再質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長 中須賀三瓶支所長。

○中須賀三瓶支所長 今ほど中村議員から2点ほど質問があったと思います。

まず、検討会のメンバーにつきましては、三瓶町内各区の区長さん方、それから市議会の議員の皆さん、そして学識経験者の方々にお願いしようかなと考えているところでございます。

そして、決定につきましては、最終的には市長が決定権、決裁を市長に決裁をもらって事業を進めていくような形になると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 やはり最終決定は市長の手に委ねられるということを知りましたので、引き続き検討していただくように、三瓶町住民の代表としてここはお願いをしておいたらと思います。

続いて、旧三瓶支所跡地のことについて、2番目の質問を行います。

跡地に事業所と倉庫が数棟まだ残っているように見えますけれども、これは現在どのような使われ

方をしていますか。また、今後の取り壊しの予定についてお尋ねをいたします。

○議長 中須賀三瓶支所長。

○中須賀三瓶支所長 ただいま中村議員のほうから残っている建物の取り壊し予定についてはというご質問がありました。旧三瓶総合支所跡地には、現在6棟、約420平米余りの建築物があります。そのうち西予市消防団三瓶方面隊朝日分団第2部詰所及び車庫につきましては、平成28年度に新築となっております。まだ新しい建物でございますので、この建物については取り壊しの予定はございません。

その他の建物につきましては、三瓶町時代からの建物でありまして、最も古いものは建築後50年を経過したものもあり老朽化が進んでおります。しかしながら、その一部には水道資材などの倉庫として現在も使用されているところもあります。

今後につきましては、建物の状態を調査しながら平成32年度までに順次整理を行い、解体、撤去する計画としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 いずれにしても老朽化していて数年後に取り壊される予定だとお聞きしました。それに伴って跡地利用についても、また少し考えが変わるのかなあということも思ったりいたします。

住民の声を行政に届けるのは市議の務めでございますので、私、今回このようなことを一般質問させていただきました。これが三瓶町の住民多数の意見であるのかどうかということも検討していただかないと何事も見えてこないということがございます。

先ほど支所長が言われましたように、小売店の今後の暮らし、あるいはご商売にかかわることでございますので、慎重に検討しなければならないということももっともでございます。ただ、やはり少し新しい動きを見せていかないと、三瓶町の景気の活性化とかそういったことにつながらないと思いましたので、きょう一石を投じさせていただきました。

1番目の質問についてはこれで終わらせていただきます。続けます。

市の持っている財産についての質問でございま

す。東宇和郡4町と西宇和郡1町の5町が対等合併をして1つの西予市となり13年が経過いたしました。各町にあった役場は支所になり、宇和町役場は市役所になり建てかえられて見事な市庁舎に生まれ変わりました。

小学校も各町で統廃合され、宇和町でも、昨年、明間小と皆田小が統合をされました。各町で使われておりました公共施設の中には、不要となり利活用されずに、いわば負の遺産となっているものがたくさんあると伺っております。

市の財産は行政財産と普通財産に分類されると思うのですが、それぞれに現在幾つあるのか、まず、お尋ねをいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまの中村議員の市が所有をして、現在活用されていない土地や施設、全体としてどれほどあるのかというご質問をいただきました。まず最初に、市が保有をする全体の公共施設等の状況についてご説明申し上げます。

平成28年3月現在で896の施設、1,475棟、42万7,318平米がございます。市民1人当たりの施設の床面積は10.59平方メートルで、これは全国平均が3.22平方メートルとなっております。約3倍の面積ということでございます。

全施設の平均築年数およそ30年となっております。老朽化が進んでいるという状況にあります。その市が所有する財産のうち行政財産として区分されるものにつきましては、土地につきましては約2,600件、面積で239万平方メートル、建物につきましては約1,030件、面積で33万8,000平方メートルとなっております。

一方、普通財産といたしましては、土地が約860件、面積が375万平方メートル、うち山林が大部分を占めておまして、約270件、310万平方メートルでございます。

また、建物が約120件、面積が4万6,000平方メートルとなっております。これらは、平成28年度末現在の数字としまして、一般会計決算書に財産に関する調書として記載しているものでございます。

このうち、市としての利活用がなく、また他団体への貸し付け等についても現在行っていない財産で、山林を除くものにつきましては、平成29

年3月末の現在で、土地が62カ所、4万112平方メートル、施設につきましては閉校となった学校施設等も含めまして31施設、3万789平方メートルとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 宗部長の答弁に対して再質問をさせていただきます。

施設31カ所、施設、今、利活用されていないと、29年3月現在でというご答弁がございました。これらの使われてない公共施設につきまして、維持管理にどのくらいの予算が使われているのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問の維持管理にはどれほどの経費がかかっているかというご質問でございますけれども、先ほどの遊休地と施設のうち、維持管理費等にかかる経費といたしましては必要最小限にとどめているところでございますが、平成28年度の実績で申し上げますと、学校統廃合により閉校となった学校施設等も含めて29カ所で、約1,205万9,000円の経費の支出があります。

主な内容としましては、閉校となった学校施設等の維持管理経費が約1,182万3,000円、また市長部局部分でございますけれども、これは光熱水費、また市有地の草刈り等の経費、これが23万6,000円となっております。

なお、平成29年度、今年度における遊休施設等に対する主要な経費としまして、旧中筋中学校校舎の解体にかかる事業費1,221万5,000円を予定しているところでございます。

今後の利活用についてなんですけれども、平成28年3月に作成をしました西予市公共施設等総合管理計画に基づきまして、各施設に対する要望や、また耐震性など、施設の状況等を勘案しながら、利活用判断が可能というふうにされますものにつきましては適正な維持管理に努めてまいりたいと考えておりますし、また利活用の予定が見込まれないと、こう判断されるものにつきましては、施設の除却、そして財産売却等の財産処分を行うことで不要な維持管理経費の削減、また市有地払い下げ等による収入の確保、また市民の安全の確保、こういったものを図っていきたいというふうと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 1点だけ再度質問をさせていただきます。

利活用できるものは利活用する。利活用できないものについては除却するというご答弁がございました。さきの震災を受けて耐震基準を満たしているかどうかということが相当判断基準になるのではないかと思っておりますけれども、利活用できるものについては、将来、収益の源になることが期待されますけれども、除却しないとイケないという公共施設につきましては除却費用が発生すると、その除却費用の財源はどのように捻出されるのか。これを最後にお尋ねいたします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま質問いただきました施設等を除却する場合の経費のお尋ねでございますけれども、各自治体で策定をしております公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除却につきましては、地方債の特例措置がございまして、平成26年度から当分の間、公共施設等の除却に係る地方債が適応できることとなっております。これは充当率は75%で交付税措置はございません。償還期限は原則として10年以内というふうになっているものでございます。

また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の除却であって、市町村の建設計画に位置づけられた公共施設等の除却であれば合併特例債が適用できます。合併特例債の充当率は95%で、そのうち70%が地方交付税として返ってくるというものでございますけれども、ただしこの合併特例債の適用期限は、西予市の場合、平成31年度までというふうなことで現在なっております。

今後の財政運営を考えますと、公共施設のその除却の将来コストというふうなものは大きくなるということが想定されるところでございます。

今後におきましては計画的な管理、そして新たな財源の確保、またコストの縮減、そういったものに努めていかなければならないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 中村一雅君。

○5番中村一雅君 先ほど今のご答弁でありました合併特例債の適用期限も平成31年までということで終わりが迫っている。西予市は合併当初か

らずっと財政厳しい厳しい厳しいと言われ続けてまいりました。そういう厳しい中で自主財源を何とか捻出するという考えも1つには非常に重要ではないかなあとと思います。

各町に残されています利活用されていない施設あるいは土地について、それが活用され財源となるということがあればある程度そういうことも改善されるのではないかなという期待をしながら、今回の質問をさせていただきました。

それから、冒頭のご挨拶に戻りますけれども、10人の子宝に恵まれたご家庭がある、あるいは何人かお子さんがおられる家庭があると、それは皆、西予市の子宝でございます。その西予市の子宝が大きくなって、また1人でも西予市にUターンして帰ってくる、あるいは西予市に残って仕事をし、結婚する、子供をつくると、そのように世代の好循環を繰り返して、西予市が未来に向けて発展することを祈念して、私の一般質問を終わります。

○議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

あす9月6日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時30分

平成29年第3回西予市議会定例会会議録（第3号）

- |          |           |         |          |
|----------|-----------|---------|----------|
| 1. 招集年月日 | 平成29年9月6日 | 三瓶支所長   | 中須賀 敏 幸  |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場   | 消防本部消防長 | 西 川 傳    |
| 1. 開 議   | 平成29年9月6日 | 総務課長    | 宇都宮 裕    |
|          | 午前 9時00分  | 財政課長    | 山 住 哲 司  |
| 1. 散 会   | 平成29年9月6日 | 監査委員    | 正 司 哲 浩  |
|          | 午後 1時41分  |         | (午後から欠席) |

1. 出席議員

- 1番 宇都宮 久見子
- 2番 信 宮 徹 也
- 3番 宇都宮 俊 文
- 4番 加 藤 美 香
- 5番 中 村 一 雅
- 6番 河 野 清 一
- 7番 佐 藤 恒 夫
- 8番 山 本 英 明
- 9番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 19番 森 川 一 義
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠席議員

- 17番 小 野 正 昭 (午後から)

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |         |         |
|---------|---------|
| 市 長     | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長   | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長   | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長  | 宗 正 弘   |
| 会計管理者   | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長  | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長  | 山 岡 薫 彦 |
| 生活福祉部長  | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長   | 山 下 玉   |
| 野村支所長   | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長   | 高 橋 司   |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- |       |         |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 道 山 升 文 |
| 議 事 係 | 三 好 祐 介 |

1. 議 事 日 程

別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過

別紙のとおり

議 事 日 程		議案第	
1	一般質問	81号	平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
2	発議第 3号 西予市決算審査特別委員会の設置について	82号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	選任第 4号 西予市決算審査特別委員会委員の選任について	83号	平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
3	議案第 68号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	6	認定第 1号 平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 69号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	7	認定第 2号 平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 70号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	認定第 3号	平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 71号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	認定第 4号	平成28年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 72号 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について	認定第 5号	平成28年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 73号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	認定第 6号	平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 74号 西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	認定第 7号	平成28年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
4	議案第 75号 平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号)	認定第 8号	平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	議案第 76号 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	認定第 9号	平成28年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 77号 平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	認定第 10号	平成28年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 78号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	認定第 11号	平成28年度西予市水道事業会計決算の認定について
	議案第 79号 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		
	議案第 80号 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)		

- 認定第 12号 平成28年度西予市病院  
事業会計決算の認定につ  
いて
- 認定第 13号 平成28年度西予市野村  
介護老人保健施設事業会  
計決算の認定について

本日の会議に付した事件

1	一般質問			議案第 81号	平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	
2	発議第 3号	西予市決算審査特別委員会の設置について		議案第 82号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	
	選任第 4号	西予市決算審査特別委員会委員の選任について		議案第 83号	平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	
3	議案第 68号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について		6	認定第 1号	平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 69号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について		7	認定第 2号	平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 70号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について		認定第 3号	平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 71号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について		認定第 4号	平成28年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 72号	西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について		認定第 5号	平成28年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 73号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について		認定第 6号	平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 74号	西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について		認定第 7号	平成28年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
4	議案第 75号	平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号)		認定第 8号	平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
5	議案第 76号	平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)		認定第 9号	平成28年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 77号	平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)		認定第 10号	平成28年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
	議案第 78号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		認定第 11号	平成28年度西予市水道事業会計決算の認定について	
	議案第 79号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)				
	議案第 80号	平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)				

- 認定第 12号 平成28年度西予市病院  
事業会計決算の認定につ  
いて
- 認定第 13号 平成28年度西予市野村  
介護老人保健施設事業会  
計決算の認定について



開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

本日は、このように多くの方が傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、1番宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 おはようございます。宇都宮久見子です。

平成29年第3回定例議会におきまして、一般質問の機会を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今月30日には、愛媛県総合運動公園陸上競技場において総合開会式が行われ、第72回国民体育大会「愛顔つなぐえひめ国体」が開幕します。西予市でも、10月1日から3日までの間、市営宇和球場と宇和運動公園多目的広場でソフトボール競技、10月6日から8日まで、乙亥会館で相撲競技が開催されます。全国のトップアスリートの熱戦を間近で観戦できることを楽しみにしています。

国体の成功に向けて、オール西予で取り組み、西予ファンがふえるよう努力していきたいと思えます。

さて、私たちの住む愛媛県は、東予、中予、南予と分けられます。第2次産業の東予、第3次産業の中予、第1次産業の南予とよく言われます。愛媛といえばミカンと全国的にも言われるよう、私も都会の友人に、西予市産のミカンやミカンジュースを送ると、おいしいと大変喜ばれ、愛媛県民として、西予市民として、大変誇らしく思います。

愛媛のシンボル、宝であるミカン、今回は1次産業の中でも、かんきつ農家に注目して質問していきたいと思えます。

西予市内にも、明浜町、三瓶町を中心に、たくさんのかんきつ農家の方がいらっしゃいます。

先日、かんきつ農家の方と話をしていたとき

に、もう自分たちは高齢だから、そのうちかんきつづくりをやめるだけだと言われました。非常に寂しく悲しい気持ちになり、このままではいけない、何とか西予市内のかんきつ経営を続けていってもらわなくてはならないと強く感じました。

そこで質問です。少子高齢化が進み、人口減少が著しい現在、明浜町、三瓶町を中心としたかんきつ農家の方々が今後どのようにかんきつ農家としてやっていくかが非常に懸念されています。農業従事者が多くいるが、その所得が特に脆弱であることから、対策を重点的に取り組んでいる。自立できない農家には、自立させるための指導や経営感覚を持った農家を育成することが重要、耕作放棄地等の対応や担い手の確保と農地集積を行っていく必要があると、西予市第2次総合計画の中にも文言がありますが、西予市内のかんきつ経営に対する位置づけも含め、現在、西予市としてどのような支援や対策を行っているかお伺いします。

若手後継者がどんどんふえることが理想ですが、現実的に考えた場合、たくさんの若手後継者がすぐにふえる施策というのは難しいように思います。

そこで、例えばスローライフがはやっている昨今、西予市出身で都会へ移住してしまった方等を中心とした、定年後都会で暮らされている方に着目してみてもどうでしょうか。

都会の喧騒に追われ、あふれる人々に疲れ、空気のきれいな自然豊かな土地でゆっくりと過ごしたいという人がたくさんいらっしゃいます。例えば西予市へ帰ってきて、生まれ育った地で耕作放棄地となっている畑を活用し、地元農家さんの知恵をお借りしながら、かんきつ栽培を試みたり、少しずつでも出荷し、つくる楽しみ、売る楽しみを見出してもらい、たまには釣りを楽しんだり、地元の方のおしゃべりや地元の行事にも参加してもらい、地域が盛り上がる、そうして地域がにぎわうことで西予市出身者のUターンだけでなく、Iターン、Jターン、さらには都会生活経験者もいるからということで、若い人も移住しやすくなってくると考えます。

そのような施策を打ち出すことで、かんきつ農家の継承につながるのではないかと思います。理事者の考えを伺います。

次に、畑地かんがい施設の維持管理についてお

尋ねします。

昭和57年から開始された南予用水附帯県営事業が事業開始から10年から30年が経過し、施設の故障や事故が発生し、機器のふぐあいが増加しています。今後も施設の性能低下は進行し、維持管理に多大な費用を要すると考えられます。そのため、当市でも、明浜町、三瓶町において、平成30年から水利施設整備事業、機能保全対策事業が計画されています。

先ほども申し上げましたとおり、年々かんきつ農家の方が減り、耕作放棄地が目につきますが、南予用水事業が開始された当初から現在までの受益者数はどう推移しているのか、耕作放棄地はどのような現状なのか、市はどのように把握しておられますか。

現在、西予市県営土地改良事業分担金徴収条例に定められているかんがい排水事業の地元負担率は、100分の50の割合となっています。西予市と地元負担率は折半ということです。

今回の事業に関しましても、国の負担分が50%、県の負担分が25%、市、地元負担分が25%となり、地元負担率は条例により25%を市と折半とした12.5%となります。

調べてみると、宇和島市、八幡浜市においては、地元負担率は10%、伊方町においては3%の負担率となっているそうですが、なぜ西予市の地元負担率は近隣市町に比べて高いのでしょうか。

野村ダムのある地元西予市の負担率がこのように近隣市町より多いというのは疑問に思います。その理由と今後最低でも近隣市町と同等に引き下げることにはできないのか、理事者の考えを伺います。

そして現在でもかなり故障や修理が行われている末端施設、スプリンクラー等も今後大がかりな改修が必要になってくるのではないかと思います。若手後継者の方に話を聞いたら、この整備が整っているから山を継ごうと思った、もし整備されていなければ、山は継いでいまいと言われました。

それほど重要な施設の老朽化を市として対策や今後の方向性等、どのように取り組んでいくつもりなのか伺います。

次に、地域づくり交付金について伺います。

以前にあった諸補助金を一括集約され、地域づ

くり交付金事業が開始されました。そのことによって、市民の方からはわかりづらくなったといった意見を聞くことがあります。

また、過去の地域づくり交付金事業が地域によってうまく運用できていないといった反省から、昨年より地域発「せいよ地域づくり」事業として名称を新たに、基礎型交付金と手上げ型交付金に分かれスタートしましたが、果たしてこれがうまくいっているのかと感じます。

まず、地域づくり交付金事業に手上げ型地域づくり交付金に加わって2年目を迎えましたが、この事業の本来の目的をどのように考えられているのでしょうか。

この制度は、前三好市長の地域内分権としての肝入り予算であり、既に数年を経過しています。事業の成果及び課題をどのように把握し、結果を今後どのように生かしていくつもりか伺います。

平成28年度に策定された、せいよ地域づくり手上げ型交付金要綱では、西予市内における地域内分権の取り組みを加速させ、自分たちの地域を自分たちの手でを基本理念とした、地域住民が主体となった地域の自主自立に向けた地域づくり活動をさらに推進するためと記載されています。

西予市の場合、地域内分権とは、市が持つ財源、権限を合併前の旧学区単位に可能な範囲で分権しようという発想ではありますが、現状、果たしてそうなっているのでしょうか。

手を挙げたくても、地域によっては1つにまとまるのが難しいとか、手続の煩雑さから申請を諦めたり、この2年間、手上げ申請のない地域があったりと、地域によっての温度差が生じているように思います。

また、一方で、事業自体が形式化し過ぎて、市民では対応しづらい文書作成やプレゼン能力が必要となっています。

その結果、それを仕事とする行政が行政主導で行っているのではないかと懸念されます。審査過程の透明化や審査員の妥当性及び分権に相入れない行政主導傾向をどのように考えておられますか。

手上げ型地域づくり交付金事業は、特に野村町や城川町において地域おこし協力隊、あるいは田舎で働き隊と深く関係しているように思います。

協力隊の目的は、最長3年間、行政が生活支援をするかわりに、3年間で自立できるようにみず

からが経験と努力を積んで、3年後、西予市内に定住してほしいというのが所期の目的のはずです。しかし現状では、行政主導で、隊員の管理や手上げ型地域づくり交付金事業で活動するための予算獲得といった流れになっているようにも感じます。

本人の自主性や受け入れ先の自主性は十分に担保されているか伺います。

最後に、インフルエンザ予防接種の補助についてお尋ねします。

現在は、小学校、中学校での集団予防接種は行われていません。そのため、インフルエンザ予防接種を受けたい子どもは、任意で自主的に病院での接種が必要となります。インフルエンザ発症による出席停止者数は、西予市内小学校、中学校で、平成28年1月が128人、2月が224人、3月が201人となっており、非常にたくさん子どもたちがインフルエンザにかかっている現状です。

私たちが小学校のころは、学校で集団予防接種が行われていたように思いますが、現在はインフルエンザに対する集団予防接種は行われていないため、任意接種となっています。

2回の接種が有効と言われているため、1人当たり6,000円前後の金額がかかります。子どもたちに予防接種を受けさせたくても受けさせられないといった保護者の方の話を耳にします。

たくさん子どもがいる家庭では、全額自己負担となると、かなりの負担金額となり、接種希望者全員は受けられない現状です。この現状を、市としてどのように考えられているのでしょうか。

予防接種法により、高齢者インフルエンザ予防接種は、現在65歳以上の方は自己負担金1,000円で接種が可能であり、接種率は年々上がってきています。

管家市長の市政運営のスローガンは、暮らして安心が体感できるまちづくりを掲げられており、第1に、子育て支援に力を入れるとおっしゃられております。

子育て支援の観点から、西予市として接種を希望する小学生、中学生を対象に、インフルエンザ予防接種に対して補助をすることができないか伺います。

以上で質問を終わります。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 改めまして、おはようございます。

それでは、宇都宮久見子議員から、1番目のかんきつ農家の継承と畑地かんがい施設の維持管理についてのご質問のうち、西予市内のかんきつ農家の現状と今後の展望についての3点のご質問がございました。

そのうち私のほうから、かんきつ農家に対してどのような支援や対策を行っているのか、また西予市内のかんきつ経営に対する位置づけはどのようなものなのかという2点につきまして、あわせてご答弁を申し上げます。

まず、西予市のかんきつにつきましては、果樹産地協議会、東宇和、西宇和の各JA、農事組合法人無茶々園、愛媛県と西予市ほかの関係機関などが策定をしております東宇和、西宇和地域果樹産地構造改革計画に基づき、かんきつの産地計画や生産推進方法、販売戦略を定め、かんきつ経営の安定化と所得向上を推進しております。

本市は、第1次産業を成長産業に変えるための地域資源が豊富に存在するとともに、立地条件、気象条件についても恵まれています。就農者の高齢化や担い手不足によって、基盤自体が危惧される状況にあり、農家が減少していると考えております。

その一因としては、農作物の価格低迷により、規模拡大やコスト削減に取り組んでも、所得が思うように上がらないことや、農業の労働がきついというイメージから、職業として選択されないことが大きな原因だと考えられます。

しかしながら、明浜、三瓶地区においては、実家の農業を継ぐ方が、平成24年度から通算しますと30名就農されておりまして、国の事業である農業次世代人材投資資金、いわゆる農業就農給付金などの効果によるものと考えられます。

このような新規就農者の方の支援をするため、県単独事業や市単独事業の認定農業者等支援事業などを活用していただいております。

平成29年7月現在では498人が認定農業者として位置づけされておりまして、そのうちかんきつ農家は207人です。全体の42%を占めております。

5年ごとの審査会では、農業経営改善計画を作成し、経営改善に必要な取り組みの実施状況や経営データをみずからの手でチェックする新たな農

業経営指標の作成をして指導しており、農業者の経営能力向上に努めているところであります。

また、西予市の果樹園における耕作面積は、平成22年に1,062ヘクタールあったものが、平成28年には896ヘクタールに減少しておりますが、日本型直接支払制度の中山間地域等直接支払交付金等を活用して、農地の荒廃を未然に防止しているところでございます。

西予市におけるかんきつの生産額は、主要法人における聞き取りによりますと、約12億円となっておりまして、沿岸部における重要な基幹作物であると認識をしております。

今後は、人口減少が進み、担い手が少ない地域に対しては、市内全域において作成している人・農地プランによる農地の利用や、中間管理機構による積極的な利用を行い、後継者の育成はもちろん外部からの人材投入や研修生及び三瓶地区での実績もございますが、地域おこし協力隊の受け入れなどについても円滑に行えるように促してまいりたいと思います。

また、知事を名誉会長として、3市2町の行政、各J A、南予用水土改良連合会ほかの諸団体が構成する南予地域農業遺産推進協議会におきましては、昨年度から引き続き、愛媛、南予のかんきつ農業システム、具体的には傾斜地における持続的な土地利用システムによる特徴的な愛媛県南予地域のかんきつ農業による日本農業遺産認定を目指して活動しておりまして、このほかにも明浜地区における宇和海狩浜の段々畑等の農漁村景観の国重要文化的景観の選定申請や、今後の保護、活用することなども含めまして、西予市といたしましても連携して付加価値を高めて、継続発展的なかんきつ産業となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 改めまして、おはようございます。

最初のご質問の3点目、西予市出身の定年退職を迎えられた方などを対象にしたUターン施策等は考えられないのかというご質問にご答弁申し上げます。

西予市では、人口減少問題を市の最重要課題と位置づけまして、第2次西予市総合計画におきましても、移住、定住、安住を大きな柱に掲げ施策

を推進しているところでございます。

移住を促進する上で、Iターンはもちろんでございますけれども、Uターンについても重要な移住の柱と捉えているところでございます。

議員のご質問の中にもありましたように、移住の中には西予市出身の方が定年退職を迎えられ、ふるさとに帰られ、農地を管理しながら地域づくり活動へも積極的にかかわっていただいている方もおられます。

農業に関心を持ち、就農を考えている方には、農業の基礎的な知識や栽培技術を習得するための講義、実習を行うえひめ農業入門塾が愛媛県立農業大学校を会場として、年10回開催されております。そこで習得した技術をさらに高めるため、県知事が認定しております愛媛県農業指導士等の農家に入り研修することもできます。

農地を持たれていない方が農業を始める場合には、農地法施行令に基づき宇和、野村におきましては50アール、三瓶、明浜、城川におきましては30アールの農地を購入するか、もしくは借地により利用権を設定すれば農家として経営ができるようになっております。

地方では、定年退職を迎えた方であっても、地域で活躍できる機会や場所は多く、そのことがUターンで帰ってこられた方自身の生きがいにもつながっております。

また、地域にとっても、長年都会暮らしで蓄えた知識や経験は、地域の外からの視点として、地域活動の大きな参考となります。

今後、Uターンされた方が地域で生き生きと暮らしている姿なども紹介、発信することで、西予市暮らしのよさをできる限り多くの方々に伝えていきたいと考えております。

また、移住者を受け入れる体制として、市では移住相談担当職員制度を設け、部課を越えた移住相談体制を構築しております。

さまざまな移住の形がある中で、全庁体制で取り組むことで、移住を希望される一人一人の状況やご希望に応じた相談や受け入れ態勢を速やかに構築し、安心して定住できる環境を整えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 次に、農業水利施設保全合理化事業についての3点のご質問につきまして、

まず1点目の、南予用水事業が開始された当初から現在の受益者数はどう推移しているのか、また、ミカン畑の耕作放棄地の現状はというお尋ねにつきましてご答弁を申し上げます。

ご質問にありました耕作地としての南予用水施設の受益面積や農家数の推移につきましては、事業開始当初、明浜地区で面積が480ヘクタール、農家数913戸、三瓶地区で面積が450ヘクタール、農家数815戸でありましたが、現在は概算ではありますが、明浜地区で面積が416ヘクタール、農家数744戸、三瓶地区で面積が329ヘクタール、農家数654戸となっておりまして、面積で1割から3割弱の減、農家数でおおよそ2割の減と、いずれもかなり減少しているところでございます。

次に、2点目の、かんがい排水事業の受益者負担率は他市と比較しても高いと思われるが、市はどのように考えるか、また、近隣市町と同様に引き下げることにはできないかというお尋ねにつきましてご答弁申し上げます。

南予用水施設につきましては、3つの施設に区分されます。水源であります野村ダムからファームポンドと呼ばれます貯水施設までの大規模幹線の国営施設、ファームポンドから畑地かんがい施設の制御室までの県営施設、制御室からの個々の農地のスプリンクラーまでの末端施設に分かれています。

このうち県営施設につきまして、施設の診断結果に基づく機能保全対策を水利施設整備事業にて行う予定でありまして、現時点の予定では、明浜地区は平成30年度から35年度まで約5億円、三瓶地区は31年度から36年度までで4億2,000万円の事業計画となっております。

なお、これらの中には、県営幹線部分、国費100%の補助分も含まれております。その県営幹線部分以外の水利施設整備事業の地元負担率についてでございますが、現在の国、県の補助率につきましては、国が50%、県が25%、その他が25%となっております。西予市県営土地改良事業分担金徴収条例の規定によりまして、西予市が12.5%で、地元負担金が12.5%となります。

ご指摘のように、近隣市町の地元負担金の状況では、八幡浜市及び宇和島市が10%、伊方町が3%となっておりますので、近隣市町と比べます

と負担率は高くなっております。

今回の事業は、機能診断の結果に基づく対策工事ですので、老朽化の状況により各地区、各ブロックの事業内容及び事業費に差異がありますし、個々の農家の負担にも差が出てくると考えております。

加えて、農家数、稼働面積の減少によりまして、当初の事業のころよりも1戸当たりや反当たりの負担額が増大する可能性もありますので、今後において事業計画の作成や土地改良法の手続の際、各土地改良区や受益者の皆様とも十分な協議、調整を行いまして、今後の市の財政状況も勘案しながら、負担率の軽減については検討を行ってまいりたいと考えております。

最後に、3点目の、末端施設スプリンクラー等も大がかりな改修が必要になってくると思われるが、今後どのように取り組むのかというお尋ねにつきましてご答弁申し上げます。

末端施設のスプリンクラー等は、県営施設と同様に老朽化が進んでおりまして、故障や漏水等に伴う修繕が増加しております。現在でも、個々の案件に対しましては、園内の配管やスプリンクラーなどの散水栓を除く施設について、市単独の南予用水施設維持管理事業にて補助を行うことで対応しております。

末端施設全体に対しましては、農地整備事業等の補助事業の活用が可能であります。現時点での愛媛県の事業実施の予定としましては、県営施設の整備後となっていることから、明浜地区では平成36年以降、三瓶地区では平成37年以降の取り組みとなっておりますのでございます。

したがいまして、補助事業の導入までには空白期間が生じますので、その間の西予市の対策といたしましては、多面的支払交付金事業の資源向上支払交付金、長寿命化等を活用した末端施設の更新及び修繕についての取り組みを、地元活動組織に対して提案を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 管家市長。

○管家市長 おはようございます。

宇都宮久見子議員からご質問のありました手上げ型交付金について、その事業の目的をどのように考えているかということにつきまして、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

地域づくり交付金につきましては、平成23年

度から始まりまして、ことしで7年目を迎えることとなっております。自分たちの地域を自分たちの手で、こういう基本理念に基づきまして、住民主体の地域づくりを推進することを目的として出発をいたしました。

ご質問でありました手上げ型交付金につきましては、事業の見直しを図り新設した交付金でございまして、平成28年度から実施をし、ただいま2年目の取り組みを行っているところでございます。

5年目の事業見直しの際に、各地域を回って、地域づくり組織との意見交換を行う機会を設けました。その意見の中には、さらに地域づくりを進めたいので、交付金の増額をというご意見、役員のなり手が無い、進め方がわからないというご意見、そういうものがございました。

行政としましては、これらのご意見に対しまして対応する必要があると捉えまして、意欲ある地域を後押しすることができる手上げ型交付金を新設するとともに、地域づくりに関するアドバイスをいただけるアドバイザー派遣制度を新設して、住民主体の地域づくりが推進できるようサポート体制を整えたところでございます。

このようなことから、手上げ型交付金の目的としましては、意欲ある地域の勢いをさらに加速させることとともに、この輪を広めていきたいという目的で新設したものでございます。

これまでの、どちらかといえば行政主導型、またはイベント消化型の手法では、持続可能な地域づくりにつながらないものと捉えておまして、市民、住民によります自分の地域をこうしたいという思いが地域活性化の根幹に必要だと考えております。

西予市は、市民と行政の協働によるまちづくりを推進しているところであり、住民自治と団体自治が両輪となってまちづくりを推進していきたいと考えております。

この住民自治の機能強化と、そしてそのことにより楽しみながら地域づくりを推進することへの手段として、この交付金が活発に活用されることを期待しているところでございます。

以上、目的についての答弁とさせていただきます。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 手上げ型地域づくり交付金の

ご質問2点目の事業の成果及び課題をどのように把握をしているのか、また、その課題をどのように生かしていくつもりなのかとのご質問に答弁申し上げます。

成果として特筆すべきは、城川町遊子川地域の食堂ゆすかわによる農家レストランの運営と自主映画製作による取り組みではないでしょうか。

人口300人の地域に年間3,000人近くの視察や観光客が訪れています。昨年度、総務省によるふるさとづくり大賞、総務大臣賞と文部科学省の最優秀公民館に輝いたのは記憶に新しいところでございます。

このほかの地域でも、住民主体の魅力的な活動が多く生まれ、マスコミ等に取り上げられる機会も多くなっています。

今後、手上げ型交付金の成果として、第2の遊子川地区のような事例が起こることも期待しているところでございます。

現在、手上げ型における事例集の取りまとめを行っておりまして、近く発行をする予定としております。

また、11月を予定としております実績報告会、通称自慢大会でございましてけれども、それを開催する運びで準備を進めているところでございまして、西予CATVなどの協力により、広く市民にも周知したいと考えております。

課題につきましては、やはり住民の意見を受け入れる姿勢、体制が必要だと考えております。当事業には円卓会議により地域住民と意見交換をする場が設けられていますので、その中で、事業の評価や課題を検証し、3年ごとの事業の見直しの際に検討する考えでございます。

3番目に、市が持つ財源、権限を合併前の旧小学校単位に可能な範囲で分権することについて、地域内分権をしようという発想であるけれども、現状はそうなっているのかとのご質問をいただきました。

当事業により目指しているまちづくりの姿は、小規模多機能自治の推進であります。旧小学校区の小規模なコミュニティがさまざまな機能を持ち合わせた住民自治となり、多様な課題を解決したり地域活性化に取り組める仕組みであります。

現状においては、まだ道半ば、緒に就いたばかりだと考えております。ご質問にもありましたように、地域による温度差も確かにあるかと思いま

す。広い西予市でありますので、各コミュニティの歴史にも違いがあります。遊子川地区のように、先行する地域があって、またそれを追いかけるような地域が生まれ、時間はかかるかもしれませんが、少しずつ分権型のまちづくりに向けて進んでいるものと考えております。

次に、手続が煩雑で対応が難しい部分の職員のかかわりについてご質問がありました。

事務や手続が煩雑で申請を諦めることになっているのではというご質問でありますけれども、当事業は、当初から地元職員のかかわりを密接に保つことで展開しております。基本的には、出身職員2人から4名程度の地域担当職員を任命をしまして、住民と連携しながら推進しているところでございます。

地域づくりの情報提供や住民だけでは難しい資料の作成などをサポートできる体制を築いています。行政主導型を推進することが目的ではなく、あくまでも住民自治を推進、支援する上で必要な手段として機能していくことが必要だというふうに捉えています。

次に、審査員の妥当性についてのご質問がございました。

審査員につきましては、現在5名を委嘱しております。愛媛大学の教授が2名、地域づくりに関するNPOの代表者が3名でございます。

手上げ型交付金を新設するに当たり留意した点としまして、公平性が担保できるかという点でございました。また、事業に関して、適切な助言、指導ができることも重要な要件であろうと考慮した上で先行した審査員となっております。

審査は、プレゼンにおける第1次審査会での採点方式と、2次審査として、1事業ごとに事業内容の精査を行ってまいります。その席には、まちづくり推進課長が同席をし、地域の実情や文化等について必要な助言をしています。最終的には、市長協議により事業を決定しているところでございます。

次に、地域おこし協力隊、田舎で働き隊との関係についてご質問をいただきました。

平成22年度から導入し、昨年からは新たな形として、田舎で働き隊制度を設けています。これは、まず地域側が移住者を受け入れて、自立、定住できる活動内容を決め、その内容が3年間で実現可能な計画であるかどうか、また、共に活動し

ていく団体のサポート体制は整っているかなどを審査し、募集を行っております。

田舎で働き隊は、今年より高川地区で、養蚕就農を目指す隊員が新たに加わり、現在4名となっております。

次に、行政主導での隊員管理や手上げ型交付金の活用になっていないかのご質問についてでありますけれども、基本的に地域づくり組織の総意により働き隊導入の意思決定がなされ、活動プランが策定され、着任、実践という流れになっております。

その中で、地域づくりを牽引する立場の職員が地域団体と連動し活動していくことは、地域活動に必要な協働の取り組みであると考えております。

また、ご指摘のとおり、職員、行政だけの動きになってはいないか留意しなければなりません。受け入れた地域団体は、田舎で働き隊の自立促進に向けた事業をともに連携して進めていくことが、結果として地域の活性化につながるようになります。

このようなことから、手上げ型交付金を有効に活用し、働き隊の自立、定住と地域活性化の両立を目指そうとする動きが芽生えてきております。この活動が西予市の移住も含めた地域活性化の手法の1つであり、協力隊制度を活用して、地域団体が受け入れる手法としては、全国でも珍しく、自治体レベルでは注目を浴びているところでございます。

また、働き隊本人の自主性や受け入れ組織の自主性についてのご質問をいただきました。

さきに述べましたように、働き隊受け入れや活動内容については、地域づくり組織の総意により提案されたもので、あくまでも協働による提案だと考えております。働き隊の自主性につきましては、行政主導で行っているものではなく、地域活動のプランに基づき、合意によって田舎で働き隊が着任をしています。

活動の基本方針は、マッチングしていることが前提であります。活動が進むにつれて、働き隊の自立の方向性が新たに芽生える場合など、活動内容に変化が生じた場合は、地域側と協力隊との話し合いにより、自立方針や活動内容の見直しを図ることが必要になってくるというふうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 おはようございます。

宇都宮議員お尋ねの1点目、予防接種の自己負担について、市はどのように考えているのかというご質問にお答えをしたいと思います。

西予市では、感染症の発症及び蔓延を予防するため、予防接種法第5条の規定に基づき、定期予防接種を実施しているところでございます。

定期予防接種のA類につきましては、対象年齢、接種回数、その他基本的な事項が規定されており、その接種料金につきましては全額助成をしております。

しかし任意で接種されますインフルエンザ等の予防接種に対する助成については行っていないのが現状でございます。今後、県内市町の動向を見ながら検討したいと考えております。

次に、2点目の子どもたちへの予防接種に対する補助は検討できないかというご質問でございますが、高齢者におけるインフルエンザの集団感染や症状の重症化が社会問題となったことから、平成13年に予防接種法の一部改正があり、高齢者のインフルエンザ予防接種は、定期予防接種に追加されました。

予防接種の目的とは、自分がかからないためだけでなく、かかったときの重症化を防ぐものでございます。このことから、子どもへのインフルエンザの予防接種を行う上では、予防接種に対する補助は有効な手段であると考えます。

今後は、子育て世帯の経済的負担の軽減のため、県内市町の取り組み状況を見ながら、子どもに対する医療費の無料化とあわせて検討課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 まず、かんがい施設の維持管理、地元負担率について再質問させていただきます。

十分な協議が必要なのはわかりますが、平成30年から事業が実施されようとしています。時間がありません。早急な条例改正や特別措置をとることは考えられませんか。

次に、地域づくり交付金事業の中で、地域内分権についてお伺いします。

今後、地域内分権について、新たな活動や取り

組みはどのように考えておられますか。

以上、2点、再質問させていただきます。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 宇都宮議員からの再質問で、来年度からの事業着手に向けて地元負担率の検討は急がれると、西予市県営土地改良分担金徴収条例の改正が必要ではないかというお尋ねにつきましてご答弁を申し上げます。

農業用水利施設保全合理化事業につきましては、来年度から明浜地区において測量設計及び一部対策工事に着手することから、今年度中の事業計画書確定にあわせ、地元負担率も決定をしなければなりません。

先ほどご答弁申し上げましたが、今後行う予定の明浜、三瓶両地区の土地改良区及び各ブロックなど受益者の皆様と、本事業推進やこれからの継続的な維持管理に向けた検討などを重ねて、市としては平成30年度の当初予算編成時において検討結果を踏まえた対応をしてみたいと考えております。

また、条例改正につきましては、他事業との関係もありまして、補助残を市と地元が2分の1ずつ負担するという現条例を改正する予定はございません。

ただし、負担率の軽減についての検討を行った結果、本事業の地元負担率を軽減することになった場合には、現時点では条例の運用の中で可能と考えておりまして、今後の市の方針決定と、議会の予算議決をもって対応できるものと判断しております。

しかしながら、今後、ため池整備における防災上の観点での廃止や改修、あるいは土地改良法等の一部改正に伴う農地中間管理機構と連携した新事業の創設によりまして、地元負担の軽減が必要な場合も想定されますので、その際には分担金条例の改正も必要になる場合もあると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 再質問2点目の地域内の分権について、今後の新たな活動、あるいは取り組みはどのように考えているかというご質問をいただきました。

西予市内の地域内分権につきましては、広域な西予市でございまして、西予市のまちづくりにと



って必要な手段というふうに考えているところ  
でございます。したがって、今後とも分権改  
革を進めていくつもりでございます。そのよう  
に進めたいというふうに考えております。

進めていく上で、地域拠点のあり方でありま  
したり、また、権限移譲の調整が出てまいりま  
したり、また、財源、人材の確保の問題、地域性の違  
い等々多様な課題がその中に存在しているとい  
うふうに思いますけれども、それを乗り越えてい  
く必要がございます。

今年度、庁舎内部でそのことを検討する小規模  
多機能自治活動拠点施設の検討委員会を立ち上  
げております。また、組織機構検討委員会等で協議  
を重ねてまいりまして、住民が主役となれる分権  
改革、今後とも進めていきたいというふうに考  
えております。

以上でございます。

○議長 宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君 水利施設整備事業、機能  
保全対策事業は、かんきつ農家の方がこれからも  
経営を続けていくために非常に大切な事業です。  
ミカン県愛媛県人の誇りとしてかんきつ経営の継  
承は非常に重要となります。条例では、特別な理  
由により市長の権限で決定することができると記  
載されておりますので、今後期待しております。

地域づくり交付金に対しては、非常に精力的に  
取り組まれている方や地域があることも事実で  
す。意欲のない地域を見捨てることなく、今後も  
っと地域の方の思いが形となること、手上げのな  
い地域があることや地域よっての温度差が解消  
するよう努力していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前9時  
58分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時1  
0分）

次に、16番兵頭学君。

○16番兵頭学君 改めましておはようございま  
す。

ただいま議長の許可をいただきましたので、一  
般質問に入らせていただきます。

まずは、8月30日の9月定例会冒頭におきま  
して、管区市長のほうから、また昨日は小玉忠重  
議員の一般質問にありましたように、野村町出身  
の人形浄瑠璃文楽人形遣いの吉田和生さんが人間

国宝に認定されましたこと、心よりお喜び申し上  
げたいと思っております。

また、いずれ認定を受けられました後には、西  
予市内において文楽を開いていただけたらと思  
いますので、行政の方にもよろしくお願ひしたい  
と思っております。

それでは、きょうの一般質問について3項目に  
わたりまして質問をさせていただきます。公共交  
通について、それから異常気象について、ふるさ  
と納税についてをしたいと思います。

まず、公共交通の交通弱者についてであります  
が、この定義は、一般的には子どもや高齢者、身  
体障害者とされています。なぜこの方々が交通弱  
者なのか、それは法律や身体的理由によって、車  
を運転することができないと考えられておりま  
す。

自治体は住民のために保障しなければならない  
最低限度の生活基準、これシビル・ミニマムと言  
われますが、これを交通弱者の高齢者に例を挙げ  
ますと3点ばかりあるかと思っております。

まずは、1つは通院などの生存にかかわる交  
通、2つ目が買い物や訪問などの生活にかかわる  
交通、3点目がレクリエーション等の趣味や娯楽  
など生活の潤いのあるゆとりにかかわる交通など  
に挙げられると思っております。

最近高齢者の交通事故がふえておりますが、高  
速道路の逆走や、アクセルとブレーキの踏み間違  
いなどがあり、よくニュースに聞いております。

警察庁の報道によりますと、2015年度に7  
5歳以上のドライバーによる死亡事故は10万人  
当たり9.6件、これが75歳未満になりますと  
4.0件、2倍を超えておるという数字が出てお  
ります。また、75歳以上の免許保有者は、20  
05年度が236万人、2015年度477万人  
に増加しておりますが、これが団塊の世代による  
2025年にはかなりの数にふえることと予想さ  
れております。

このようなことから、ことしの3月、75歳以  
上の運転者への認知機能検査を強化する改正道路  
交通法が施行されたところですが、県内の死亡事  
故は8月29日現在で53名に上っております。  
そのうち65歳以上の高齢者が32名、約6割で  
す。その中で、32名中75歳以上の後期高齢者  
の方が25名いらっしゃいます。約8割に及んで  
おります。

西予署管内においても、これ7月19日までの交通死亡事故死は5名であります、そのうち3名が高齢者であるわけですが、警察としてはパトロール強化など、できる限り取り組んでいるところですが、行政はこれをどう捉えているのか伺います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま兵頭議員のほうから交通弱者の交通事故等に対するご質問をいただきました。

西予市におきましては、西予警察署を初めとしまして、西予交通安全協会、そして安全運転管理者協議会、また交通指導員等各機関、そして団体による連携をもって、年間を通じまして、さまざまな機会を通じまして、交通事故防止の啓発活動を行っております。

しかしながら、ただいま議員ご指摘のとおり、西予市内におきまして、本年1月から交通事故により5名の方がとうとい命をなくされておりますし、現時点における交通事故死亡者数は既に昨年1年間と同数というふうなことになっております。

高齢化の進展に伴いまして、交通事故に占める高齢者の割合というふうなものも増加をしております。

昨年の西予市内における交通事故のうち、高齢者に関係する事故というのは60%を占めているということでございます。市といたしましても、交通弱者と言われる高齢者、また子ども等に対する交通事故の抑止対策、喫緊の課題というふうにとらえているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○16番兵頭学君 行政のほうも、それは十分認識しているということでございますが、この53名、8月29日現在ですが、8月11日の段階で交通死亡事故死者が50名になりました。県警や自治体の目標である交通死亡事故抑止アンダー50は、これ5年連続達成できなかったということで、県警のほうでも8月21日から8月31日まで、緊急対策として取り締りを行っているところでございますが、今後行政としても死亡事故ゼロ達成のためにどう取り組んでいくのかお伺いします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま交通死亡事故ゼロへの取り組みはというご質問をいただきました。

交通死亡事故抑止アンダー50の取り組みは、愛媛県が目標として掲げ、県民一体となって推進をしておる取り組みでございます。市といたしましては、交通死亡事故ゼロへの対策として、毎年春と夏に実施されます全国交通安全運動の期間中、関係機関とともに市内各所において、職員による一斉街頭指導を行っております。運転者及び歩行者への交通安全意識の高揚を図っているところでございます。

また、不定期ではありますが、年に数回、西予警察署からの依頼を受けまして、ドライバーとか、あるいは自転車の利用者、高齢者に早目のライトの点灯であったり、反射材用品の着用などを呼びかける交通安全人の輪作戦に参加をし、朝夕の通勤時における交通事故多発時間帯に街頭指導を実施をしまして、さらなる交通安全啓発活動を行っているところでございます。

そのほか、市の職員を対象とした交通安全推進研修を毎年実施をしております。安全運転に対する職員の意識啓発にも努めているところでございます。

一方、交通安全の施設なんですけれども、交通安全協会と連携をとりまして、交通危険箇所等の把握に努め、カーブミラー、ガードレール等の設置を初めとした施設の整備、これも随時実施をしているところでございます。

今後におきましても、ハード面、そしてソフト面、両面で関係機関、そして団体と一体となった継続的かつ積極的な運動を展開していきたいというふうにご考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○16番兵頭学君 交通安全死亡事故抑止のためにも、今ほど宗部長が言われましたような対策、それと私、以前から気になったんですが、やはり自転車に乗られる方のヘルメット着用が全くまだ進んでいないとか普及していないという思いもあります。ぜひそこら辺を行政指導のもと、小学生はある程度着用率が高いと思いますけれど、高校生、中学生になると、少しずつ、ふだんの、通学のときはいいんですけど、ふだんのときにやられていないのかなというふうな思いがありますので、またそこら辺も指導のほどお願いしたらと

思います。

また、次の質問ですが、このようなことで、高齢者の免許自主返納がふえております。免許返納率、東京が5.0%、大阪5.41、全国平均が2.77と、これ都会のほうが多く返納率が高いという数字が出ておりますが、愛媛では3.06、これもちょっと高いのかなとは思いますが、地方に比べて都会のほうが鉄道などの車にかわる交通機関が進んでいることが原因ではないかと思えます。

西予署での免許証自主返納者は、平成28年が196名、29年度は、これ見込みの予定ですが235名、そのうち約7割の方が返納者に料金割引などの優待サービスが受けられる運転経歴証明書を申請されており、約3割の方は申請されておりません。原因はこれわかりませんが、免許自主返納手続には運転経歴証明書発行のための手数料と写真が必要ですが、この負担軽減のための補助は出せないのか伺いたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問、運転免許自主返納者に対する運転経歴証明書発行時点の経費の削減というか経費を少なくする補助はできないのかという質問でございますけれども、ただいまご指摘いただきましたように、運転経歴証明書発行には1,000円の手数料、そして写真が要するというふうなことを聞いております。行政からの補助につきましては、本制度の主体が警察機関でありますことから、これまで市としては補助はしていないという状況でございます。本人の自己負担というふうなことでありますけれども。

しかし運転免許証の自主返納の負担軽減という観点、そして今後、道路交通法等の改正によりまして、増加も見込まれるということであります。他の自治体の事例等を参考にしながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○16番兵頭学君 これ、地域によっては1,000円ですけど、半分の500円とかいうところもあるみたいです。ぜひ検討のほどをお願いしたらと思います。

次に、返納者に料金割引などの優待サービスを行う西予市に本拠を置くのが21事業者と、それ以外に銀行、フジ、それからハタダなどがありま

すが、商工会、西予警察署、交通安全協会などと連携してふやしていく対策はとっているのか伺いたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 免許返納者へのサービス、割引サービスなどをどう考えているかというご質問でありますけれども、この運転免許自主返納支援制度というものは、全国的にさまざまなサービスが現在展開をされているということを知っております。

西予市内におきましても、先ほど議員ご指摘のとおり、28の事業所、また団体が各種の割引、また割引券の贈呈等をしていただいております。本制度のご協力をいただいているところでございます。

今後の取り組みといたしまして、西予警察署と連携をし、いろいろな機会でご制度の趣旨をさらに周知をしていくとともに、引き続き西予市商工会等にご協力をお願いいたしまして、今後より多くの事業者の協賛をいただけるように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 兵頭学君。

○16番兵頭学君 交通事故を防ぐために高齢者が免許自主返納をされておられるわけですから、それに対しての行政としての前向きな取り組みを今後ともお願いしたらと思っております。

先ほど申しました法律や身体的理由によって、車を運転することができなければ、なぜ交通弱者となるかということですが、車を運転できなくても車にかわる代替交通手段があるならば、交通弱者とは言えないのではないかと思います。高齢化加速が進む中で、地域の足の維持は公共バスの努力だけに委ねる問題ではなく、交通弱者は単なる交通問題だけではなく、福祉問題でもありますが、理事者の考えを伺います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまの交通弱者問題は、単なる交通問題ではなく福祉の問題ではというご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、交通弱者問題は、まさに福祉の問題でもありと認識をしているところでございます。

現在、西予市においては、70歳以上の市民の方を対象に、高齢者路線バス利用助成事業を実施

をしております。これは市内の公共路線バスを利用した場合に、運賃が半額となる助成券を発行し、高齢者の買い物、また通院などを支援しているところでございますけれども、運転免許証を返納したことにより、交通手段がなくなった場合は、高齢者にとって極端に不便になってくるといふ状況も考えられます。

また、車の運転ができなくなることによりまして、外出の機会が減少してまいりますと、身体的にも、また精神的にも影響が及ぶことが予想されます。地域における介護予防の取り組みにつきましても重要となってきようかと考えております。

さまざまな地域における介護予防に関する話し合いの中で、地域において外出支援の取り組みができないかといった話題も最近頻繁に出てきている状況だと感じております。

福祉政策として、どのような交通弱者対策ができるのか、今後の重要課題と考えておりますので、関係部署と連携をして、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長 兵頭学君。**

**○16番兵頭学君** ただいま宗部長のほうから介護予防、それから福祉政策にも絡むという発言がありました。

確かに交通弱者、移動の確保には、労働、教育、生活、ゆとり、医療といった問題が全て絡んだ社会問題として議論すべきだと思っております。

ただいまの現在の交通網ですが、一応市内はくまなくカバーできているという私も解釈はしております。ただ、市民からは便数や時間帯などの不満の声をよく耳にすることがあります。

せんだっての愛媛新聞に、国交省でタクシーに鉄道やバスの定期券のような定額乗り放題制度を導入の方針というのがありました。これは車がないと外出が難しい地域でも、新たな交通手段として利用されるようになると思います。

このように国のほうも、道路交通法の規制の一部を緩和するとか特例を設けるといふようなことで実証実験を進めるというふうなことになっております。

西予市でも、今年度から地域公共交通網形成計画、新おでかけせいよ5年計画を策定しておるところでございますが、10年20年先を見詰めた

公共交通網を考えるならば、担当部局で運行しておりますバスなどを1部局で総括、運営し、民間公共バスも含めた管理体制を組み、これからの人口減や財政上の問題を勘案しながら、公共交通網を根本的に急がなければと思っておりますが、理事者の考えを伺います。

**○議長 河野副市長。**

**○河野副市長** ただいまのご質問についてお答えをいたします。

少しこれまでの西予市の公共交通の取り組みについてもご紹介させていただきたいと思っておりますので、少し長くなりますが、ご了解をいただきたいと思っております。

西予市では、本市が取り組んでいる人口減少や少子高齢化に対応したまちづくり施策と連携した、公共交通網の形成を目指していくために、今、議員言っていただきました、いつまでも暮らしていける西予を支える交通システム、新おでかけせいよの確立を基本理念とした西予市地域公共交通網形成計画を平成29年3月に策定し、5カ年計画で今年度より実施をしているところでございます。

本市が運行するバスにつきましては、以前は合併前の形態を受け継いだ形で運行していたことから、本庁の高齢福祉課、野村、城川の総務課、野村、城川の保健福祉課など、さまざまな部局が管理する異なる種類のバスが同じ区間を運行するなど、公共交通網が一体的でなく、非効率となっております。そのため、これまでそれぞれの部局で所管運行をしておりました一般市民が利用できるバス、すなわち地域公共交通バスにつきましては、廃止代替バスを除き、それらを生活交通バスとして集約して、昨年の平成28年度からまちづくり推進課で一元管理のもと運行を行っているところでございます。

そのほか、西予市では、住民の足として予約制のデマンド乗り合いタクシーのほか、民間の宇和島バスが運行をして、住民の足を構えているところでございますが、また、そのほか児童生徒のためのスクールバスや保育園児のための保育園児送迎バス、そして温泉利用者のための温泉施設巡回バスがございますが、これはそれぞれの目的のため自家用無償運行でありますので、これについては各部局での管理となっております。

それぞれの地域の特性や実情に合わせて、これ

らを効率よく運行することで、大切な移動手段である公共交通の不便な地域を解消し、市民の皆さんが買い物や通院など不自由なく安全に生活が出来るような公共交通体系の構築を目指していくため、先般、兵頭議員も傍聴していただきましたけれども、西予市地域公共交通活性化協議会において、公共交通の運行内容等について協議を行っているところでございます。

この協議会は、運行事業者、各種団体長、四国運輸局愛媛支局、西予警察署、市や県の担当部局の職員などのメンバーで構成をしております。

公共交通に対するご要望への対応や運行内容の見直しなどにつきましては、この西予市地域公共交通活性化協議会だけではなく、それぞれの地域で開催をいたしております地域協議会においても広くご意見を伺いながら協議し、地域の皆様と一緒に、より利用しやすい公共交通体系をつくっていくことを目的として、実際実施をしているところでございます。

合併後、懸案事項でありました民間事業者が撤退したことによる西予市の交通空白地帯をなくすという所期の目的にやっと到達をしたばかりでございますので、まだまだ課題が多く残っていることは承知をしております。

今後とも地域の皆様や運行事業者の声を聞きながら、関係部局との連携をより密にして、10年20年先を見据えた中での公共交通網の整備を行って、充実させていきたいと、そのように考えておりますので、今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

**○議長** 兵頭学君。

**○16番兵頭学君** この地域公共交通、確立できれば、これにこしたことはございませんが、1年でも早くそういう方向に向かって努力をしていただいたらと思います。

私もあと2年ほどしたら65歳になります。高齢者の部類に入りますので、免許証の返納もいざれ近いと思いますが、できるだけ免許返納がスムーズにいきますように、公共交通の充実をよろしく願いしたらと思います。

続きまして、時間もありませんので、異常気象についてお伺いいたします。

近年の想定外の豪雨被害が続出しておりますが、3年前、ちょうど8月、広島豪雨で77名の

方が亡くなりました。ちょうど2カ月前ですが、7月5日には北九州豪雨が発生し、1時間100ミリを超える雨量が数時間に及び、大規模な山崩れや川の氾濫が続出し、大災害が発生したところであります。福岡、大分両県で36名のとうい犠牲者が亡くなられ、まだいまだに5名の行方不明者がいらっしゃるということで、昨夜ちょうどNHKのニュースでも取り上げられて、「2カ月たった今」ということで放送がありました。いまだに手つかずの集落もあるということで、また一日も早い復旧復興を願っておるところでございます。

また、7月31日に内子町で1時間当たり101ミリの、1時間だけでしたけど集中豪雨があったということで、このようにいつどこで集中豪雨が発生してもおかしくなく、西予市で発生した場合、中山間地が多く、北九州豪雨の被害では、地域の避難所に避難するにも避難できない状況があったと報告がありました。

このような局地的集中豪雨が発生した場合の市の避難指示などの対策をお伺いします。

**○議長** 管家市長。

**○管家市長** ただいま兵頭議員からのご質問にありました局地的集中豪雨が発生した場合、市の避難指示などの対策についてのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

私も昨日、NHKの放送を見ました。本当に手つかず、その集落へ行くまでも途中で車をおりて、そして何キロも歩かなければいけないという実態、現地に行くと、そこに大木が横たわり、災害を受けたままの状態であるという姿を見まして、本当に大変であるし、一日も早い復旧復興を願っております。

そういう気持ちをしましたし、西予市に置きかえた場合、そういうことも本当に起こるということ、そういうことを考えながら取り組まなければいけないということを改めて感じた次第でございます。

今、議員も言われましたけれども、7月の九州の北部の豪雨を初め記録的な大雨というものが毎年毎年報道されますし、現実にも起こっております。まちを襲う集中豪雨や一部の局地的な大雨による甚大な被害が発生しております、その対策が急務となっております。

1つには、その対策には河川や水路等の平常時

からの適切な維持管理というもの、それに加え、河床掘削や護岸工事等のハード対策、そのみならずハザードマップ等防災情報の提供等によりソフト対策や、それを活用した住民の皆さんの自助等を組み合わせた総合的な対策が必要であります。災害発生時には何よりも身を守る行動、早目の安全対策により被害を最小限に抑えることが求められております。

市といたしましては、まずは情報をできるだけ早く把握をいたしまして、早目の避難を行うため、気象庁による1時間先までの予想降水量、今後予想される気象状況や土砂災害警戒情報などのさまざまな防災気象情報の確認及び気象台とのホットラインを活用し、河川水位の観測等により早目早目の対応に心がけております。

ご指摘のありました避難準備情報、高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示、これらの発令は災害対策基本法によりまして、首長が実施責任者となる旨定められており、首長の責任において発令するものであります。それをいつ判断するかにつきましては、災害の種類や状況等によって、さまざまではありますけれども、災害対策本部に参集しています市幹部と協議を行い、私が発令することとなっております。

昨今の豪雨災害等による被害を見るに、迫りくる自然災害の危険への対応、被災後は人々の暮らしの復旧復興に当たる責任、これらは全て法的にも、実態的にも、第一義的に市長が負うこととなります。

首長はその覚悟を持ち、みずからを磨かなければなりません。危機に際して行う意思決定についても、結果的には被害のない空振りを恐れずに発令しなければならないと強く感じているところでございます。

一方、行政にも限界があることを日ごろから市民の皆様にお知らせをし、みずからの命はみずからの判断のみずから守る覚悟も求めておくことが必要であるとも感じております。

今年度初めに、新たな市の総合防災マップを全戸配付いたしました。自分の住んでいる地域では、どんな危険が潜んでいるのか、多くの市民の皆さんに意識を持ってごらんいただきたい、そのように考えております。

今後とも市民の皆様のお安全安心が確保できるよう、関係機関とさらなる連携を強めてまいります。

と考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いをいたしまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○16番兵頭学君 ただいま市長さんのほうから、本当に力強い意見をいただきました。全くこれは首長の判断するところが多いかと思っております。

そういった中で、やはり市長さんも言われたように、市民の自助努力、これも不可欠だと思います。そういった中で、各地区に自主防災組織があり、それぞれの避難場所、避難計画を作成しておりますが、今ほど申しましたように、1時間に100ミリを超えるような長時間の豪雨があった場合に、集落単位で避難計画をつくっておりますが、これを行政も含めた再度の避難計画が要るのではないかと思います。この判断をお伺いしたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問、集落単位の避難計画はということでございますけれども、その必要性を十分感じているところでございます。

東日本大震災におきましては、自助、共助及び公助が合わさって、初めて大規模災害の対策がうまく働くことが強く認識をされまして、その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法の改正では、自助及び共助に関する規定が幾つか追加をされております。

その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度というものが新たに創設をされました。この計画の中で、避難計画についても求められているところでございます。

西予市におきましても、海岸部では積極的な津波避難訓練等が実施されておりますけれども、まだこの地区防災計画を策定されているところはないのが現状でございます。

この地区防災計画を策定をする目的は、地域防災力を高めて、地域コミュニティを維持活性化することございまして、そのために地区住民等が協力をして活動体制を構築をし、災害時には誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか等について規定することが重要となってまいります。

また、内容としましては、計画の対象である範

困ったり、活動体制、避難のこと、訓練のこと、物資及び資材の備蓄、また相互の支援等、各地区の特性に応じて、地区住民の方々によって行われる防災活動が想定をされますので、自主防災組織での作成が有効であろうというふうに考えているところでございます。

国からも、既にもうガイドラインも示されています。また、今年度から愛媛県消防学校、地域防災リーダー養成講座にも防災士、そして自主防災組織のリーダーを対象としました地区防災計画策定コースというふうなものが組み立てられておりまして、早速西予市からも4名の防災士の方が受講予定というふうになっております。

防災士等の皆様の力もお借りをしながら、地区防災計画の作成を推進をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 兵頭学君。

○16番兵頭学君 地区防災計画、これをまた推進していただいて、この養成リーダー、全くこれを地域でそれぞれ手を挙げてやっていただいている方も存じておりますが、こういった方が少しでもふえれば、それなりに地域の防災力も上がってくるのだと思っております。ぜひその推進もよろしくお願ひしたらと思ひます。

今ほどの市長さんの答弁にちらっとありましたが、気象庁の予報士の話をちょっと伺いたひと思ひます。

実は7月22、23日の秋田豪雨では、1、400棟の半壊や浸水などの被害がありましたが、犠牲者は1人も出なかつたということで報道がありました。

雨が降つたのが平野地に集中した、それから土砂崩れの数が少なかつたということで、氾濫した川の水位上昇にも時間がかかつたなどが原因と見られておりますが、もう一つ、気象予報士と各市町村の首長さんが携帯のホットラインでつながっており、避難勧告がスムーズに発表されたとお聞きしました。愛媛県下でもこのような取り組みがあるのかをお伺ひしたいと思ひます。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまのご質問の気象予報士と市長とのホットラインはあるのかというご質問でございますけれども、愛媛県下におきましては、平成26年度から市町の防災担当者が直接松

山地方気象台の担当気象予報士へ問い合わせができる気象台ホットラインを構築をしております。職員への参集の指示や、あるいは避難準備情報等の発令の参考にさせていただいておるところでございます。

また、特別警報の発令のおそれがある等の状況に応じて、松山気象台の管理職から該当市町の災害対策本部へ、また、気象台長から災害対策本部に参集している市長へ、直接情報提供をいただく連絡体制ができているところでございます。

今後、より実効性を高めるために、気象台長がみずから頻繁に市長を、首長を訪問し、顔の見える関係を構築をして、市町における気象台の取り組みへのニーズ等を図り、連携を強化する旨の通知も既にいただひおるところでございます、今後ともその強化を図っていきたくひというふうひに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○16番兵頭学君 まだ、直接はホットラインでつながっていないが、防災担当と直接つながっているということひ、今後ともまた直接話するのと又聞きで聞くのとはまた違ひという思ひもあります。ぜひ顔の見える化が進められて、早くて正確な情報が直接首長に入るというシステムづくりに取り組んでいただけたらと思ひます。

次に、昨日の新聞に消防庁の話題が出ておりました。豪雨浸水があつた場合、消防隊員による救助体制を強化するため、安全で効率的な手順や必要な機材を盛り込んだ全国統一のマニュアルを来春までに作成し、対応力の底上げを目指すとありました。

その中に、情報収集に役立つ小型無人機ドローンや水害対策車を配備する計画も盛り込まれておりました。これは恐らく消防援助隊としての登録されておる消防署ですので、西予消防署にはまだ来ないと思ひますけど、西予市でもドローンを本庁林業課に1基購入しておりますが、これはやはり災害時に活用できるということから、できたら各支所に配備するか、または民間で所有しているドローンを活用する必要があると思ひますが、その考えはあるかお伺ひしたいと思ひます。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまドローンの活用につ

いてのご質問をいただきました。

昨年の12月の議会で、宇都宮久見子議員からもドローンにつきましてのご質問をいただいていたところでございます。西予市におきましても、先ほどございましたように、林業分野において、林道災害の災害状況確認や写真撮影を目的に、平成27年度に導入をしておるところでございます。

また、災害時の活用につきましては、昨年6月に発生をいたしました宇和町でのため池災害におきましても、上空からの被害の状況の撮影、現場の資料としての活用実績もございます。

今後、災害状況の把握とか、あるいは山間部、また海岸部での行方不明者の捜索等への活用が想定をされるところでもございます。

さらには、農業分野、また観光分野、広くその活用が有効に活用できるというふうなことが実証されているところでもございます。

西予市内においては、西予CATVでも1台購入されているということでありまして、また、県内土木事務所にも1台配備される予定というふうなことも聞いております。

その必要性については、もう十分理解ができるところではございます。現在、西予市が進めております市の災害対策マネジメント構築事業、3年間計画で進めておりますけれども、その中で、非常時優先業務の中で、そういった資器材が必要であるかどうか等の検討も今後していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長** 兵頭学君。

**○16番兵頭学君** ご存じのように、ドローンは今、いうたら配達にも使えるような時代になっておりますし、これからますます発展していくものと思っております。ぜひこのドローンの有効利用を、そのかわり操作する方も要りますので、いきなりとはいへないと思っておりますけれども、ぜひ前向きの検討をお願いしたらと思います。

最後になりますが、ふるさと納税についてお伺いしたいと思います。

総務省の発表によりますと、2016年度のふるさと納税は、前年比1.7倍の2,844億円、過去最高となっております。また、利用者も225万人と前年の129万人の約1.7倍、これを総人口で割りますと、約15%ということ

で、まだまだふるさと納税の伸びしろがあるのではないかと考えております。

ふるさと納税が始まった2008年が寄附額81億円でした。2015年度から約2倍、寄附額の上限が2倍に引き上げられ、寄附先が5つの自治体までなら確定申告が要らないワンストップ特例が始まった効果などによって、また、自治体によっては高額な返礼品、換金可能な返礼品を備えて、寄附金の5割近い調達費をかけていた自治体もあり、総務省から3割を上限とする通知が出たところで、これを各自治体とも遵守することになったようではございますが、この自治体が横並びになったということで、地元特産品を活用した商品開発の取り組みで、地場産業を発展させるよいチャンスだと思っております。

また、8月4日の第3次安倍内閣で新しく総務大臣に就任しました野田聖子氏のインタビューで、ふるさと納税の返礼品が過熱していることに、行き過ぎた返礼品があったというのが、地場産業、農林水産業の需用を生んでいる。一罰百戒のような形で寄附増額の流れをとめるのは問題で、地域活性化に一役かっているとの発言がありました。

市長も公約の中に、ふるさと納税に力を入れていくとよく言われていますが、どのような方向で進めていくのかをお伺いします。

**○議長** 宗総務企画部長。

**○宗総務企画部長** ただいまふるさと納税についてのご質問をいただきました。

昨年度、西予市でふるさと納税は3,064万8,000円ございました。ことしの7月現在で711万1,000円の寄附を既にいただいているところでございます。

ふるさと納税推進に対する取り組みにつきましては、寄附を通じまして、西予市を応援していただく方をふやして、財源の確保を図るとともに、寄附者への多くの市内の特産品を返礼品として贈呈することで、市内事業者における販路の拡大、また、生産性の向上、地域経済の活性化に寄与する取り組みを行っているところでございます。

また、寄附件数、寄附額の増加を図るために、市外で開催をされますふるさと会や物販等におきましてチラシを配布するなど、PRを実施しております。

また、市ホームページ、ポータルサイト、SN



Sを活用して情報発信をしているところでございます。

ふるさと納税につきましては、先般、総務省より寄附に対する返礼率や返礼品について規制する内容が、先ほど議員ご指摘のとおりございました。その範囲内で事業を推進し、また、寄附申請窓口の拡大であったり、また手続の簡素化を図ったり、さらなる寄附の増額と市内製品のPRに努めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○16番兵頭学君 ふるさと納税、これからも一息つくのではという思いもありますが、先ほど申しましたように、日本人全体でいいますと15%程度ということでございます。まだ伸びしろがあると思います。

そういったことで、地元特産品を活用した3割を上限とした返礼品を、これから地元産品を使った商品開発の取り組みを伺いたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまご質問いただきました3割を上限にということで、どういう今後の取り組みをするかということでございますけれども、西予市では、総務省から先ほどございましたように、返礼率、上限3割の通知をいただいている以前から、返礼率を3割として設定をしているところであります。

今年度より、さらなる地元特産品等のPR及び販売促進、産業振興、地域経済の活性化を図ることを目的としまして、寄附者に贈呈をします商品の提供やサービス等の返礼品の公募を実施をしているということでございます。

公募があった市内特産品につきましては、ふるさと納税特産品等選定委員会設置要綱というふうなものをつくってございまして、そこで審査をして、返礼品として一定の基準を満たした商品のふるさと納税の返礼品として取り扱うというふうなことで進めております。

これまで2回の公募を行いました。昨年度は71品目の返礼品がありましたけれども、ことしは既に109品目というふうに返礼品の総数が増加をしております。

また、今後、残り2回の公募によりまして、さらにその返礼品の種目はふえてくるというふうに考えてございまして、これがふるさと納税の増額に

つながるように努めていきたいというふうにご考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○16番兵頭学君 時間も差し迫りましたので、次、3番と4番の寄附金の使い道、特に市長にお任せでは、どのような事業に使ったのかお伺いします。

また、個人住民税、これは都会のほうでは減額になっております。西予市ではどの程度の減額になっておるのかお知らせ願います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまご質問の1点目、寄附金の使い道でございますけれども、この寄附金につきましては、寄附をもらった次の年度の事業費に充当することとしてございまして、寄附金を振り分ける分野としましては、第2次西予市総合計画の基本計画を含めた6分野でございます。

昨年度の寄附金は、本年度の8つの事業に充当してございまして、寄附金を振り分ける分野の内容と実績といたしましては、観光振興や農業水産業支援などの事業がある仕事づくりに73万2,000円、子育て支援、そして医療、福祉分野の事業があるひとづくりに1,332万9,000円、そしてジオパークの推進、移住定住促進などの事業があるまちづくりに372万円、公共施設、財政等の改革分野の事業がある行財政に100万円、市長にお任せについては、ふるさと納税推進事業と地域おこし協力隊事業に1,096万7,000円を充当してございます。また、今年度より新たに旧町を選択し、旧町独自の事業に充当できるまちの応援という分野を創設をしているところでございます。

次に、個人住民税の減収額でございますけれども、市民の方がふるさと納税を行ったことに伴いまして、寄附金控除対象となった方は223人であり、平成29年度の個人住民税の減収額は916万8,000円となっております。内訳は市民税が550万1,000円、県民税が366万7,000円となっております。

28年度のふるさと納税寄附歳入額が3,064万8,000円でございます。西予市としましては、2,514万7,000円の増収ということになるかと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 兵頭学君。

○16番兵頭学君 これが最後の答弁になるのかと思いますので、企業版ふるさと納税についてをお伺いしたいと思います。

これは、ふるさと納税とは違って、自治体の活性化事業に寄附した企業の税負担を軽減する目的だと聞いておりますが、西予市においても、せいよジオエンジェルプロジェクトを認定を受けておりますが、この具体的な取り組みと進捗状況、さらに、次の企業版ふるさと納税を利用した新たな取り組みがあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 企業版ふるさと納税のご質問をいただきました。

この事業は、国において税制面から地方創生の取り組みを応援する地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税が平成28年度から始まっております。

この制度は、個人のふるさと納税とは違いまして、地方公共団体が実施する地方創生プロジェクトに対して、地方を応援したい企業が寄附を行って、寄附を行った企業の法人住民税、法人事業税、また法人税の合計のうち、寄附額の3割を税額控除するという優遇措置を受けることができるものでございます。

これによりまして、地方公共団体としましては、財源が確保されることで事業実施が容易となる、企業にとっては税負担の軽減が図られるとともに、地方創生に貢献することで、企業のイメージアップにつながると。両者にとって効果の大きい制度となっております。

西予市におきましては、早くから企業版ふるさと納税に着手をしまして、平成29年3月28日付で愛媛県で初めてとなる地方再生計画が認定されました。

内容は先ほど議員ご指摘のとおり、子育て支援策を中心として、事業名称としては大地の子〜ジオエンジェルプロジェクト〜というものでございます。

この中に具体的に2つの事業に対して寄附を募るという内容となっております。1つは、子育て応援交付事業でございまして、子育ての経済的負担を軽減することを目的に、満1歳に満たない乳児に対し月額3,000円、最高3万6,000円を支給するものでございます。

もう一つは、西予市産材で制作する木のおもちゃを出産祝い金として贈呈する木育事業でございます。心身に優しい木のおもちゃを贈呈することで、乳幼児から木に触れ合える、暖かくて西予市らしい暮らしの環境を整えることを目的としております。

この2つの事業の実績に対して、西予市外に本社機能がある企業から寄附を募ることが可能となっております。

今年度のこの事業は、約1,500万円程度の事業費を見込んでおまして、現在2社から寄附の依頼を受け付けているところでございます。

次に、この制度を利用して新たな取り組みはということでございますけれども、現在のところはまだ未定であります。この事業は、これまで地方交付税で再配分をしていた税金を都市部で活躍する企業が過疎で疲弊する地方を直接応援することができる事業でございます。

今後の推進につきましては、企業が支援したいというふうに思っていただけのような事業計画の策定と、企業への情報発信によるマッチングが必要でありますことから、各課が持っております事務事業の見直しを図ること、あわせて、都市部企業とかかわる機会を多く持って、企業版ふるさと納税の周知に努めたいというふうに考えております。

なお、議員の皆様におかれましては、都市部企業とのつながりを持たれておられる方もあるのではないかと思います。ぜひとも企業版ふるさと納税の周知にご協力をいただいたらというふうに思っております。

以上で、答弁を終わりたいと思います。

○議長 兵頭学君。

○16番兵頭学君 ありがとうございます。

今、もう時間が過ぎましたので、最後に、9月30日に開幕します愛顔でつなぐえひめ国体と、10月28日から始まる全国障害者スポーツ大会の成功を祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 暫時休憩いたします。（休憩 午前11時14分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時25分）

次に、9番竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 議席番号9番竹崎幸仁です。

議長より発言の許可を得ましたので、通告書に従い、会議規則申し合わせ事項に従って、分割質問により3点の質問を行います。

最初の質問からです。この問題は、去年の12月にも一般質問をしましたが、その後、具体的な取り組みはどうなったのかを伺いたい。

再度確認しますが、まずは場所の悪さでありませぬ。確かに設置場所は宇和町郷内だが、三瓶町民の水源池のすぐ上流に設置されていることは大きな問題であり、大半の三瓶町民の飲料水として利用されている水源池の上流に設置されていることは、危険極まりないことと認識されて当然と考えます。

しかも設置場所そのものは、急峻地での造成地だけに、崩落の危険度も高い場所でもあります。現実問題として、江戸時代の終わりごろや、さきの大戦中に、大雨による大崩落があったと記録や写真にも残されています。

また、三瓶、明浜地区の海岸部の特徴として、夏場の日中は海風、夜間は山風となり、冬場の北西の風や夏場の日中の風は宇和盆地に吹き渡っていくのです。この風に乗って、悪臭とともに、人体に悪影響を及ぼすダイオキシン類は、宇和側にも大量に運ばれることになり、山林や田畑に振りまかれたダイオキシン類は、降雨により下流の野村ダムに蓄積され、やがては南予用水として各地に届けられることとなります。

このように、産業廃棄物処理施設は三瓶町民だけでなく、宇和町民や西予市民全体、そして南予地方全体に大変な悪影響をもたらす可能性が高いものだといえます。

確かに産業廃棄物の処理施設は我が国にとっては必要不可欠な施設の1つであります。ですが、西予市の場合は、設置された場所が悪過ぎるし、施設のレベルも低過ぎます。万一このまま稼働し続けた場合の危険性については、前回12月に質問し、具体的な対応についての返答があったので安心してはいますが、その後、水路の遮断工事の継続はどうなっているのかを、まず伺いたい。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 竹崎議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

まず、処理施設周辺の工事状況と今後の取り組みについてお答えをしたいと思います。

ご質問にありましたとおり、処理施設の存続に

対する三瓶住民の皆様のご心配につきましては、市といたしましても十分理解をしているところでございます。

まず、市道の路面排水の不良による側溝工事の状況についてお答えをいたします。

施設等への水の流入防止対策につきましては、住民の不安解消のため、三瓶隧道から県道に至るまでの道路側溝の改修を平成27年度から取り組んでおります。平成27年度には、県道宇和三瓶線から処理施設に至るまでの間、延長447.6メートルの改修、28年度には、施設山側の延長166.6メートル、29年度には、28年度からの継続で延長145メートルの改修工事を現在行っており、平成29年9月29日で一連の工事が完了する予定となっております。全長では759.2メートルの改修工事となります。

道路側溝につきましては、本来、路上にたまった雨水を適切に排水処理するとともに、道路に隣接する土地等へ雨水を侵入させないことを目的に設置されているものであります。

しかしながら、施工区間においては、側溝断面と排出先の不足により、雨水が施設等へ流入するなど排出機能が不足しておりましたが、今回の工事により雨水が適切に処理されることから、道路に隣接する施設等へ流入することはなくなるものと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 ただいまの答弁によりますと、はっきり言いますと、工場側には水が入らなくなると解釈してよろしいですね。お答え願います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 竹崎議員、お見込みのとおりでございます。

○議長 竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 わかりました。一言言うと安心しました。

この約4年半にわたる産廃問題は、多数の関係者のさまざまな努力により、産廃施設が一昨年の秋からとまった状態にあるため、三瓶町民としても一市民としても、今のところは心から安堵しています。

廃炉等がベストだとは思いますが、とりあえずこの今の状況がずっと続くよう、市民の安心安全

を守る西予市として、今後も継続した取り組みをお願いしたい。答弁は要りません。

さて、2学期が始まり、市内ではよいスタートが切られていると伺いますが、全国では休み明けに不幸な出来事が数例起こっています。現在の教育問題の中で、いじめ問題と不登校問題は、国民や県民の大きな課題として大きくクローズアップされています。

中でもいじめ問題は深刻な事態を招くことさえあるのです。市内の小・中学校では、いじめ問題への対応に力を入れ、未然防止と起きたときの対応を中心に、誠心誠意取り組んでいると聞いています。確かに未然防止が一番であり、いじめ問題の発生をとめることがベストではありますが、それでも発生しているのが現実であるため、起きたときの対応にも重点を置いているとのことでもあります。

愛媛県の公立学校のいじめ認知件数が2015年度は2,611件と発表されています。2014年度は1,897件、2013年度までの3年間の平均値が約700件程度であります。

このように増加傾向を示している現状に驚きを禁じ得ませんが、西予市内のいじめ問題の認知件数と県内、全国の件数を聞きたいと思います。

次に、不登校問題について伺います。

2016年10月、文部科学省の公開した数字は、小学校は2万7,581人、中学校が9万8,428人で、合計12万6,009人です。高校は4万9,591人の報告がありますので、合計すると17万5,600人の不登校生がいることとなります。この数字は年間30日以上-long欠者の数字であるため、不登校傾向を示している児童生徒数を含めると、かなりの数に膨れ上がるものと思われます。

ちなみに、90日以上-long欠者は12万6,009人のうち7万2,324人であり、年間10日以下の出席者は1万3,264人、出席の全くない者は4,402人と掲載されています。

全国の数字はそれとして、愛媛県と西予市の不登校の実数を聞きたいと思います。

以上です。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 市内小・中学校におけるいじめ及び不登校問題の現状についてのご質問でございますが、まずいじめ問題に関しましてご答弁を申

上げます。

西予市内の小・中学校におけるいじめの認知件数は、平成25年度までの3カ年間の平均は、13.7件となっております。平成26年度はと申しますと19件、そして平成27年度は21件となっております。

愛媛県内の状況につきましては、議員ご質問の中で触れていただいたところではありますが、全国の国立、公立、私立小・中学校におけるいじめの認知件数はと申しますと、平成25年度までの3カ年間の平均は15万1,381件であり、平成26年度は17万5,705件、平成27年度は21万1,194件となっております。

いじめは、たとえ1件であってもあってはならない行為ではありますが、あえていまほどご答弁申し上げました認知件数を児童生徒1,000人当たりに置きかえまして、全国集計の最新のデータであります平成27年度の件数で比較しますと、全国平均では21.1件、愛媛県は24.0件、西予市は7.8件という状況であります。

なお、全国の集計は、その年度の件数を次年度の10月ごろに速報値として、そして年が明けまして2月3月ごろに確定値として発表されるため、平成27年度の件数が最新の数字となっております。

また、件数が年度ごとに増加傾向になっていることにつきましては、平成25年度から文部科学省より調査に際していじめを積極的に認知するように周知がなされ、認知が初期段階や極めて短期間で解決した件数も対象となりまして、学校が積極的な認知を進めた結果も大きな要因であると考えております。

次に、愛媛県と西予市における不登校の児童生徒の人数についてのご質問がございました。

全国や県の集計結果は、いじめの調査と同様に、その年度の件数は次年度の10月以降に公表されます。したがって、平成27年度が最新の人数となりますが、全国の状況につきましては、議員が申されましたので割愛させていただきますが、愛媛県の国立、公立、私立全ての小・中学校の不登校、つまり年間30日以上-long欠をした児童生徒の人数は、小学校が186人、中学校が961人、合計で1,147人です。そのうち西予市の不登校の人数は、小学校が1人、中学校が11人で、合計12人となっております。

ちなみに、愛媛県では、90日以上欠席者は738人であり、年間10日以下の出席者は172人、出席の全くない者は58人です。そのうち西予市におきましては、90日以上欠席者は9人であり、年間10日以下の出席者、また出席の全くない児童生徒はいないという状況となっております。

いじめ問題と同様に、児童生徒1,000人当たり置きかえて比較してみると、全国平均では12.6人、愛媛県では10.7人、西予市は4.4人という状況でございます。

各学校におきましては、日ごろより家庭、児童生徒との連絡を密にし、信頼関係の構築、強化に努めているとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得まして、悩み相談や適切な指導、助言を行うなどしております。

さらに、各学校、子育て支援課、南予子ども・女性支援センターなどが連携して、ケース会議を開きまして、該当児童生徒及び家庭への支援を行ったり、未然防止や対応について、事例をもとにした校内研修を行うなどしているという現状でございます。

西予市内小・中学校におけるいじめの認知件数、不登校の児童生徒の数はともに全国平均、そして愛媛県平均より低いという状況ではありますが、認知しているいじめ問題がある、また不登校の児童生徒がいるというのが実態でございます。

今後におきましても、いじめ、そして不登校ともに1件でも、一人でも減らせるよう、また生じないよう、学校と家庭との連携はもちろんのこと、地域、そして関係機関が一丸となって取り組まなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 一般的に不登校の要因といたしますと、幾つか事例が、その文科省の資料にも挙げられています。最も多いのが不安の傾向がある、これが30.6%、無気力の傾向がある、30.2%、学校における人間関係に課題を抱えている、17.2%と続いています。

先ほど答弁いただいた速報値と確定値との多少の差はありましたものの、西予市は少ないとの現状を知り安堵しております。

被害者を守ることは当然のことです。何

としても徹底して守る、これはもう文科省の方針のとおりです。ただ、私も過去の乏しい経験から申し上げると、やはり現実の問題として、加害者のケアがないと、繰り返してしまうわけです。

その加害者のケアについては、私たち西予市の教育委員会、そしてもちろん学校現場、緊密な連携をとっていただいて、先ほど一部ご紹介しました要因等を除去するための事例研修をさらに充実させていただいて、いじめや不登校の数を一人でも減らしていただけるよう、そして何よりも子どもたちが学校は楽しいと語ってくれるよう、今まで以上に学校現場との連携を深め、今後とも精いっぱい努力していただきたいと考えます。答弁は無用です。

3点目行きます。昨年12月にも質問したのですが、今回も追加としての同様の質問を行います。

三瓶町は路線バスの利便性から他市の病院へ行く傾向が強い現状があります。特に町内の北地区、南地区の通院者は、西予市民病院への直通バスがないため、東地区の営業所で一度降車し、新たに乗りかえるしかありません。これでは、仮に西予市民病院を利用したいと思っても、便数の少ない不便なほうは使わないというのが当然だと考えられます。

数年前に新築された高齢者に優しいと言われていた素晴らしい病院の利用者促進を図るためにも、この問題に真剣に向き合っていただきたいと、このように前回は質問させていただきました。

ことしの三瓶町内の周木地区での市民の方々の意見交換会では、地域の診療所でも西予市民病院を紹介していただくんですが、直通バスのない現状では、足のない高齢者は不便で仕方がない、そういう理由で他の地域を選んでいるという訴えに近い声が上がりました。その際、1本でも2本でもよいので直通バスを強く希望しますと訴えられてもいます。

現実には自家用車の運転できない、自家用車を手放した高齢者の方々にとって、高額なタクシーを毎回利用することは経済的にも大変であります。その方々は必然的に、路線バスに頼るしかありません。

繰り返しになりますが、路線バスの利便性が悪

い現状では、隣接市の総合病院を利用するほうが、直通で便利であるし、便数も多いので、隣接市の病院を選んでも仕方がないと語られると、これ以上の説得はできなくなります。

三瓶町二及地区のある高齢者の方が、運転することに身の危険を感じられ、ことしからバスで通院されています。その方がいみじくもおっしゃいました。利用してみると、バス便の不便さに驚かされる、乗りかえの不便さとバス便の少なさには本当に困っていると強く訴えられました。その方は、西予市民病院のお二人の医師の名前を上げられ、西予市民病院だけが頼りなのだと、病院への感謝の言葉を述べられるとともに、路線バスの早急な対応を熱望されました。本当にお気の毒で申しわけない気持ちでいっぱいになりました。

昨年の12月以降の路線バスへの対応について、いま一度確認したいと思います。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいま竹崎議員から、西予市民病院への直通バスがない状況についてのご質問をいただきました。市内を走ります地域公共交通に関しましては、各路線でさまざまなご要望をいただいております。

ご質問のありました周木、下泊方面から路線バスを利用して西予市民病院へ行くためには、質問の中でご指摘いただきましたとおり、八幡浜方面行きのバスに乗った後、三瓶営業所で宇和方面行きのバスに乗りかえる必要があり、利用者にとっては大変ご不便をおかけしているところでございます。

また、乗りかえの際には、短い便で3分、長い便では50分弱の待ち時間がございまして、時間帯によりましては、通院、そして通学などにおいて、非常に利用しづらい状況でございます。

市としましても、この状況を改善するために、周木、下泊方面から乗り継ぎなしで宇和方面へ向かう直通便の運行を強く望んでいるところでもございます。

しかしながら、前回、お答えいたしましたとおり、周木～八幡浜市民病院線と下泊～八幡浜市民病院線のこの2路線につきましては。現在、国庫補助路線となっており、補助を受けておまして、路線を集約してしまいますと、1日当たりの輸送量が15人を下回るということが考えられまして、その国庫補助の要件を欠くことが推測をされまし

て、現在、2路線合わせまして683万円ほどの補助金が受けられなくなるというふうな状況が続いております。

したがいまして、路線の集約につきましては、1日当たりの輸送量が15人を下回る、国庫補助要件を欠くことになった場合において実施することが適当というふうに考えておまして、その際には運行事業者であります宇和島自動車や隣接をします八幡浜市との協議の上、より利用しやすい公共交通を確保したいというふうに考えております。

三瓶～歴史博物館線につきましては、現在、1日5便の運行でございますけれども、平成28年度では約1万5,000人の利用がございました。少しずつ利用者は増加をしているという状況でございます。この5便につきましては、十分な便数とはなっていないというふうに考えておりますけれども、1日平均に直しますと41人、バス1台に対して4人程度の利用という状況でもございます。現在の需要においてはやむを得ない便数と見ているところでございます。

現在、この路線の利用状況等を調査の上、通院や通学などに適した時間帯の便から乗り継ぎの際の待ち時間をできるだけ少なくできるように、宇和島自動車と協議を行っている状況でございます。

調整ができましたら、速やかに運行時刻の変更を行いまして、地域間を結ぶ路線の結節を整えることで、市内公共交通の一体性を確保しまして、目的地までの輸送の充実を図っていきたくと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君 あれこれ困難な課題が山積しているということは十分理解できましたが、困っている方々が現実におられるというこの現状を、これを放置するわけにはいかないと思っています。市民一人一人の安心安全、快適な生活のできる西予市を確立するためにも、西予市民病院の利用者数の増加のためにも、やはり1本でも2本でも直通バスを強く希望するといった地域住民の心からの叫びをしっかりと受けとめていただきたらと考えます。答弁は無用とします。

今後の対応に期待して一般質問を終わります。

○議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時54分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時0分)

(日程2)

○議長 次に、日程第2、発議第3号「西予市決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、19名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し、審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本案については19名の委員で構成する西予市決算審査特別委員会を設置し、審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続審査することに決定いたしました。

次に、選任第4号「西予市決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市決算審査特別委員会委員に1番宇都宮久見子君、2番信宮徹也君、3番宇都宮俊文君、4番加藤美香君、5番中村一雅君、6番河野清一君、7番佐藤恒夫君、8番山本英明君、9番竹崎幸仁君、10番小玉忠重君、11番源正樹君、12番井関陽一君、13番菊池純一君、14番中村敬治君、15番二宮一朗君、16番兵頭学君、17番小野正昭君、19番森川一義君、21番酒井宇之吉君をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました西予市決算審査特別委員会委員の諸君は直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し、議長へ報告願います。

暫時休憩いたします。(休憩 午後1時03分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時18分)

西予市決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市決算審査特別委員会委員長に源正樹君、副委員長に小玉忠重君、以上のとおりであります。

次に、議案順に質疑を行います。質疑の内容は大綱のみに願います。

(日程3)

○議長 日程第3、議案第68号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第74号「西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの7件を一括議題といたします。

これより本案7件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第75号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君 補正予算書の14ページでございますが、2点について質問させていただきます。

まず、14ページの中の右端に、事業概要というところがございますので、そこを見ながら見ていただければと思います。

まず、旧宇和病院跡地の用地造成についてお尋ねいたします。

この2段目のところに、老人福祉施設整備事業761万5,000円と、これは以前からの説明で聞いているところでは約4,200平米ほどあるらしいんですが、地域密着型の特別養護老人ホームができると聞いております。そしてまた、この事業概要の一番下の欄に、保育所等施設整備事業というのがございまして、3,635万6,000円とありますけれども、これはこのうちに旧宇和病院跡地に認定こども園が面積約4,400平米ぐらい、これに対してこの3,600万円の中に812万6,000円ほどの事業費が含まれておるといことで、合計4,400平米ほどの土地造成ということで、今回追加補正で1,574万1,000円が計上されているようでございます。

これは聞くところによりますと、ここの8月30日の議員全員協議会で配信していただきました認定こども園の資料を見ますと、用地造成の工法

変更に伴い、事業費が増額となりましたよと。これはことしの3月の議会で、福祉施設整備事業（用地造成費等負担金）ということで、予算が2,517万5,000円可決されておられるわけですが、これを6割ほど増額して、合計4,091万6,000円となるわけですが、現地を見ますと、両施設の用地は、同じ高さでかさ上げされておまして、約8,600平米ほどの広い広い運動場のような土地ができて、1枚の広い敷地となっております。既に完成しておられるわけですが。

この広いかさ上げで、土留めブロック積みなんかもできておまして、現地を見ますと、のり長が4メートルほどもあろうという非常に高い部分もありまして、隣接する道路と非常に大変高低差がついてしまっているところもございます。

そういうことで、なぜ両施設の地盤高をこの広い広い1枚の高さにかさ上げして造成する必要があったのか、ほかに方法はなかったのかなど、経費節減のですね。そういうことについて、まず1点目にお尋ねしたいと思います。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 お手元のほうに図面がないので、詳しい状況はまた後ほど説明させていただきますが、今回は1枚にしなけりなかつた理由ということで、郷団地の擁壁があります。この郷団地の擁壁の一番下のもとの高さに合わせて造成するというようなことで、正面から見て右左の高低差がやと水がちょろちょろ流れるぐらいの高低差しかなく、もとの一番高いところを基準に造成をしたものであります。

それから、どうして1面かということになりますと、下に計画しております次の図書館の予定地になっておりますが、そこのつながりで、上を2段の高さ、認定こども園側は1メートル、それと地域密着型は4メートルというふうにすると、段の段差ができて景観上悪いかなということと、今後の図書館の計画に同じ高さでなければ、また不都合があつたらいけないというようなことも配慮したことが1点です。

そして2点目は、ちょうどこの運営をしていただく社会福祉法人が、西予総合福祉会になるわけですが、同じ法人の中で、老人と子どもたちが集う、そして寝たきりの老人が子どもの声を聞いたり遊ぶ姿を見て和むようなことを想定されてお

りますので、1つの高さ、同じ高さの造成をしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 14番中村敬治君。

○14番中村敬治君 今の説明では、複合施設といひますか社会教育施設といひるか、図書館のほうは既にでき上がつておるこの広い8,600平米ほどとは段差が既にかなりついておまして、そういう図書館とは同じレベルには到底ならないと思ひます、先ほどの説明ではですね。一緒の高さということをお説明されましたけれども、到底なるような状況ではございません。

ですから、あくまでも認定こども園のほうを切り土して、老人福祉施設のほうの4,200平米ほどのほうへ持つていくということで、この説明では当初4,200立方メートルほどの切り土をして、認定こども園側をですね。そして老人福祉施設側の4,400平米のほうへ4,200立米ぐらゐ移動さすことによつて、フラツトな地形をつくるというようなことだつたんだらうと思ひます。

ですから、郷団地側の切り土が、今の説明では土留めブロックが基礎が浅いから、多分そうなんだらうと思ひますが、切り土をしないというような話でございましたけれども、そんなものは当初の計画段階から調査をしておれば、ブロックの基礎がそんなに入つていないというのは常識的にわかるわけで、そこを切り土をすることで郷団地側の山留めブロックが不安定になると、これは当然誰が考えたつてわかる話で。

ですから、いろいろ急ぐということでお急ぎつて焼き刃でいろいろ設計されて、仕事、委託、成果品を受け取られたというような、そしてそれをそのまま発注したと。やつてみたらいろいろ問題が出てきたと。これではいけないというような話でなかつたらうかと思ひますよ。

ですから、先ほど言ひました補正予算の説明資料では、用地造成については、施設の運営主体となる社会福祉施設法人、西予総合福祉会にて実施しと書いてあるわけですが、つまり西予総合福祉会に土木の技術職員もいないし、土地造成の発注をされておるわけですが、そういうこと自体が、こういうような状態を招いたんじゃないかという気が、そして完成するにはおぼつかないからということで、急遽こういう補正を後づ



けで計上せざるを得ないというようなことで。

今後、このような、十分設計内容を委託すれば、設計内容を審査できる部門が発注し、そしてまた、それを受け取る以前、設計協議の段階で十分協議していただかないと、急ぐといっても行き当たりばったりと、こういうようなことになってしまいますので、こういうことにならないように、これはやはり西予市民にとっては子育て支援の拠点、そして老人福祉の拠点ということで、非常に皆さん注目されていると思いますので、こういうドタバタ劇の中で、国、県、そういうものの補助の期限とかいろいろあると思いますので、その辺もあったんだろうと思いますけれども、やはり西予市が市自体が発注し、土木の職員がしっかりチェックしていただいて、そしてその辺、出たものをそのままのみにするというようなことのないような形で、しっかりと市民の期待に応えるようにしていただけたらと思います。これは要望でございますが。

続いて、2番目の質問ですが、こういう2つの大きな施設ができるわけですが、今後整備のスケジュールとか、また施設の規模、市民へのサービスの内容、そういうものについてわかる範囲でご説明いただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長 酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長 先ほどの件、十分今後は気をつけてやりたいと思っております。

その上で、両施設の今現在の状況でございますが、7月中に入札が行われ、請負業者が決定したところでございます。そして8月には合同で起工式を行いました。

それで、認定こども園につきましては、来年4月開所予定で予定をしております。それと地域密着型特別養護老人ホームのほうは、3月に開所しなければならないことになっております。2つの施設ともに2月中旬を工期として完成する予定でございます。

この認定こども園につきましては、うわまち南保育園とうわまち東保育園のそれぞれ90名90名定員の180名の定員と、認定こども園にするための幼稚園部分を10名足した190名の認定こども園となる予定です。その中には、小学校の生徒が使う学童保育も入ってきますので、今、宇和小校区でも満員になって、ちょっとなかなか大

変になっておる部分を解消できるものと思われま

す。  
それから、地域密着型の特別養護老人ホームについては、名前のおり、西予市の住民しか入れない施設となっております。定員につきましては29名でございます、11月ごろから募集が始まるのではなかろうかと予想されておりますが、これも施設の入所を希望されて待つておられる方の緩和になると期待をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。

12番井関陽一君。

○12番井関陽一君 16ページ、6款1項4目の意欲ある愛媛の畜産担い手応援事業でございますが、これの県支出金も入っているようでございますけれども、県も一緒に補助していただくということで大変うれしいことではございますが、この内容的なものが施設整備費と家畜の導入ということになっておるんですけれども、大体どういうことに使われる予定になっているのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 井関議員のご質問にお答えをいたします。

この事業は、県が意欲ある担い手が取り組む収益力向上のための施設整備、先ほど申されましたように、施設の整備とか、家畜の導入を支援する事業でございます。2カ年計画で実施するものでございまして、畜産クラスター協議会に対して補助するものでございます。

県のクラスター計画の承認を得ることが条件となりますが、今回は市内では3つのクラスター協議会が承認を受けているところでございます。東宇和畜産クラスター協議会、それから南予畜産クラスター協議会、伊賀上肉用牛クラスター協議会の3協議会でございます。

内容については、いろいろございますが、先ほど申しました施設整備とか畜産の導入でございまして、東宇和畜産協議会の内容といたしましては、大野ヶ原育成牧場、それから野村エコセンターでの事業、それから農家に取り組む牛舎の搾乳施設、ホイルローダーなど17事業でございます。

南予畜産クラスター協議会では、豚舎、堆肥舎

の新設、改修、種豚の導入、フォークリフトなど  
14事業でございます。

伊賀上肉用クラスター協議会では、堆肥攪拌混合機、それからフォークリフトなど3事業となっております。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君 今の予算書の次のページの17ページなんですけれども、林業振興費、有害鳥獣捕獲対策事業845万9,000円についてお伺いをしたいなと思います。

説明書を見ますと、通年実施のためというふうな説明がありました。鳥獣被害は全国的にも大変苦慮している事業なんで、本当にいいことだなと思うんですけれども、ただ受け入れのほうですよ、受け入れのししの里せいよが指定管理がかわりまして、ほわいとファームさんがやってくようになって、まだ期間は短いんですけれども、これは受け入れのほうの今の状況はどうかと。通年になってたくさん捕獲できるのはいいんですけれども、受け入れはどうかかというのがちよっと心配なところもあるんですけれども、数は別に構いませんが、特に問題はないのかどうかというところだけ知りたいなと思まして質問させていただきました。

○議長 山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長 二宮議員のご質問にお答えをしたいと思います。

手元に細かい資料はちょっと持ち合わせしておりませんので、正確な数字は申し上げられませんが、指定管理を始めて以降、今のところ順調に進んでいるというところでございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第76号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」から議案第83号「平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」までの8件を一括議題といたします。

これより本案8件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

○議長 次に、日程第6、認定第1号「平成28年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

○議長 次に、日程第7、認定第2号「平成28年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第13号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの12件を一括議題といたします。

これより本案12件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案16件及び認定13件については、お手元に配付いたしております常任委員会付託表及び特別委員会付託表のとおり、各委員会に付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案について十分に審査を行い、各常任委員会については最終日の本会議において、特別委員会については第4回定例会初日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長長の報告を求めるといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

9月20日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後1時41分

平成29年第3回西予市議会定例会会議録（第4号）

- |          |            |         |         |
|----------|------------|---------|---------|
| 1. 招集年月日 | 平成29年9月20日 | 三瓶支所長   | 中須賀 敏 幸 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場    | 消防本部消防長 | 西 川 傳   |
| 1. 開 議   | 平成29年9月20日 | 総務課長    | 宇都宮 裕   |
|          | 午後 2時00分   | 財政課長    | 山 住 哲 司 |
| 1. 閉 会   | 平成29年9月20日 | 監査委員    | 正 司 哲 浩 |
|          | 午後 3時24分   |         |         |

1. 出席議員

- 1番 宇都宮 久見子
- 2番 信 宮 徹 也
- 3番 宇都宮 俊 文
- 4番 加 藤 美 香
- 5番 中 村 一 雅
- 6番 河 野 清 一
- 7番 佐 藤 恒 夫
- 8番 山 本 英 明
- 9番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 19番 森 川 一 義
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- |         |         |
|---------|---------|
| 市 長     | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長   | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長   | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長  | 宗 正 弘   |
| 会計管理者   | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長  | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長  | 山 岡 薫 彦 |
| 生活福祉部長  | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長   | 山 下 玉   |
| 野村支所長   | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長   | 高 橋 司   |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- |      |         |
|------|---------|
| 事務局長 | 道 山 升 文 |
| 議事係  | 三 好 祐 介 |

1. 議事日程

別紙のとおり

1. 会議に付した事件

別紙のとおり

1. 会議の経過

別紙のとおり

議 事 日 程		予算 (第 2 号)
1	議案第 68号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	議案第 83号 平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)
	議案第 69号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	追加
	議案第 70号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	1 議案第 85号 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約について
	議案第 71号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	2 発議第 4号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書 (案) の提出について
	議案第 72号 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について	3 発議第 5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書 (案) の提出について
	議案第 73号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	4 議員派遣の件について
	議案第 74号 西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 75号 平成29年度西予市一般会計補正予算 (第4号)	
	議案第 76号 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号)	
	議案第 77号 平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算 (第1号)	
	議案第 78号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	
	議案第 79号 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	
	議案第 80号 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算 (第2号)	
	議案第 81号 平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	
	議案第 82号 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正	

本日の会議に付した事件		予算（第2号）
1	議案第 68号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	議案第 83号 平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第 69号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	追加
	議案第 70号 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	1 議案第 85号 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約について
	議案第 71号 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	2 発議第 4号 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）の提出について
	議案第 72号 西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について	3 発議第 5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出について
	議案第 73号 西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	4 議員派遣の件について
	議案第 74号 西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 75号 平成29年度西予市一般会計補正予算（第4号）	
	議案第 76号 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）	
	議案第 77号 平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）	
	議案第 78号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
	議案第 79号 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
	議案第 80号 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
	議案第 81号 平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	
	議案第 82号 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正	

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、議案第68号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第83号「平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」までの16件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長菊池純一君の報告を求めます。

菊池純一君。

○菊池純一総務常任委員長 総務常任委員会審査報告。

去る9月6日の本会議において当委員会に付託されました議案7件について、9月11日に審査を行いましたので、報告いたします。

審査の結果は、お手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案7件はいずれも原案どおり可決決定いたしました。

その中から、主なものを抜粋して報告いたします。

議案第68号、教育総務課所管の「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」では、大野ヶ原の教職員宿舍は戸数5戸となっているが、現在実際に住まわれているのは何戸かとの質疑があり、現在5戸のうち3戸に教員が入居しており、冬場にもう1戸、教員が入居する予定であるとの答弁でした。

議案第73号、消防総務課所管の「西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第74号「西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、昼間の消防力を確保するための「活動特化型の機能別消防団員」で、職員を当てにしているということだが、どういった職員を対象としているかとの質疑があり、現在の想定では、支所の職員の有志を集めて15人程度の消防隊を結成しようと考えている。15人の中の既に消防団に加入している方については、重複して任用することはないが、加入していない方については、機能

別消防団員の特化型として任用して、15人全員が消防団活動として昼間の活動をしていただくという想定であるとの答弁があり、また、15人ということだが、資料では30人となっているが、30人の確保が職員でできるのかと思うのだが、いかがかとの質疑に対し、30人の内訳については、野村、宇和については常備消防があり、いち早く現場に駆けつけることができるが、城川、明浜においては常備消防の消防隊はないため、明浜、城川について、まずは機能別消防団員の特化型を創設しようというものであるとの答弁がありました。

さらに、30人という数が確保できるのかという点はどうか、また、城川と明浜両方で30人と考えていいのかとの質疑があり、30人の確保はほぼ想定済みであり、城川と明浜で30人の予定であるとの答弁がありました。

次に、トータルとしては団員が143人減となると、退職金等々のことがあり、143人減ることによってかなりの金額が変わるのかとの質疑に対し、143人分の積み立てはしなくていいことになるため、143人掛ける約2万円の減額が見込めるとの答弁がありました。

次に議案第75号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号)」の総務常任委員会所管分について、抜粋して報告します。

財政課所管分の財政調整基金事業では、財政調整基金の過去5年くらいの動きを説明してもらいたい、また、算定がえになって、今からどんどん交付税が減っていく中で、この財調が減っていくことが予測されているが、平成31年度に合併特例債がなくなった後の財調の動きをどのように予測されているか、説明願いたいとの質疑があり、平成26年度期末で36億8,427万円、平成27年度期末は43億687万円、平成28年度期末は48億3,092万円となっている。また、平成31年度の合併特例期限の満了に伴い、それ以降については、有利な財源を借りることができなくなるため、相当の事業を行うためには財政調整基金、その他の目的基金を充当して実施していく必要がある。今後も大型事業が幾つか続いており、今年度以降においても一般財源で対応しなければならぬ事業も継続的に控えている。したがって、概算ではあるが、当面は少なくとも4億円から5億円程度は財政調整基金を投入してい

かざるを得ないのではないかと考えているとの答弁がありました。

さらに、財政調整基金をある程度蓄えておかないと、不意な事業が起こったようなとき、特に大変になってくると思うが、それを減らないように、一番切り詰めていこうとしているところほどかとの質疑があり、今後の全体的な予算規模自体を圧縮していくのに、当然、単独の建設事業等については精査の上、事業量を縮小していく必要もあるが、それ以外の事務的な物件費等も、改善できるものは改善して、経費がよりかからない方法をとっていくということが重要になってくる。

あわせて、現在の人件費、職員数についても今後見直しをしていき、人件費の抑制もさらにしていく必要があると考えているとの答弁でした。

まちづくり推進課所管分の集会所整備事業では、267万3,000円で4地域4カ所での整備と言われたが、地域名を教えてくださいとの質疑があり、1カ所は宇和町小野田地区、後は野村町古市地区と中筋の小滝、惣川の天神、この4カ所となっているとの答弁でした。

同じく集会所整備事業について質疑があり、当初予算が700万円で38地域から要請があったと聞いているが、これは多分、毎年要請が多いと思うので当初予算では対応できない年が毎年ではないかと推察する。要請分から優先順位をつけて対応していると思うが、その優先順位のつけ方を教えてくださいとの質疑に対し、集会所整備事業は今年度で2年目となる。当初は誇れる地域づくり事業として集会所整備を行っていたが、その予算を地域づくり交付金に一本化する際に、集会所改修事業に関しては要望が多かったことから、補助事業を別枠でつくった。昨年と同じ事業費で行ったが、ちょうど同じような整備費の申請があつて積み残しがないまま、昨年は終わった状況である。ことしは特に予算の多かったのが野村地区で、御存じのとおり、国体の民泊の関係があり、いろいろなところから選手を迎えるに当たり、きれいに整備した中で選手を迎えたいという思いで、野村地区から特に申請が多くありました。優先順位については緊急性を要するものから順位をつけています。

今回の補正4件の改修内容については、外壁の塗装、屋根の瓦葺き換え、雨どい修繕などが主なものである。現時点で雨漏りが発生する案件もあ

り、緊急性があるものと判断して入れている。壊れてから直すのではなく、早く保全をして長期間に活用できるよう対応した。

また、申請があつたら現状調査に担当者が行って優先順位をつけているか、現場確認に行っているかとの質疑がありました。現場確認はしており、軽微なものには、申請書に写真を添付してもらい、区長さんからのご意見をいただいている。判断がつかないものについては、現地に入って調査を行っているとの答弁でした。

教育総務課所管分の小学校施設修繕事業では、野村小学校の防球ネットについて、体育館側から道路までの延長52.5メートルに対し、全て高さが8メートルになるようにネットを設置することかとの質疑に対し、バックネットから道路までの延長上に7本の柱を設置し、現在のフェンス高3メートルの上に5メートル足す形でネットを張る計画であるとの答弁でした。

野村学校給食センター建設事業では、給食センターの債務負担行為補正において給食運搬車2台分を計上しているということであったが、同給食センター稼働と同時に、城川小・中学校への給食配送も始めるのかとの質疑があり、その予定であるとの答弁がありました。

消防総務課所管分の常備消防施設整備事業では、ドクターヘリの3カ所の注意書きと言われたが、もっとランデブーポイントがあると思うが、他のところは既に設置されているということかとの質疑があり、今回整備するのは3カ所だが、現在、ランデブーポイントとしては23カ所登録している。そこについては、注意喚起の看板は惣川ヘリポート、ここに1カ所のみ設置しており、それ以外のところは設置していない。使用状況であるとか、看板の必要性、管理者からの要望等を取りまとめて、消防本部が必要であると判断した3カ所のみを設置する予定であるとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成29年9月20日、総務常任委員会委員長 菊池純一。

○議長 次に、厚生常任委員会委員長中村一雅君の報告を求めます。

中村一雅君。

○中村一雅厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告。

去る9月6日の本会議において当委員会に付託されました議案7件について、9月12日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

議案7件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより、議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁等を抜粋して報告いたします。

議案第71号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」では、問題なく移管できたのかとの質疑があり、民間に移行する前に保護者への説明会を各地区で実施し、いろいろな意見をいただいたが、おおむね前向きな意見であった。移管先決定後、地区への説明会は実施していないが、第三者委員会を開催し、保育園役員を通じ保護者のさまざまな意見について、事務局へ提出していただくようにしている。さらに、環境の変化による子どもたちへの影響を軽減し、スムーズな民営化を行うため、現在、移管先の社会福祉法人西予総合福祉会と話し合いを進めているところであるとの答弁でした。

また、公営保育所が2施設ある明浜地区の今後の考え方はとの質疑があり、建物がかかなり古くなっているのに加えて、津波の問題など地理的な条件があり、まだまだ検討が必要である。地域とも十分検討を重ねていくことを考えているが、今のところ何年後にという計画を示すことはできないとの答弁でした。

議案第75号「平成29年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち、子育て支援課所管分では、保育所型認定こども園とはとの質疑があり、保育所は、必ず保育にかけるという事由がなければ入所できないが、幼稚園は親が家にいて仕事に行っていないなくても入所できる。子どもたちの保育や教育の機会をふやすという意味合いをもって保育所に加えて、幼稚園機能を持たせた施設が今回設置する保育所型認定こども園となるとの答弁でした。

また、俵津公民館に隣接する集落センター2階部分を当面の間という使用条件で間借りして、平成27年4月から実施していた明浜地区の学童保育について、移転先を検討した結果、明浜中学校の余裕教室の活用が可能となり、平成30年4月からの学童保育開設に向けて、教室改修を行うた

めの工事費用を計上したとの説明がありました。

環境衛生課所管分では、一昨年、昨年と越冬しているナベヅルの攪乱を防ぐため、市内のため池に防護柵及び寒冷紗を設置するための費用を計上したとの説明がありました。

議案第83号「平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」では、関連質問として、簡易水道の経営統合の考え方はとの質疑があり、簡易水道の経営統合については、各地区でも簡易水道施設間をつなぐのではなく、経営統合して経営基盤を強化するという方向で進んでおり、現在、統合の話をしている地域もあるが、料金が3倍、4倍と一気に上がってしまうという懸念があり、なかなか進んでいない。地域の高齢化が進み、維持管理が大変になっているということで、行政側でも早く方向性を見つけていかなければならないと考えている。今後、経営統合した際に、行政で維持管理体制をどう構築していくかを今、慎重に検討している段階であるとの答弁でした。

以上、委員会審査報告といたします。

平成29年9月20日、厚生常任委員会委員長 中村一雅。

**○議長** 次に、産業建設常任委員会委員長宇都宮俊文君の報告を求めます。

宇都宮俊文君。

**○宇都宮俊文産業建設常任委員長** 最後に、産業建設常任委員会に付託されました議案について、去る9月11日に審査いたしましたので、報告いたします。

審査しました議案4議案につきましては、お手元に配信のとおり、原案どおり可決決定いたしました。

それでは、審査経過及び意見等を申し上げます。

議案第72号「西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について」は、下水道課より詳細な説明がありました。本条例改正は、浄化槽使用料の徴収方法及び使用料金を改定するため、本条例の一部を改正するものです。改正点としましては、徴収方法が従来1カ月ごとに納入通知書により徴収していたものが毎使用月ごとに納入通知書、口座振替又は集金の方法により徴収する手法に明確化したほか、浄化槽の月額基本料金を一般用・一般営業用それぞれ約3%増



の1世帯当たり40円から50円の範囲内、1事業事務所等当たり140円、人員割10円の増加額で訂正をすることになります。施行日は、平成29年10月1日からなるとのことでした。

続きまして、議案第75号「平成29年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち、農業水産課所管分では、農業用機械・施設整備事業289万7,000円について、詳細な説明を求めました。本事業のうち、西予市農産物出荷者育成支援事業200万円は、西予市における産直や地産地消を推進し、農作物栽培の振興及び安定生産を促進して、意欲のある農家が生産する農作物の安定継続的な出荷を図るために、必要な小型農業機械や簡易パイプハウス施設等の整備費用の一部を助成するものです。本事業に係る出荷者組合等は既存8団体・会員数で2,293名と把握しております。事前調査では16件の要望があるとの答弁でした。

次に、林業課所管分では、有害鳥獣捕獲対策事業について質疑がありました。本補正により、現在4月1日から10月31日の期間で実施している捕獲事業を通年とすることで、捕獲圧を高めていく取り組みが行われていることになりましたが、県下の他市町村の取り組み状況はどうなっているかとの質疑がありました。通年で捕獲事業を行っている市町は県下で12市町あり、現時点で南予については、西予市以外は全て通年で行っている。今回、西予市が通年とすることにより南予地域で捕獲期間が統一されることになるとの答弁がありました。

有害鳥獣の対策については、捕獲した有害鳥獣に対する補助単価のほか、有害鳥獣捕獲隊の組織状況についても質疑が行われました。

そのほか、林道関連事業に絡めて、林道開設のときの受益者負担が約5%になる点について、根拠の説明を求める質疑がありました。林道開設では、受益者分担金を補助残の1割とすることになっていますが、事業によって補助額が違ってくるため、国の50%補助のみがつく場合と、国・県合わせて55%がつく場合とでは、受益者負担において0.5%程度の差が出てくる場合があるとの説明がありました。

次に、建設課所管分では、道路橋梁維持修繕事業1,294万1,000円について詳細な説明を求めました。本事業は、原子力災害時において

バス避難のための一時集合場所になっている三瓶中学校横の水路を横断する床板改修をするもので、水路自体はボックスカルバートで10メートル程度の改修を行うほか、改修延長40メートルについては、学校進入路の取り付け部分や全体の拡幅・線形見直しも含めて改良を計画しているとの説明がありました。

大型バスの進入・退出については、一方通行方式になるのか、双方向通行方式となるのか、関係機関と協議の上、検討してほしいとの意見も出されました。

最後に、下水道課所管分につきましては、農業集落排水特別会計繰出事業2,000円の減額と公共下水道特別会計繰出事業9万1,000円の増額が計上されており、これらは、議案第81号「平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計（第1号）」、議案第82号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」における前年度繰越金の確定に伴う措置であるとの説明がありました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

平成29年9月20日、産業建設常任委員会委員長宇都宮俊文。

**○議長** 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長** 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより、議案順に採決を行います。

まず、議案第68号から議案第74号までの7件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第68号「西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について」から、議案第74号「西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの7件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長** 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第74号までの7件は原案のとおり

決定いたしました。

次に、議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第75号「平成29年度西予市一般会計補正予算（第4号）」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第76号から議案第83号までの8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第76号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」から議案第83号「平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」までの8件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第76号から議案第83号までの8件は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時31分）

○議長 再開いたします。（再開 午後2時45分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました、議案第85号「卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約について」、発議第4号「「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）の提出について」、発議第5号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出について」及び「議員派遣の件について」の4件を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって、本件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第1、議案第85号「卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 議案第85号「卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約について」、提案理由のご説明を申し上げます。

当市では、平成27年2月に策定した卯之町「はちのじ」まちづくり基本構想に基づき、JR卯之町駅及び駅前、卯之町商店街、重要伝統的建造物群保存地区の包括的なエリアマネジメントを官民連携で行い、未来のまちづくりにつながるにぎわいと交流の空間の創出を目指し、平成29年度当初予算に卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業として、平成29年度予算4,406万円、及び平成30年度から平成43年度までの期間で、限度額19億1,594万円の債務負担行為を合わせた19億6,000万円を予算計上し、議決をいただいたところでございます。

事業者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者として四電工グループを選定し、その後、仮契約締結に向け、交渉協議を進めてまいりました。その主な事業内容は、JR卯之町駅及び駅前エリアでは、西予市のランドマーク的な存在でもある卯之町駅舎を新たに改築するとともに、利用者等の安心・安全を確保するため、歩行者と車を分離したロータリーを整備する計画でございます。

また、現在、駅前にある市役所駐車場と図書館を解体撤去し、その場所に会議室や書庫、事務所、観光案内所及び食品・日常雑貨を扱う店舗などの機能を持った複合施設を建築するとともに、その隣には、イベント等が開催できる広場も整備する計画でございます。

商店街及び重要伝統的建造物群保存地区エリアでは、町並み広場、元第二駐車場の維持管理、無電柱化、空き家対策、案内板の設置、自動車の速度抑制などを計画してまいります。

なお、本事業では、建物整備などのハード事業のみでなく、施設運営や維持管理、空き家対策などのソフト事業もあわせて委託し、町のにぎわいを創出してまいります。

このたび、優先交渉権者として選定した、四電工グループが設立した特別目的会社SPCであ

る、株式会社西予まちづくりサービス代表取締役小野川康尚氏と契約金額19億3,754万3,767円で9月8日に特定事業仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君 卯之町「はちのじ」まちづくりということで、今までずっと説明を議会のたびに説明をいただいたわけですが、最終的に契約に至ったと、9月7日だったですか。この話を聞きますと、やはりちょっと疑問な点が二、三ございますので、質問させていただきたいと思えます。

この「はちのじ」まちづくり事業というのは、この当初からこの事業については公募をされて、いろいろ話し合いを進めてこられたわけですが、公募した段階から四電グループだけ、一社だけというようなことでございまして、それに応じたのが一社と、こういうことでは、世間の一般的な感覚からすると、競争原理が全く働かないということが通常考えられるわけですが、こういう中で、どんどん進められまして、当然四電グループからの事業の説明などについても、十分行政側は聞かれて、その提案内容を審査された結果、これ契約になったんだらうと思えますけれども、一社でも構わないと、強引に一社でも構わないということで契約に至った、どうしてそうなったのかなという素朴な疑問が私ら外から見るとするわけです。

また、事業費が、ただいま約19億4,000万円ほどというような話がございましたが、これについても適正と判断されたその根拠がどこにあるのかなと。当然内容を審査されたんでしょうけれども、その辺がちょっといまわかりにくいところがございます。

また、2点目でございますが、民間のこれ営利企業でございますので、営利企業として営利を目的としてやりながら、市民サービスもあわせてやっていただくということでございますが、そういう中で、そういう利益を出す企業であれば、当然

利益が出なくなれば、途中で撤退したいとか、あるいはこれではやっておれないから、事業費を増額してほしいとか、こういうことが求められるわけですが、そういうことに対して、そういう心配はないのかどうか。増額が求められるということになれば、ますます市の将来負担比率というのがどんどんふえていくと、そういう悪循環に陥るのではなかろうかと思っておりますが、その2点について、ご説明願ったらと思います。よろしくお願ひします。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 ただいまの中村議員の御質問、まず1点目ですけれども、一社しか公募がなかった状態で契約に至ったその経緯、考え方はということなんですけれども、確かに一社であるということであれば、競争原理が働きにくいというふうなことは、常々言われてきたところでございます。それを解消する意味でも、今回の事業におきましては、市内の企業が多く参加できるスキーム、新しい西予市独自の形を整えております。それによりまして、市内業者もいろんな面で参画ができる、参加ができやすい環境ができていないかというふうに考えております。

また、その審査の過程におきましては、外部有識者をその審査の中に加わっていただいております。その中で厳しく審査もしていただきまして、市が当初要求しておりました業務水準に達しているというふうな判断をして今回採択というふうなことになっております。

また、2点目として、今後、企業の撤退というふうなことも考えられるのではないかというふうなご質問をいただきました。今回の特別目的会社の代表企業であります四電工におきましては、企業の規模も非常に大きい会社でございます。また、市内での事業の実績もございます。信用に足る企業ということで、事業推進には心配ないというふうな判断をしているところでございます。

また、PFI方式で過去においてもその事業実績も県内においてあるというふうなことで、その点でも評価ができるのではないかというふうに思っております。

また、今後その適正にその事業が推進をしていくために、それはやっぱり評価をしていかないといけないというふうなことを考えておりまして、その事業の評価、そして対応の方針、そういった

ものを決定します西予市官民連携事業評価監視委員会というふうな組織を立ち上げまして、そこでしっかり事業の進捗等を監視をしていくというふうな体制を整えたいというふうに考えております。その組織の中には、議会の議員さんにおいても協力を願いたいというふうなことも考えているところでございます。

また、契約額の変更はというふうなご質問もいただきました。これにつきましては、今後の社会情勢の変化、特に物価変動率等を勘案しまして、契約額の変更というふうなことも起こる可能性はあるというふうに思いますし、また、消費税の増額等もありますと、契約額に影響があるというふうなことも考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長 中村敬治君。

○14番中村敬治君 ありがとうございます。ただいまの説明で現状はよくわかりましたが、今の説明を十分肝に銘じていただきまして、今後チェック機能を十分働かせていただき、いろいろな問題に適正に対応していただきたいと願っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 ほかにありませんか。

19番森川一義君。

○19番森川一義君 一つお伺いします。消費税が1億4,245万余り、8%でいるわけですが、将来10%になることが予想されますが、その2%の消費税になった場合は、どうする予定なんでしょうか。

○議長 宗総務企画部長。

○宗総務企画部長 消費税が上がった場合の対応をということなんですけれども、消費税が上がった場合においては、事業の施設整備においてその影響があるものについては、その対応をしなければいけないと思いますが、ただそれまでに契約が終わっておるものについては、消費税アップの影響はないというふうに現段階考えております。

ただ、これからの維持管理経費、そういったものに対しては、消費税が影響してまいりますので、消費税が上がった場合には、計画の変更が出てきようかというふうに思っております。

ただ、消費税が今後上がった場合においても、この債務負担行為を行っております。限度額の範囲内におさまるというふうなことで現在は想定をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第85号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第85号「卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第85号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第2、発議第4号「「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書(案)の提出について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長藤井朝廣君。

藤井朝廣君。

○藤井朝廣議会運営委員長 発議第4号「「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書(案)の提出について」、提案理由の説明を申し上げます。

道路は、地域経済の活性化を初め、市民が安全・安心な生活を確保するための基本的かつ重要な社会資本の一つである。しかしながら、本市は、宇和海から四国カルストまでまたがっており、海岸部では急峻な地形により、山間部では集落が遠く離れて点在していることなどから、道路整備が大幅におくれ、市民からは早期の道路整備を求める声が多く寄せられております。

また、大規模災害に対する防災・減災対策、国道・県道などの主要な幹線道路へのアクセス道路や生活道路の整備、救急搬送に必要な道路整備のほか、市民が安全・安心に道路を利用するための計画的な老朽化対策など、緊急的に対応すべき課題を多数抱えており、厳しい財政状況の中、これらの課題を着実に克服して既存の道路を最大限に活用するとともに、経済に好循環をもたらす「ストック効果」を早期に発現させる必要がある。

このような中、国では、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、交付金事業の補助率等のかさ上げを実施し、道路整備に対して格別の配慮がなされている。しかしながら、このかさ上げは、平成29年度までの時限措置であるため、来年度以降の補助率等の実質的な提言は、迅速かつ着実な道路整備の停滞を招き、市民の安全・安心な生活実現に大きな影響を与えることが懸念されているところであります。

よって、国におかれては、本市の道路整備を引き続き強力に推進するため、道路関係予算全体の拡大はもとより、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年以降も現制度を継続するよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。意見書案については、お手元に配信のとおりであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

**○議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長** 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長** 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長** 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第4号「「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長** ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

**○議長** 追加日程第3、発議第5号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長藤井朝廣君。

藤井朝廣君。

**○藤井朝廣議会運営委員長** 発議第5号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出について」、提案理由の説明を申し上げます。

我が国の地球温暖化対策については、2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は「平成29年度税制改革大綱」において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民にひとしく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところであります。

もとより、山村地域の市町村による森林給水源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全

や地方創生等にもつながっているものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。よって、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入をするよう、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。意見書案については、お手元に配信のとおりであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第5号「「全国森林環境税」の創設に関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第5号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第4、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認めます。よって「議員派遣の件について」は、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長 平成29年度第3回西予市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月30日に開会いたしました本定例会の開会中、議員各位におかれましては、上程いたしました案件に関しまして、慎重な審議を賜り、条例の制定、補正予算などの重要な案件をいずれも原案のとおり可決またはご承認いただきました。ここに衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

先日、台風18号が本市の近くを通りましたけれども、日本列島をずっと襲いましたが、我が西予市におきましては、一時、水位が上昇する。そして市道等におきまして崖崩れとか、そういう小規模な災害はございましたけれども、おかげで大規模な被害はございませんでした。でも、日本中にはあのような大きな爪痕を残し、台風そして集中豪雨、そのような自然災害に対する備えというものを改めて考えなければいけない、そのように思った次第でございます。

さて、政府や国際社会が北朝鮮によります弾道ミサイル発射の中止を強く求めているにもかかわらず、相次ぐ弾道ミサイルの発射や核実験の強行など、国際社会に大きな混乱と恐怖を与えている現状がございます。先日に続きまして、先週の15日には北海道上空を通過するミサイルを発射し、政府は全国瞬時警報システムJアラートにより関係自治体に避難を呼びかけたところでございます。これらの一連の事件は、国民の安全、そして安心を脅かす行為で極めて遺憾であり、国においては国際社会と連携をして、強い抗議とその対策を講じていただくことを望むものであります。

市といたしましても、緊急時における全国瞬時警報システム、防災行政無線、緊急速報メール等

での情報伝達体制の確認を行うとともに、ミサイル落下時の行動等につきましては、市民の皆様の理解が進むよう、広報紙そしてホームページ、西予ケーブルテレビ等によりまして、周知を図るなど国・県、関係機関等と連携しまして、市民の生命・財産を守るための対応をとってまいりたいと考えております。

いよいよ9月30日、第72回国民体育大会愛媛をつなぐえひめ国体開会式まで10日となりました。各関係機関、団体や市民の皆様の格別のご理解とご協力を賜り、開催準備が整い本番を待つのみとなってまいりました。既に会期前協議が行われ、愛媛選手の活躍が連日報道されているところではありますが、本日午後5時から市役所玄関前でえひめ国体及び第17回障害者スポーツ大会愛媛大会に出場する30名を超える西予市出身の選手、監督の活躍を祈念し、壮行会を開催することといたしております。西予市でのソフトボール成年女子及び相撲競技では、選手の皆さんが思う存分に力を発揮していただくよう大会運営を目指すとともに、全国から訪れられる関係者や観客の皆様には民泊を初め、心と心が通じ合う西予市ならではのおもてなしの心でお迎えをし、記憶に残るすばらしい大会となることを目指して臨む所存であります。

また、愛媛県で64年ぶりに開催される国体に市民の皆様を初め、議員各位にはぜひ競技会場に足をお運びいただきまして、選手と市民がスポーツの感動や喜びをともに分かち合い、楽しさを実感していただければと考えております。どうか市民の皆様の方々の積極的なご参加を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

季節は移り、いよいよ秋本番を迎えようとしておりますが、体調を崩しやすい時期でもあります。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき、市政運営に一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、私の閉会のご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

**○議長** これをもって、平成29年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成29年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 67号	西予市消防団消防ポンプ自動車の取得について	29. 8. 30	原案可決
議案第 68号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	29. 9. 20	原案可決
議案第 69号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	29. 9. 20	原案可決
議案第 70号	西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について	29. 9. 20	原案可決
議案第 71号	西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について	29. 9. 20	原案可決
議案第 72号	西予市浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例制定について	29. 9. 20	原案可決
議案第 73号	西予市消防団条例の一部を改正する条例制定について	29. 9. 20	原案可決
議案第 74号	西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	29. 9. 20	原案可決
議案第 75号	平成29年度西予市一般会計補正予算(第4号)	29. 9. 20	原案可決
議案第 76号	平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	29. 9. 20	原案可決
議案第 77号	平成29年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	29. 9. 20	原案可決
議案第 78号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	29. 9. 20	原案可決
議案第 79号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	29. 9. 20	原案可決
議案第 80号	平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	29. 9. 20	原案可決
議案第 81号	平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	29. 9. 20	原案可決
議案第 82号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	29. 9. 20	原案可決
議案第 83号	平成29年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	29. 9. 20	原案可決
議案第 84号	野村学校給食センター厨房設備機器の取得について	29. 8. 30	原案可決
議案第 85号	卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約について	29. 9. 20	原案可決



議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第 1 号	平成 28 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
認定第 2 号	平成 28 年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
認定第 3 号	平成 28 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
認定第 4 号	平成 28 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
認定第 5 号	平成 28 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
認定第 6 号	平成 28 年度西予市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
認定第 7 号	平成 28 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
認定第 8 号	平成 28 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
認定第 9 号	平成 28 年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
認定第 10 号	平成 28 年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
認定第 11 号	平成 28 年度西予市水道事業会計決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
認定第 12 号	平成 28 年度西予市病院事業会計決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
認定第 13 号	平成 28 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	29. 9. 6	継続審査
報告第 8 号	平成 28 年度西予市一般会計継続費精算報告について	29. 8. 30	報告
報告第 9 号	平成 28 年度健全化判断比率の報告について	29. 8. 30	報告
報告第 10 号	平成 28 年度資金不足比率の報告について	29. 8. 30	報告
報告第 11 号	西予市土地開発公社の経営状況について	29. 8. 30	報告
報告第 12 号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	29. 8. 30	報告
報告第 13 号	株式会社エフシーの経営状況について	29. 8. 30	報告
報告第 14 号	株式会社城川ファクトリーの経営状況について	29. 8. 30	報告
報告第 15 号	株式会社どんぶり館の経営状況について	29. 8. 30	報告
報告第 16 号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	29. 8. 30	報告

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第 17号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	29. 8. 30	報告
報告第 18号	一般財団法人宇和文化会館の経営状況について	29. 8. 30	報告
報告第 19号	西予CATV株式会社の経営状況について	29. 8. 30	報告
発議第 3号	西予市決算審査特別委員会の設置について	29. 9. 7	原案可決
選任第 4号	西予市決算審査特別委員会委員の選任について	29. 9. 7	議長指名
発議第 4号	「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」における補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書(案)の提出について	29. 9. 20	原案可決
発議第 5号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書(案)の提出について	29. 9. 20	原案可決
	議員派遣の件について	29. 9. 20	承認
【西予市決算審査特別委員会】 ◎委員長 ○副委員長			
◎源 正樹 ○小玉 忠重 宇都宮久見子 信宮 徹也 宇都宮俊文			
加藤 美香 中村 一雅 河野 清一 佐藤 恒夫 山本 英明			
竹崎 幸仁 井関 陽一 菊池 純一 中村 敬治 二宮 一朗			
兵頭 学 小野 正昭 森川 一義 酒井 宇之吉			